

令和7年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

専門学校における職業教育のマネジメント強化及び
第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施

事業成果報告書

令和8年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

はじめに

令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校の学校評価に関する法令上の規定に、第三者評価の努力義務化が加わりました。

文部科学省では、改正学校教育法を受け、専修学校における学校評価を適切に推進するため、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改正し、令和7年6月11日付で公表しました。

改正ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、教育の質保証・向上における学校評価の位置づけを明確化するとともに、改正学校教育法の規定に基づく専門課程と高等課程、一般課程の学校評価の記述を類型化しました。

さらに、専門課程における改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等の明確化とともに専門学校が行う第三者評価について評価者及び評価方法等について具体的な要件を示しました。

一方、令和8年度から、文部科学大臣認定課程の一部で第三者評価の受審が要件とされ、対象となる約500校に5年以内の受審を求めています。第三者評価は、本来、教育活動等の改善につながる取組として、専門学校自らが実感し、かつ、実践的職業教育を社会に向けて発信することの支援に繋がることが期待される制度で、今回の要件化が、専門学校教育の質の向上に向けた第三者評価を促進させる契機となることが期待されています。

これらの状況を踏まえ、職業教育評価機構（以下「本機構」という。）では、今年度の文部科学省委託事業において、専門学校における職業教育のマネジメント強化及び第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施事業として、改正ガイドラインについての普及啓発研修会を開催するとともに、専門学校の第三者評価マニュアルの作成に取り組みました。

本書は、今年度事業の記録として取りまとめたものです。なお、「第三者評価マニュアル」は別冊として発行しています。

本事業の実施にあたっては、事業実施委員会、第三者マニュアル作成部会、連絡協議会運営部会の運営に協力いただいた委員の皆様をはじめ、全国専修学校各種学校総連合会、関係団体の皆様方にはご指導・ご協力をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

令和8年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価研究機構
理事長 井澤 勇 治

目 次

第1章 事業の概要	1
1 事業の背景・目的・内容	
2 事業の推進体制	
3 実施スケジュール・事業の成果物	
4 事業計画の概要	
第2章 専門学校の第三者評価マニュアルの作成	15
1 改正学校教育法に基づく学校評価ガイドラインの改正	
2 第三者評価マニュアル作成にあたっての論点	
3 第三者評価マニュアル作成部会における検討経過	
第3章 連絡協議会運営部会の運営・拡大研修会の開催	23
1 連絡協議会運営部会の運営	
2 連絡協議会運営部会拡大研修会の開催	
第4章 委員会・研修会・第三者評価フォーラムの開催・運営	27
1 事業実施委員会等の開催	
2 専門学校の第三者評価推進全体研修会の開催	
3 専門学校の第三者評価推進個別研修会の開催	
4 職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2026の開催	
第5章 まとめ	41
1 専門学校における第三者評価の実践に関する課題	
2 専門学校における第三者評価への支援のあり方	
【資料編】	45
1 専門学校の第三者評価推進全体研修会資料	
2 専門学校の第三者評価推進個別研修会資料	
3 第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料	
4 職業実践専門課程第三者評価フォーラム2026配付資料	

第1章 事業の概要

1 事業の背景・目的・内容

(1) 事業のテーマ

改正学校評価ガイドライン（以下「改正ガイドライン」という。）において示された第三者評価の意義、評価基準、実施方法について、専門学校 of 具体的な取組の推進を図るため、「専門学校の第三者評価マニュアル」を作成するとともに、普及啓発のための研修会等を開催した。また、実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の継続的な運営を通して、専門学校における第三者評価の推進を図った。

(2) 事業実施の背景

学校教育法の一部改正において専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）に大学等の項目での自己点検評価が義務付けられ、外部の識見を有する者による評価（以下「第三者評価」という。）の努力義務が措置され、令和8年4月1日施行される。

第三者評価は、法律上は努力義務とされているが、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）における検討では、第三者評価の実施を求めるべき対象となる制度として、大学等と同水準の質の保証が求められる場合、特別な教育課程や取組に対して認定を行っており、その認定要件に関するフォローアップが求められている場合又は学校関係者評価がすでに義務付けられている場合等が想定されるとしている。

具体的な方向として、大学院入学資格（高度専門士認定校）、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校を対象として挙げている。

また、職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和8年度から令和12年度の実施状況を見て判断するとしている。

（参考）令和6年度末の数値

○大学院入学資格（高度専門士認定校）	342校	502学科
○外国人キャリア形成促進プログラム認定校	229校	595学科
○職業実践専門課程認定校	1,123校	3,212学科
○修学支援新制度機関要件確認校	2,063校	

専門学校における第三者評価は、法令上の規定がなかったため、専修学校専門課程を対象とした第三者評価を行う民間の機関を活用するなどして、各学校が任意で第三者評価を受審している状況で、本機構の実績では、年3～4校が受審し、19年間で延べ70校となっている現状がある。

一方、これまで専門学校教育の情報発信が不十分であるとの意見に対して、第三者評価をとおして学修成果等が可視化され、高等学校や企業等、社会全体に対して発信されることは専門学校の振興という観点から、重要な機会であると捉えることができ、客観性、公平性等が担保された第三者評価の実施が求められている。

また、改正ガイドラインにおいて示される評価基準は、教育プログラム評価への重点化、職業教育のマネジメントの責任体制の明確化と機能が主要な項目となっている。

専門学校における第三者評価実施を推進するためには、第三者評価の意義、職業教育のマネジメントの重要性等について、共通理解を醸成することが急務となっている。

職業教育のマネジメントについては、文部科学省の委託事業において、令和元年度から、株式会社三菱総合研究所が受託し、実態調査及び手引き、事例集の作成、関連した研修会の開催などに継続な取組がなされている。これらの成果を活用しつつ、評価基準が求める視点等について、専門学校全体で共有する必要がある。

(3) 事業の概要

①改正ガイドラインに基づく第三者評価手順書（以下「第三者評価マニュアル」という。）を作成

改正ガイドラインにおいて求める評価基準では、教育プログラム評価の重視、職業教育のマネジメントの責任体制の明確化等が主要な項目として示されている。このことを踏まえ、専門学校教育の質保証・向上を図るため、職業教育のマネジメントや第三者評価の意義、評価基準の理解等を進め、改正ガイドラインに基づく第三者評価の普及・促進を図るため、改正ガイドラインに基づく、第三者評価マニュアルを作成した。

②改正ガイドラインにかかる第三者評価の実施に関する研修会を開催

改正ガイドラインの趣旨等の周知及びガイドラインに基づく第三者評価を推進するため、第三者評価の意義、視点等の理解、及び職業教育のマネジメント

強化、第三者評価の具体的な実施に関する情報提供等を中心とした内容の研修会を専門学校教職員等を対象に開催した。

- ・全体研修会 1回（東京都内で開催）11月 同時映像配信
- ・個別研修会 3回（山形県、愛知県、岡山県、開催順）12月から1月

③実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営の継続

令和2年度から継続して運営している専門学校を対象とする評価機関等において、情報共有等の機会提供、また、共通するテーマの研修会を専門学校関係者等に拡大して開催することを目的に協議会の運営を継続して行った。

- ・拡大研修会 1回（東京都内で開催）11月 同時映像配信

④事業成果の積極的な公開

事業の実施状況及び事業成果は、事業成果報告書としてまとめ、出版・関係機関に配付し、本機構ホームページに掲載する。事業成果報告会として「職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2026」を開催し、参加者を広く募集し、同時に映像による情報配信を行った。また、教職員等を対象とする研修会開催においても、参加者を広く募集し、同時に映像による情報配信を行った。

2 事業の推進体制

(1) 事業の受託者

本事業は、本機構が受託し、事業実施にあたっては、下記に示す専門学校団体、第三者評価機関、専門分野別学校団体等の指導、協力を得て事業を実施した。

(2) 各事業の推進組織体制及び委員

①事業実施委員会

目的：事業を統括し、事業の成果目標を達成するため、本事業の方向性、検討の観点、論点の整理などを示すとともに、各部会における審議結果に基づき、事業成果をまとめた。

②第三者評価マニュアル作成部会

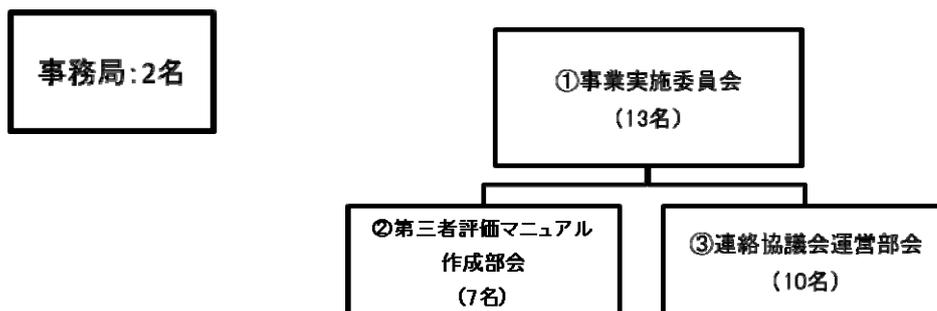
改正ガイドラインに基づく、第三者評価の実施について下記の事項及び教職員対象の研修会の開催内容を審議するとともに、審議結果を事業実施委員会に報告した。

- ガイドラインに示された第三者評価基準モデルの検証。
 - 学修成果に関する評価基準に関する検討。
 - 第三者評価の組織、実施方法・実施体制についての具体策の検討。
 - 客観性、公平性、透明性を確保するための評価実施組織のあり方の検討。
 - 段階評価の判定基準、評価単位等評価結果表現に関する検討。
- ③連絡協議会運営部会

令和6年度における運営に引続き、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討の場として、連絡協議会を設置し、運営を行い、拡大研修会を開催するとともに、下記取組結果等を事業実施委員会に報告した。

- 専門学校を対象とする評価機関、分野別評価機関等による連絡協議会の強化
- 諸課題についての認識の共有、また、共通する課題の解決に資する研修会の拡大開催。

【事業推進体制】



(連携機関・団体)

- (専門学校団体)
- 全国専修学校各種学校総連合会
- 一社大阪府専修学校各種学校連合会
- 一社福岡県専修学校各種学校協会
- 一社愛知県専修学校各種学校連合会
- (第三者評価機関)
- 一社専門職高等教育質保証機構
- 一社日本技術者教育認定機構
- 一社柔道整復教育評価機構
- (専門分野別学校協会)
- 公社東洋療法学校協会
- 一社日本看護学校協議会
- 公社柔道整復学校協会
- 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- (その他団体等)
- 日本公認会計士協会東京会
- 多摩地区高等学校進路指導協議会

○委員名簿

令和7年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における学校評価ガイドライン」の改訂等に関する提言
事業実施委員会・部会委員名簿

(任期 委嘱の日から～令和8年3月10日) (50音順・敬称略)

事業実施委員会(13名)

1	市原 康雄	一般社団法人 愛知県専修学校各種学校連合会 会長
2	植上 一希	福岡大学 人文学部教育・臨床心理学科 教授
3	岡部 雅人	公認会計士
4	椎葉 小夜子	一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会 副会長
5	杉浦 敦司	学校法人 電子学園 日本電子専門学校 校長
6	関口 正雄	学校法人 滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
7	瀬戸 裕一郎	東京都 生活文化局 私学部 私学行政課長
8	外山 公美	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 事務局長
9	原田 大五郎	全国専修学校各種学校総連合会 事務局長
10	福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
11	藤井 静児	一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会 理事長
12	三木 哲也	一般社団法人 日本技術者教育認定機構 フェロー
13	山野 晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

第三者評価マニュアル作成部会(7名)

1	杉浦 敦司	学校法人 電子学園 日本電子専門学校 校長
2	関口 正雄	学校法人 滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
3	原田 大五郎	全国専修学校各種学校総連合会 事務局長
4	福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
5	水方 智子	一般社団法人 日本看護学校協議会 会長
6	八木 信幸	JAMOTE認証サービス株式会社 代表取締役社長
7	荻本 沙織	株式会社 三菱総合研究所 人材・キャリア事業本部 主任研究員

連絡協議会運営部会(10名)

1	岡村 慎一	一般社団法人 全国専門学校教育研究会・専門学校YICグループ本部 常務理事
2	川廷 宗之	一般社団法人 職業教育研究開発推進機構 代表理事
3	坂本 歩	公益社団法人 東洋療法学校協会 理事・学校法人貝竹学園 理事長
4	佐藤 康夫	専門学校東京工科自動車大学校(中野校)・世田谷校 校長
5	関口 正雄	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長・東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
6	外山 公美	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 事務局長
7	中井 毅	全国自動車大学校・整備専門学校協会 事務局長
8	水方 智子	一般社団法人 日本看護学校協議会 会長
9	八木 信幸	JAMOTE認証サービス株式会社 代表取締役社長
10	渡邊 都	一般社団法人 柔道整復教育評価機構 事務局長

3 実施スケジュール・事業の成果物

【令和7年度の具体的な事業執行スケジュール】

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会						○			○		○	
第三者評価マニュアル作成等部会						○	○○					
研修会の開催全体1回、個別3回								○	○	○		
連絡協議会運営部会						○	○	○		○		
連絡協議会拡大研修会								○				
事業成果報告会・第三者評価フォーラム											○	
課題の整理・まとめ			→									

【事業の成果物】

(1) 出版物

令和7年度文部科学省受託事業成果について取組状況を記録した報告書として、次の出版物を作成し、専修学校関係者団体・機関等に配布。

- ・事業成果報告書 400部
- ・専門学校の第三者評価マニュアル 500部

(2) 専門学校の第三者評価推進全体研修会・個別研修会の開催

目的：学校教育法改正の趣旨及び改正ガイドラインのねらい及び第三者評価への専門学校の対応について普及・啓発を図るため、全体研修会、個別研修会を開催した。

開催時期：全体1回（令和7年11月14日）、同時にWEB配信 会場：東京

個別3回：山形県令和7年12/1、愛知県12/5、岡山県令和8年1/19

(3) 連絡協議会拡大研修会の開催と同時映像配信

目的：専門学校の第三者評価の水準のポイントとなる第三者評価の実施組織のあり方について議論を進めることを内容とした拡大研修会を開催した。

開催時期：1回（令和7年11月26日）、開催状況は同時にWEB配信した。

会場：東京

(4) 職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2026（事業成果報告会）の開催と同時映像配信

目的：本事業の実施結果について報告し、専門学校関係者等の意見を聴取し、事業成果に反映させるため、事業成果報告会として第三者評価フォーラム2026を開催し、開催状況を同時にWEB配信した。

開催回数：1回（令和8年2月6日） 会場：東京

資料 2 令和7年度 専門学校における職業教育のマネジメント強化及び第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施

令和7年9月17日
職業教育評価機構

事業の概要

- 改正ガイドラインに基づく第三者評価手続書（以下「第三者評価マニュアル」という。）の作成
改正ガイドラインにおいて求める評価基準では、教育プログラム評価の重複、職業教育のマネジメントの責任体制の明確化等が主要な項目として示されている。このことを踏まえ、専門学校教育の質保証・向上を図るため、職業教育のマネジメントや第三者評価の意義、評価基準の理解等を進め、改正ガイドラインに基づく第三者評価の普及・促進を図るため、改正ガイドラインに基づき、第三者評価マニュアルを作成する。
- 改正ガイドラインにかかる第三者評価の意義及び職業教育のマネジメント強化、教育プログラム評価等に関する研修会の開催
改正ガイドラインの職官等の周知及びガイドラインに基づく第三者評価を推進するため、第三者評価の意義、視点等の理解、及び職業教育のマネジメント強化、教育プログラム評価等を中心とした内容の研修会を専門学校の教職員等を対象に開催する。
- 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営の継続
令和2年度から継続して運営している専門学校を対象とする評価機関等において、情報共有等の機会提供、また、共通するテーマの研修会を専門学校関係者等に拡大して開催することを目的に協議会の運営を継続して行う。

事業実施の課題整理

- 改正ガイドラインに基づく第三者評価マニュアルの作成
 - 教育活動を重点として、支える組織基盤等の評価を含めた第三者評価基準モデルの検討。
 - 学修成果に関する評価基準に関する検討。
 - 第三者評価の組織、自己点検評価、結果公表、活用等、実施方法・実施体制の検討。
 - 客観性、公平性、透明性を確保するための評価組織のあり方に関する検討。
 - 段階評価の考案、段階評価の判定基準、評価単位等評価結果表現に関する検討。
- 改正ガイドラインにかかる第三者評価の意義及び職業教育のマネジメント強化、教育プログラム評価等に関する研修会の開催
 - 受講対象研修方法等実施方法、実施体制等の検討。
 - 研修実施に関する関係団体等との連携、継続した研修体制等の検討。
- 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営の継続
 - 客観性、公平性、透明性を確保された質の高い評価を受けることのできるしきみの構築の検討。
 - 専門学校を対象とする評価機関、分野別評価機関等による連絡協議会の強化
 - 諸課題についての認識の共有、また、共通する課題の解決に資する研修会の拡大開催。

事業の実施体制

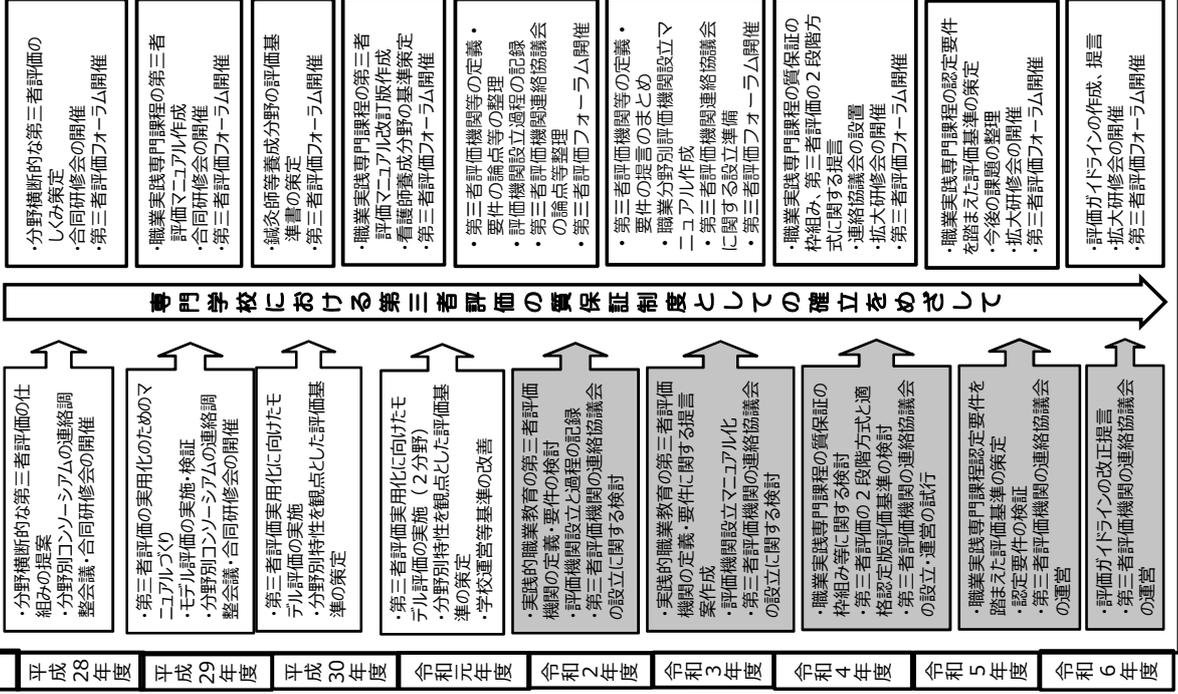


事業実施スケジュール

事業内容	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会											
第三者評価マニュアル作成部会											
連絡協議会運営部会											
研修会・評価フォーラム											
関連調査結果整理等											

これまでの取組と成果・本事業の目標

- 平成25年度から受託事業開始
・25年度 ガイドラインに基づく評価研修・学校関係者評価モデル
・26～27年度 分野別評価基準の策定・モデル評価・コンソーシアム連絡調整
(取組内容)

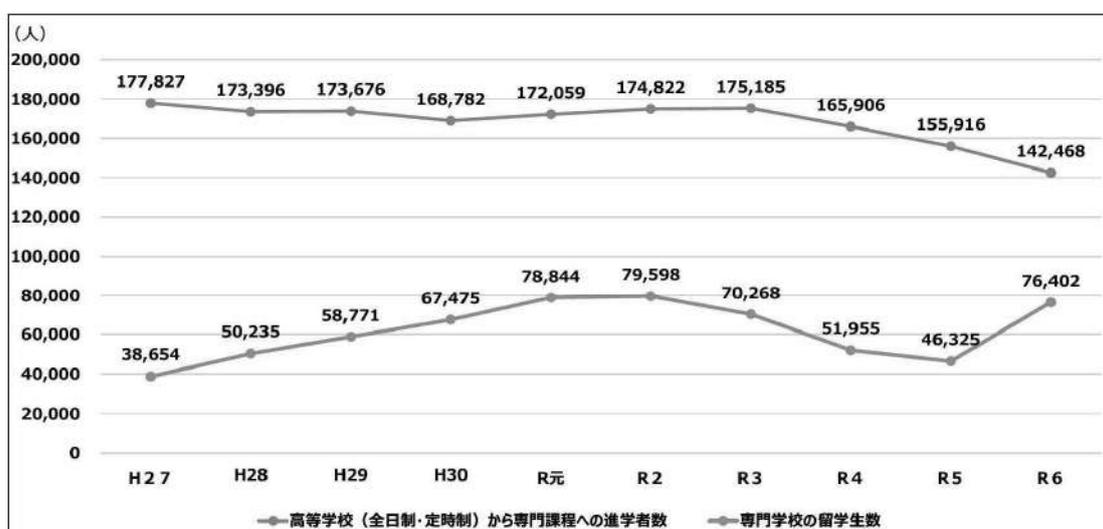
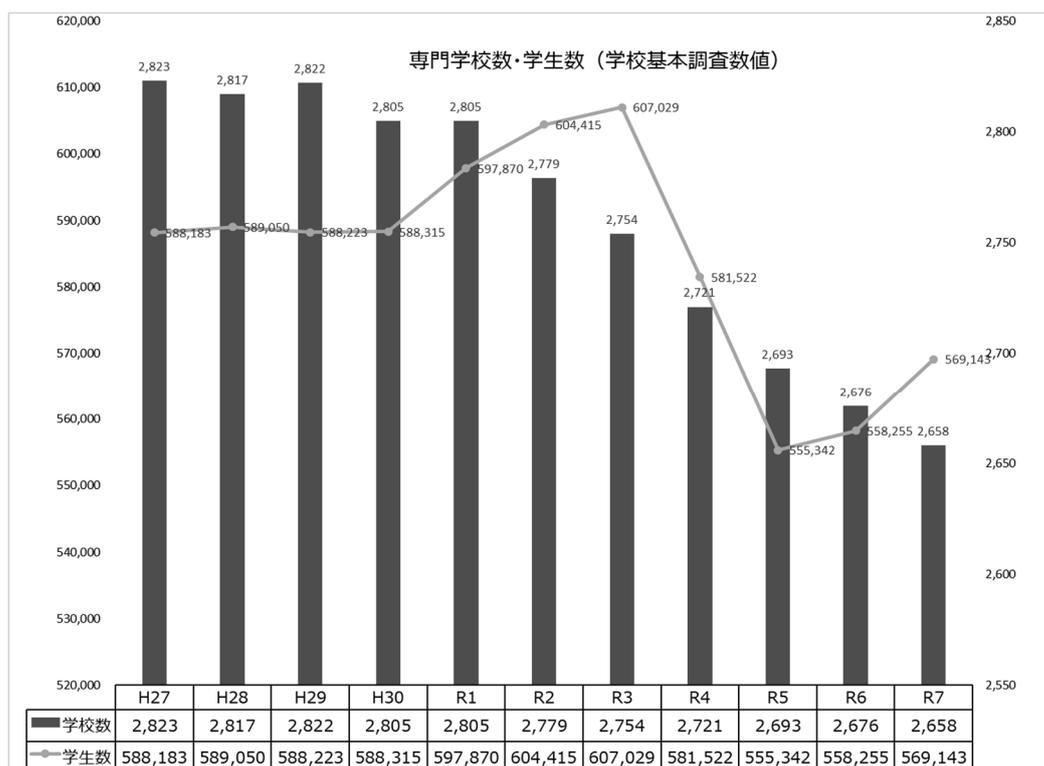


専門学校における第三者評価の質保証制度としての確立をめざして

専門学校の現状及び検討等に関する参考資料

1 専門学校の学校数、学生数、外国人留学生数の推移

- 学校基本調査結果によると専門課程を設置する学校数は、減少傾向となっている。
- 学生数は、令和3年度から減少しているが、令和6年度から10,888人増加している。
- 外国人留学生は、令和6年度から30,077人増加している。
- 高等学校からの進学者数は令和3年度から減少傾向で令和6年度は13,448人減っている。



文部科学省「令和6年度学校基本調査」、
日本学生支援機構「2024(令和6)年度外国人留学生在籍状況調査」

2 専修学校の学校規模別学校数

専修学校は生徒数200人以下が約7割を占め、他の学校種と比べ小規模な学校が多い。

		計	0～200人	201～400人	401～600人	601～800人	801～1,000人	1,001人～		
専修学校	学校数	2,997校	2,017校	598校	216校	89校	33校	44校		
	割合	100.0%	67.3%	20.0%	7.2%	3.0%	1.1%	1.5%		
高等学校	学校数	5,213校	1,151校	753校	1,064校	882校	812校	551校		
	割合	100.0%	22.1%	14.4%	20.4%	16.9%	15.6%	10.6%		
短期大学	学校数	303校	118校	118校	49校		15校	3校		
	割合	100.0%	38.9%	38.9%	16.2%		5.0%	1.0%		
大学	学校数	813校	19校		116校		145校	363校	102校	68校
	割合	100.0%	2.3%		14.3%		17.8%	44.6%	12.5%	8.4%

出典：文部科学省「令和6年度学校基本統計」

※ 高等学校については、全日制・定時制の生徒数、短期大学・大学については本科のほか専攻科・別科等も含めた学生数に基づき算出。ただし、通信による教育を受ける学生は除いている。

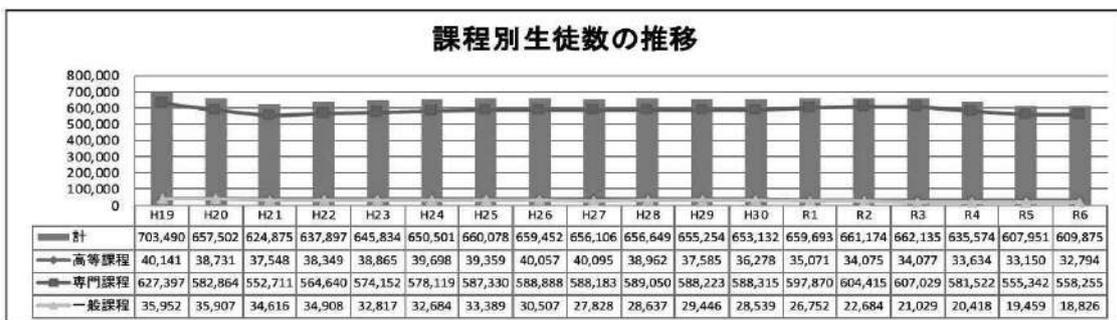
3 専修学校の分野別・課程別生徒数

	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養
合計	98,823人 (16.2%)	4,634人 (0.8%)	167,888人 (27.5%)	76,429人 (12.5%)	28,873人 (4.7%)	69,212人 (11.3%)	15,912人 (2.6%)	148,104人 (24.3%)
高等課程	4,355人 (13.3%)	127人 (0.4%)	4,980人 (15.2%)	5,215人 (15.9%)	793人 (2.4%)	7,858人 (24.0%)	2,164人 (6.6%)	7,302人 (22.3%)
専門課程	94,456人 (16.9%)	4,503人 (0.8%)	162,908人 (29.2%)	71,066人 (12.7%)	28,072人 (5.0%)	61,306人 (11.0%)	13,697人 (2.5%)	122,247人 (21.9%)
一般課程	12人 (0.1%)	4人 (0.0%)	0人 (0.0%)	148人 (0.8%)	8人 (0.0%)	48人 (0.3%)	51人 (0.3%)	18,555人 (98.6%)

出典：令和6年度学校基本統計

※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

4 専修学校の課程別生徒数の推移



『学校基本統計』

職業実践専門課程の都道府県別認定状況について(令和7年3月24日現在)

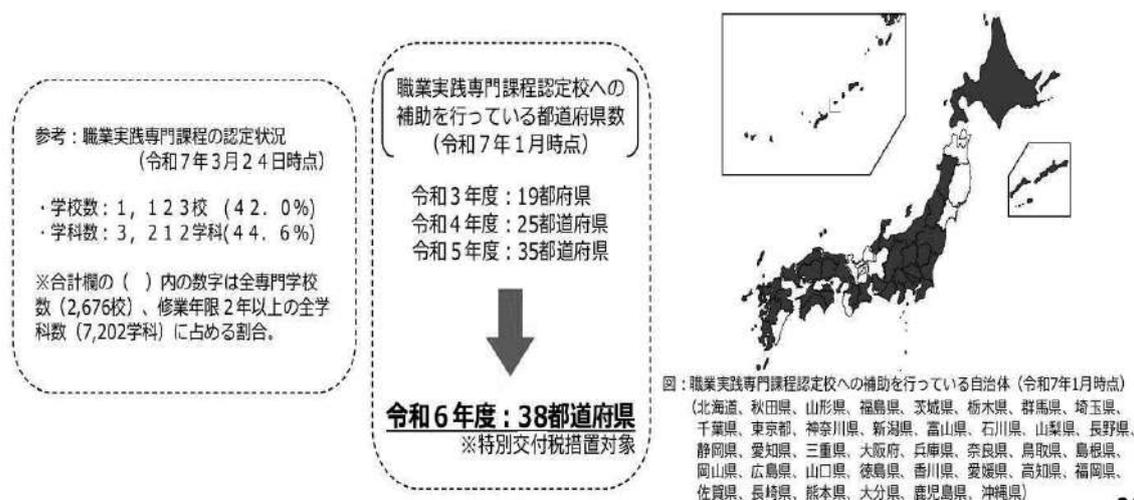
	位置	令和6年度 認定状況		合計	
		学校数	学科数	学校数	学科数
1	北海道	2	4	73	176
2	青森県	0	0	6	13
3	岩手県	0	0	15	41
4	宮城県	0	0	34	118
5	秋田県	0	0	3	11
6	山形県	0	0	7	16
7	福島県	1	1	10	54
8	茨城県	2	2	17	41
9	栃木県	3	5	17	42
10	群馬県	1	1	30	57
11	埼玉県	1	1	33	64
12	千葉県	0	0	31	64
13	東京都	12	17	162	569
14	神奈川県	3	3	44	102
15	新潟県	2	2	36	165
16	富山県	1	2	8	15
17	石川県	0	0	15	28
18	福井県	0	0	6	18
19	山梨県	0	0	6	9
20	長野県	0	0	23	45
21	岐阜県	0	0	10	17
22	静岡県	1	4	36	97
23	愛知県	3	3	60	203
24	三重県	0	0	7	12
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	0	0	26	68
27	大阪府	3	9	108	345
28	兵庫県	0	0	27	73
29	奈良県	0	0	4	10
30	和歌山県	0	0	4	10
31	鳥取県	0	0	2	6
32	島根県	0	0	7	20
33	岡山県	2	2	16	66
34	広島県	2	3	24	62
35	山口県	0	0	10	23
36	徳島県	0	0	7	25
37	香川県	2	2	12	38
38	愛媛県	2	2	13	46
39	高知県	2	5	11	33
40	福岡県	4	5	70	188
41	佐賀県	0	0	3	7
42	長崎県	0	0	10	20
43	熊本県	1	1	17	50
44	大分県	2	2	17	27
45	宮崎県	1	1	13	28
46	鹿児島県	0	0	6	22
47	沖縄県	0	0	27	68
	合計	53	77	1,123(42.0%)	3,212(44.6%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,676校)、修業年限2年以上の全学科数(7,202学科)に占める割合。なお、全学科数(8,568学科)に占める認定学科の割合は37.5%である。(専門学校数、学科数は令和6年度学校基本統計による。)

※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

7 職業実践専門課程認定校への都道府県補助

- ・38都道府県で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和6年度。実施都道府県は下図のとおり。)
- ・職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加。
- ・職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、令和4年度から特別交付税措置。



※出典：全国専修学校各種学校総連合会専修学校各種学校都道府県別助成状況(令和6年度)

都道府県	学校数	専門課程補助	職業実践専門課程補助
北海道	73	@28,004/人	加算@3,710/人
青森県	6	@30,846/人(法人)@13,950/人(他)	
岩手県	15	@17,980/人	
宮城県	34		
秋田県	3	@34,680/人(法人)	@200,000/学科
山形県	7	@48,604/人(法人)@12,219/人(他)	@100,000/学科
福島県	10	@26,000/人(法人)@8,600/人(他)	@200,000/校
茨城県	17	@17,500/人(法人)	左記に含む
栃木県	17	750から2,600千円/校	@100,000/校
群馬県	30	@31,270/人(専門士等)@20,040/人(他)	
埼玉県	33	@25,670/人	
千葉県	31	@15,000/人	@200,000/学科

東京都	162	自己評価@200,000 第三者評価@600,000/ 校	@5,000/人
神奈川県	44	@81,835/人（法人）@15,600/人	
新潟県	36	@21,500/人	総額 4,000 千円
富山県	8	@1,000 千円/校【特色教育】	左記加算
石川県	15	@27,100/人@172,700/校【特色教育】	@125,600/学科
福井県	6	@27,000/人@13,500/人【10月入学】	
山梨県	6	@50,000/校@16,000～8,000/人【県内外 専門士】@4,000～2,000【以外県内外】	@200,000/学科
長野県	23	@15,000/人	@100,000/校
岐阜県	10	@44,269/人（法人）	総額 13,000 千円
静岡県	36	@5,562,000/校	@150,000/学科
愛知県	60	@978,600/校@14,500/人	@200,000/学科
三重県	7	@150,000/校@16,370/人	@200,000/学科
滋賀県	0		
京都府	26	専修学校全体（法人）60,000 千円	
大阪府	108	@1,000 千円/校（研修、評価等）	右記
兵庫県	27	@10,307/人（法人）@7,618/人（その他）	
奈良県	4	@1,200 千円/校@31,500/人	@33,070/人
和歌山県	4		
鳥取県	2	専修学校全体 26,237 千円	@150,000/校
島根県	7	@18,867/人（右記除く） @800,000/校外国人対応 その他生徒確保支援事業、光熱水費補助あり	@500,000/校 複数学科設置 @100,000/学科
岡山県	16		1/2 補助内容不明
広島県	24		総額 5,750 千円
山口県	10	@792/人	@150,000/校
徳島県	7		@550,000/校
香川県	12	@7,760/人職実、評価情報公開など要件あり	右記
愛媛県	13		@400,000/校 県内就職要件あり
高知県	11		@450,000/校 県内就職要件あり

			80%実績 加算 10%加算
福岡県	70		総額 15,300 千円
佐賀県	3	教育質向上@500,000/校 地域連携@100,000/校 学校保健・安全対策@1,025,000/校 @12,500/人	@500,000/校
長崎県	10	@6,600/人	@500,000/校
熊本県	17		@150,000/校
大分県	17	@250,000/校	@500,000/校
宮崎県	13	総額 9,114 千円	
鹿児島	6	専修学校全体 33,221 千円	総額 2,800 千円
沖縄県	27		総額 29,225 千円
合計	1123		

5 専修学校における学校評価実施状況

○専修学校における学校評価は、文部科学省調査（令和 5 年度）によると 93.0%が自己評価に取組み、学校関係者評価には、78.3%が取組んでいる。しかしながら第三者評価への取組は、9.8%にとどまっている。

	自己評価		学校関係者評価		第三者評価		情報公開
	実施	公表	実施	公表	実施	公表	実施
H 2 5	1,765 (66.7%)	588 (22.2%)	659 (24.9%)	215 (8.1%)	127 (4.8%)	53 (2.0%)	521 (19.7%)
H 2 6	1,912 (69.8%)	976 (35.6%)	994 (36.3%)	632 (23.1%)	175 (6.4%)	93 (3.4%)	879 (32.1%)
H 2 7	2,061 (76.9%)	1,425 (53.2%)	1,199 (44.7%)	963 (35.9%)	218 (8.1%)	147 (5.5%)	1,399 (52.2%)
H 2 8	2,073 (79.9%)	1,468 (56.6%)	1,289 (49.7%)	1,051 (40.5%)	150 (5.8%)	111 (4.3%)	1,709 (65.9%)
H 3 0	2,134 (81.7%)	1,586 (60.7%)	1,356 (51.9%)	1,022 (39.1%)	164 (6.3%)	128 (4.9%)	1,809 (69.3%)
R 1	2,262 (85.2%)	1,786 (69.8%)	1,493 (56.4%)	1,293 (48.8%)	184 (7.0%)	146 (5.6%)	1,986 (75.2%)
R 2	90.3%	79.3%	73.9%	67.9%	7.9%	7.4%	75.8%
R 3	91.5%	83.1%	75.7%	71.3%	8.2%	7.0%	87.6%
R 4	92.3%	85.6%	77.8%	76.5%	8.9%	8.3%	89.6%
R 5	93.0%	87.3%	78.3%	77.9%	9.8%	9.1%	90.3%

出典：各年の 5 月 1 日現在の数値 出典：私立高等学校等の実態調査

第2章 専門学校の第三者評価マニュアルの作成

1 改正学校教育法に基づく学校評価ガイドラインの改正

(1) 学校教育法の改正

○専修学校の学校評価制度は、平成14年の専修学校設置基準改正において、自己点検評価の実施と公表が努力義務化されたことによりスタートした。その後、平成19年6月20日、学校教育法等の一部を改正する法律が成立し、学校教育法第42条に学校評価に関する規定が整備され、自己点検評価は、専修学校のすべての課程で、法律上義務化されるとともに、学校関係者評価が努力義務化された。

○これまで専修学校の学校評価は、専門課程、高等課程、一般課程において同様の措置がなされてきたが、令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律（令和8年4月1日施行）が公布され、専門課程を置く専修学校の学校評価に関して、自己点検評価の義務化に加えて、第三者評価が努力義務と規定された。

○このことにより、専門課程とその他の課程は学校評価に関して別の規定が適用されることになった。

【専門課程の規定】

【学校教育法第132条の2】

専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

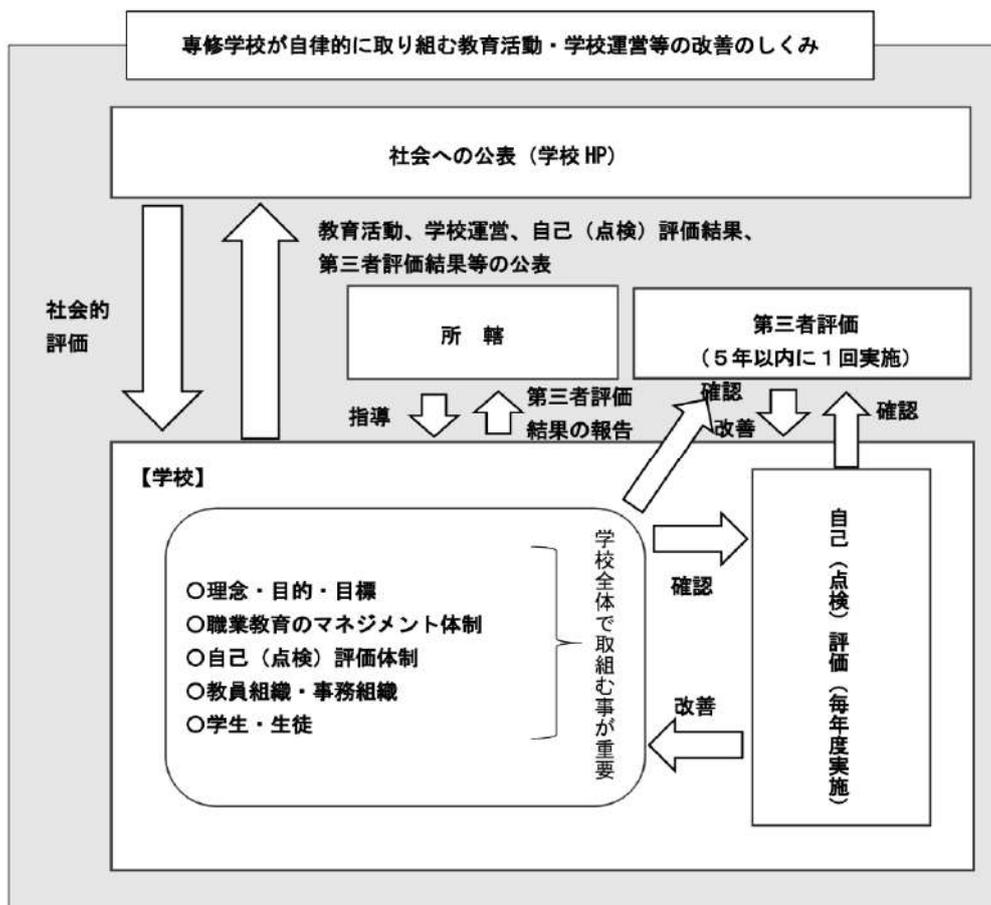
学校教育法施行規則では、専門課程を置く専修学校は、学校教育法第132条の2第1項に規定する及び評価を行うにあたっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに適当な体制を整えて行うものと規定されています。（第186条の5）

(2) 学校評価ガイドラインの主な改正内容

①教育の質保証・向上における学校評価の位置づけの明確化

○改正ガイドラインでは、「専修学校が自ら掲げる理念・目的を実現するために具体的に育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の教育の目標を明らかにし、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理し、教育を運営する仕組みである職業教育のマネジメントが重要であり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。」としている。

○学校評価が目的ではなく、手段、手法の一つであることを明確にしています。このことから、職業教育のマネジメント体制の構築と、機能の有効性の確認が評価の重要な視点となる。



出典：改正ガイドライン

②改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等を明確化

○改正学校教育法において専門課程には、外部の識見を有するものによる評価が努力義務としている。略語では、外部評価という用語が使用されている。

外部評価と第三者評価は、評価用語では、実施主体が異なるなど厳密な意味では同じではないが、改正ガイドラインでは一般的な用語として第三者評価という表現を用いている。

○また、専門課程においては、従来、自己評価、学校関係者評価のみの規定が存在していたので、改正前のガイドラインでは、第三者評価の定義等は、必ずしも明確に示されていなかった。今回の学校教育法の改正において規定化されたことにより、第三者評価の目的、要件等を明確化している。

◎自己点検評価	各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。
◎第三者評価	自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ※第三者評価は、上記に示されたように学校を単位として行ういわゆる機関別評価であることを示している。
学校関係者評価	保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く。）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。

出典：改正ガイドライン

(3) 改正ガイドラインにおける第三者評価の目的・機能

○第三者評価の目的は、学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。

○第三者評価は、専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検・評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検・評価の結果を踏まえつつ、外部の一定の要件を満たした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められる。評価結果において示された改善等に取り組むことは、学校における教育活動、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

出典：改正ガイドライン

(4) 改正ガイドラインにおける第三者評価項目・基準（例示）

大項目	小項目	評価の基準
基準1 教育理念・ 目的・目標	1教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念を踏めた目的目標の設定等
基準2 教育課程、教育の実施	1 教育課程の編成と授業科目	教育課程の編成、授業科目の設置等
	2 教育の実施	科目内容に応じた授業形態、企業と連携した実習
	3 成績評価、単位・卒業認定	成績評価の基準の明示、卒業認定方針、認定
	4 学修成果目標の達成状況	修得及び進路目標に対する達成状況
基準3 学生の受入れ、学生支援	1学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	入学者の受入れ方針の設定、周知 適正な入学選考、合否判定
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生への学習支援、シラバスの活用
	3 多様な学生に対する支援	海外留学生、障がいのある学生等に対する支援
	4 学生生活に関する支援	中途退学、経済的困難等に対する支援
基準4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	適正な採用、配置と募集
	2 教員の組織編制等	教育を行う組織体制、協力体制の明確化
	3 教員の資質の向上	専攻分野の知識、指導力向上のための研修等
基準5 教育環境	1 教育環境の整備	法令等に基づいた施設、設備等の完備
	2 安全対策、防災組織	安全防災の組織体制整備と適切な運営
	3 施設・設備等の点検、改善等	施設設備等の点検、補修、改善等
基準6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	学校運営の計画への位置付けと財務基盤
	2 学校運営	職業教のマネジメント体制と運営
	3 学校評価の実施と改善活動	学校評価の実施、結果公表、継続的な改善
	4 社会からの理解と情報の公表	教育活動等の情報公開、社会へのアプローチ

(5) 改正ガイドラインにおける評価結果の評定

○改正ガイドラインでは、項目例に示した点検・評価項目毎に自己点検評価結果として3段階の評定を行うものとしている。

○評価結果の表現は各学校の判断に委ねられているが、今後は、評価基準の一定の単位で3段階の評価で表現するが基本となる。

○評価結果の段階評定は、各学校において取組状況の適切さについてより具体的な分析を促し、今後の改善方策について明確化することが期待されている。

改正ガイドラインでは、第三者評価においても同様の評価表現を用いることを求めている。

○自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

出典：改正ガイドライン

(6) 第三者評価を行う評価実施者の種類

○ガイドラインでは、評価実施者の要件、評価方法等を示しているが、第三者評価の実施を評価機関の受審に限定していない。ガイドラインの記述から、評価実施者として、以下の種類が想定される。

- ①独立した組織で、専門学校を対象とする第三者評価機関
 - 職業教育評価機構、専門職高等教育質保証機構、柔道整復教育評価機構
 - 評価基準、評価者、評価方法等は評価機関が定める。
- ②専門学校の関連団体（分野別学校協会など）で組織内に第三者評価機能を有する団体
 - 全国自動車大学校・整備専門学校協会
 - 評価基準、評価者、評価方法等は当該団体が定める。
- ③専門学校が選任した評価者等が形成する組織（第三者評価実施者（組織））
 - 評価の主催者は当該専門学校だが、評価の客観性、公平性、継続性の観点から、学校に対して一定の独立性が求められる。
 - 評価者は、当該専門学校がガイドラインの要件を満たす者を選任する。
 - 評価基準、評価方法等はこの評価者組織が定める。
 - 評価者選任の責任は学校にあるが、評価結果の責任は評価者組織に説明責任がある。

2 第三者評価マニュアル作成にあたっての論点

(1) 第三者評価マニュアルに示す第三者評価基準の検討

教育活動を重点としつつ、教育活動を支える組織基盤等の評価を含めた第三者評価項目、基準モデルをマニュアルに示すにあたっての方向性

- ①評価基準は、ガイドラインに示した項目、基準とする。
- ②各基準の説明、評価の視点等を記述する。

留意事項

- ◎教育活動を支える組織体制における職業教育のマネジメント機能の有効性の評価
- ◎学生支援の取組の評価
- ◎学修成果に関する評価
- ◎教職員の資質向上、SD および FD 活動に関する評価（設置基準の新たな規定）

◎教育活動を支える財政基盤等に関する評価

(2) 第三者評価マニュアルに示す評価組織等の検討

ガイドラインに示された第三者評価の評価組織は、独立した評価機関を必ずしも指すものではなく、学校が選任する評価組織（評価者評価）も含まれている。このことから、評価機関ばかりでなく、評価者による組織も視野に実施体制を示すにあたっての方向性

①客観性、公平性、透明性を確保するための評価組織のあり方を評価機関の実施方法を参考として示す。

留意事項

◎評価者の要件（適格性含む）を当該専門学校に在籍した年限等、学校関係者評価の要件に比べ具体的に示しているものの、評価組織の独立性、中立性の観点から利害関係等について、より違いを明確にする。

◎評価組織の業務内容は、第三者評価の実施、結果公表が主となるが、結果に基づくフォロー、次の評価への継続性の確保も必要となることから、業務範囲を参考として示す。

◎ガイドラインに示されたように評価結果等に対する説明責任は、評価組織および学校の双方にあるが、それぞれの責任の範囲を示す。

◎委員報酬は、基準が明確でないが、費用が発生することは明確にする。

◎第三者評価の実施に関する委員との関係性は、規程及び文書で明確にする。

◎評価者育成についてどのように記述するか。評価者に対する研修は、評価機関が当然実施するが、その他、評価組織の場合は、どうするか検討が必要。

(3) 段階評価の考え方、段階評価の判定基準に関する検討

評価結果は、段階評価（3段階）とすることがガイドラインで示されている。評定の範囲は、ガイドラインによる中項目単位とされている。評価結果の判定基準を示すにあたっての方向性

①評定の判断基準の指針を示す。（評価機関の例）

②所見の具体的な記述内容等を示す。（評価機関の実施要綱の例）

留意事項

◎ガイドラインには次のように示されている。

評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組

等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とすること。

また、所見欄を設け、特筆すべき成果や留意すべき点、改善を要する点など、評価を実施する中で明らかになった成果や学校の教育活動や運営に反映すべき事項を積極的に指摘すること。

◎3段階の判定基準を明確にする。(ある程度具体的に示す。) 1及び3の基準を明確にする。

◎特に法令事項等に関する指摘を明確にする。(評価機関の実施要綱の例)

◎基準毎に取扱いを明確にする。(評価機関の実施要綱の例)

◎所見欄の内容を明確にする。(評価機関の実施要綱の例)

(4) 第三者評価の実施についての検討

第三者評価に実施については、概ねガイドラインに基づき第三者評価マニュアル記述をするが、記述にあたっての方向性

①第三者評価の対象とする自己点検報告書等の様式、参照資料例など示す。

②全体のスケジュールを示す。(評価の流れ)

留意事項

◎様式等は本機構の様式を例として示すことでよいか。

◎スケジュールには、第三者評価の実施、フォローアップも含めて示す。

◎意見の申し立てに関する手続きを示す。評価組織と学校の関係性を整理する。

◎評価期間は5年、評価実施年も含める。翌年から5年以内に受審する。評価機関でない場合、評価組織の継続性はどうするのか。

◎養成指定施設に関する負担軽減の具体的な方法について示す。

◎当該専門学校におけるSD,FD活動との連携について改善への取組、第三者評価に関する理解促進のための研修について言及する。

3 第三者評価マニュアル作成部会における検討経過

(1) 第1回部会

令和7年9月17日(水曜日) 10:00~12:00

場所：職業教育評価機構事務局

- ・本年度の事業計画、事業全体の概要説明
- ・主な取組事項、部会審議スケジュールの説明

- ・第三者評価マニュアル作成に向けた論点・課題の整理第1回目
- ・第三者評価マニュアルの構成第1回目
- ・第三者評価推進研修会（全体会・個別会）
 - ✓ 改正ガイドラインが示した第三者評価実施組織のあり方について審議
 - ✓ 第三者評価に対する国、都道府県の今後の支援の動向

(2) 第2回部会

令和7年10月15日(水曜日) 14:30～16:30

場所：職業教育評価機構事務局

- ・第1回事業実施委員会における審議内容の確認
- ・第三者評価マニュアル作成に向けた論点・課題の整理第2回目
- ・第三者評価マニュアルの構成第2回目
- ・第三者評価推進研修会（全体会）の進行に関する検討①
 - ✓ 学校及び評価機関等の役割分担、具体的な業務内容の検討
 - ✓ 客観性、公平性、独立性などを考慮すると評価実施組織に対しての厳格性を求めることと第三者評価の促進との関係性

(3) 第3回部会

令和7年10月28日
(火曜日)

10:00～12:00

場所：職業教育評価機構事務局

- ・第三者評価マニュアルの構成第3回目
- ・第三者評価推進研修会（全体会）の進行に関する検討②



- ✓ マニュアルの構成について、第三者評価の実施内容についてできるだけ抽出して記述する。
- ✓ 具体的には、第三者評価の準備からフォローアップまで記述するがどこまで求めるのか議論が必要。
- ✓ 個別研修会の進行について、法令改正、改正ガイドラインの解説と第三者評価への対応（第三者評価マニュアルの概要）について報告して、質疑応答を行う。（個別会は対面で行うため）

第3章 連絡協議会運営部会の運営・拡大研修会の開催

1 連絡協議会運営部会の運営

(1) 第1回部会

令和7年9月24日(水曜日) 14:30～16:30

場所：職業教育評価機構事務局

- ・事業計画、事業概要説明、各部会等の主な取組、スケジュールの確認
- ・各団体からの現状報告及び意見交換
- ・拡大研修会の実施要項（案）の検討
 - ✓ 改正ガイドラインに基づく第三者評価に関する各団体の対応
 - ✓ 専門学校からの相談等の状況
 - ✓ 拡大研修会のテーマについて、第三者評価を社会はどのように見ているかについて、例えば、高等学校側の意識などについて紹介することで、第三者評価の公表等の重要性を確認することなどどうか、社会人からの視点はどうかなど内容について検討した。
 - ✓ 文部科学省8年度概算要求の質保証関係事業について意見交換



(2) 第2回部会

令和7年10月22日（水曜日）14：30～16：30

場所：職業教育評価機構

- ・第1回事業実施員会主な発言内容の報告
- ・拡大研修会プログラム案
- ・拡大研修会意見交換の展開案
- ✓ 拡大研修会に意見交換に関してどのように展開するか検討した。
テーマ：専門学校教育の質保証と社会からの信頼を得るための第三者評価のあり方
 - ・事業実施委員会の山野委員（多摩地区高等学校進路指導協議会顧問）から高等学校からの視点で、第三者評価実施のあり方について講演を行う。
 - ・意見交換内容と進行
 - ①専門学校の職業教育としての質保証について
 - ②学校が主催して実施する第三者評価の妥当性に関する議論
 - ③評価機関が行う第三者評価の動向と進展を図るための支援等についての議論

(3) 第4回部会（拡大研修会3回部会）

令和8年1月27日（火曜日）14：30～16：30

場所：職業教育評価機構

- ・拡大研修会の報告
- ・今年度の取組と今後の課題
- ・第三者評価フォーラム2026の開催内容
- ・事業のまとめと今後の課題について
- ・第三者評価に関する文部科学省の来年度予算等の動向
- ✓ 今後の取組み、課題については、下記事項について了承された。
 - 今後の取組
 - ・団体間における情報交換・情報共有の継続については意義がある。今後拡大することが求められている。
 - ・共通の課題をテーマとする研修会の実施についても上記のとおり。
 - ・本協議会の継続的な運営については、令和8年度における第三者評価への支援内容との関係で、実際の運営について検討する必要がある。

2 連絡協議会運営部会拡大研修会の開催（兼第3回部会）

1 研修テーマ

社会からの信頼を得るための第三者評価のあり方

2 開催目的

専門学校の第三者評価は、必ずしも大学等における認証評価と同じ手法をとるものではないが、改正ガイドラインでは、その実施について、透明性の観点で、評価者の要件（当該専門学校との利害関係等）及びその組織性の確保に言及している。

また、法律上は努力義務であっても、令和8年度から、文部科学大臣認定課程における要件となる第三者評価については、専門学校教育の質保証・向上に資することや社会からの信頼を得るに足る一定の水準の確保が重要である。

さらに、第三者評価のあるべき水準について専門学校関係者における認識の共有を図ることは、さらに重要なことであり、今回の研修では、第三者評価の水準のポイントである第三者評価の実施組織である評価組織のあり方について議論を進める機会を提供するために研修会を開催する。

3 開催案内送付範囲

都道府県の専門学校関係団体に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専門学校に直接案内を送付し参加（映像の視聴含む）を呼びかけた。

4 開催日時及び会場

- ・開催日時 令和7年11月26日（水曜日）13：30～16：00
- ・会場 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 5階「5Cホール」
- ・来場者数 34名（関係者含む）・オンライン参加171名（瞬間最大値）

5 プログラム

1 開 会【13：30】

2 あいさつ 文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室長 米原泰裕

3 講 演 「社会が求める専門学校教育の質保証」

多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

山野晴雄

4 意見交換 「社会からの信頼を得るための第三者評価のあり方」

進行：事業実施委員会委員長/

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【登壇者】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長 米原泰裕
多摩地区高等学校進路指導協議会顧問 山野晴雄
一般社団法人 全国専門学校教育研究会・専門学校 YIC グループ本部 常務理事
岡村慎一
一般社団法人 職業教育研究開発推進機構 代表理事 川廷宗之
公益社団法人 東洋療法学校協会 理事・学校法人 呉竹学園 理事長
坂本 歩
専門学校東京工科自動車大学校（中野校）・世田谷校 校長 佐藤康夫
一般社団法人専門職高等教育質保証機構 事務局長 外山公美
一般社団法人日本看護学校協議会 会長 水方智子
JAMOTE 認証サービス(株) 代表取締役 八木信幸

5 閉会【16:30】



第4章 委員会・研修会・第三者評価フォーラムの開催と運営

1 事業実施委員会の運営

(1) 第1回委員会

令和7年9月29日（月曜日）14：30～16：30 アルカディア市ヶ谷

- 開会あいさつ 主催者：理事長 井澤勇治
- 委員長選任 東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄
- 現状を踏まえた挨拶

文部科学省 総合教育政策局 専修学校教育振興室 室長 米原泰裕

【委員長挨拶】

○今回議論する論点、課題について、第三者評価と外部評価は用語としても異なる取組であるが、議論の前提として、専門学校が取組む第三者評価は、いわゆる評価機関が実施する第三者評価と学校が主体となって実施する外部評価も含んだ範囲の評価ということを共通認識としたい。

○そのうえで、今回の事業である第三者評価マニュアル作成にあたっては、本機構が評価機関としての観点・視点で取りまとめるということから、また、多くの専門学校が自己点検評価及び学校関係者評価を超えた学校評価の段階に進むためという意味において、第三者評価のあるべき要件と最低基準としての要件を併記したものとなるのではないかと議論の前に申し上げておきたい。

【文部科学省：現状を踏まえた挨拶】

○昨年度、学校教育法の改正があり、専門学校に外部の識見を有する者の評価が努力義務として規定された。法改正はそればかりでなく単位制、専攻科の導入などがある。これまでの教育の実施内容を大きく変えるということではないが、高等教育機関としてふさわしい形として制度を変えていくということである。

○今回の事業では、専修学校の教職員が第三者評価にどのように具体的に取組んでいくのか、これなら取組んでいけると確信が持てる内容で、現場で困ったときに振り返ってみられるようなマニュアルとすることが必要であると考えている。

○第三者評価の理想として掲げ、目指していくことももちろん重要であるが、規模の差異など多様な専門学校が存在する中であって、努力義務ではあるが大学院入学資格（高度専門士）、外国人留学生キャリア促進プログラム認定校、規模としても約570校が、5年間の間に取組むということになる。

○制度として一歩目であり、学校にとって意味のあるものでなければならない。厳しい評価となることはあっても、教育活動や学校運営の足を引っ張るものであってはならないと考えている。評価が改善につながるものであることを示せるものであってほしいと考えている。

○今回作成するマニュアルが100%完璧であることに期待をするものではなく、これから取組む中で、見直しながら改善していきたいと考えている。野球でいえば、これまで素振りを行って、いよいよ、キャンプ入りし、実戦へとなっていく。この事業が、様々な分野の委員の意見を受けながら、今後5年間の中で学校の取組の一助となることに期待したい。

【第三評価に関する知見者の視点から】

○学校が依頼した委員による評価（以下「評価者評価」）の場合、フローアップも含めて継続性を担保し、すべて公表すれば、とりあえずはよいとすることも考えられる。

○評価者評価は、第三者評価ではないという議論にならないようにしなければならない。学校が完璧に実施できない場合でも、次回への課題ということで、次回に取組むということにしたらどうだろうか。

○評価基準には◎、○、△とあるが、二重丸は必ず評価する、それ以外は次回以降に徐々に取組んでいくというようなことでよいのではないか。

○資料の提出については、提出されないことで確認できない場合は、評価側が明確に指摘することで最初はよいのではないだろうか。評価側の責任はいわば、国民に対しての責任であるわけなので、その辺は明確にする必要がある。

○公表の範囲は自己点検評価結果も公表する。これを公表しない場合は、第三者評価結果の信ぴょう性が失われる。

○評価基準の考え方、公表の範囲など評価委員が決めることが重要で、学校の関与が入らないようにすることも必要である。

○学校が実施する評価者評価では、評価組織と学校は契約関係になる。契約書など内容を文書により取り決める必要がある。特に、利益相反（Conflict of Interest）に関する事項は、契約上、明確化することが重要である。

○評価者との調整等の業務が発生することや、学校と評価者とのやり取りなどすべて記録に残すことが必要である。

○第三者評価機関と学校の認識には温度差はある。質保証機構としては依頼されれば、調整、コーディネートを実施する用意があり、実際に、アドバイスをしている。その場合、学校、評価者、質保証機構3者で協議を行うことになる。

○上記について進めるにしても、自己点検評価をきちんと実施することが要件で、その点を重視したい。また、これらについてビジネスとして展開しようと

する動きは聞いており、学校には注意喚起を行っている。

頼まれたら調整程度はやる。自己点検評価がきちんとされているか。評価者評価をサポートすることは対応する。3者での協議で実際のコンサルタントを行うことになる。

○評価者の質が重要である。産業界からの実務経験者を評価者のうち半数としている。実務経験者の評価は、大学教員とでは視点が違う。また、評価チームごとにも結果が違ってくる場合がある。あまり差があると評価機関の信頼性にもかかわる。また、評価者の先入観が影響する例も多くある。評価者の育成が必要である。

○評価者には、習熟することが必要である。実際の評価を通して、他人の意見を聞きながら評価経験を重ね習熟してくる場合がある。また、取りまとめ役のリーダーの存在は、重要である。

○第三者評価が改善につながることで、内部では気が付かないことが、外から言われると刺激になるということは理解されているが、評価結果に信頼性がないと、評価を受けないということにつながる。JABEEでは、受審校が減ってきている。また、何回か受審することで、自分たちで十分できるということにもなっている。今回の改正について制度を定着させることが重要である。ポイントは、教員である。教員研修に携わる機会が多い。研修を受講し、知識を得ても、意識変容から行動変容がなければ定着しない。学校への研修、職業教育のマネジメントの定着を目的とした研修を重ねて定着させることが必要である。

【専門学校及び関係団体の視点から】

○A 団体の現状では、学校評価の改正に対応ができていない。自己点検評価は、学校間で差があることから、自己点検評価を厳格に行い、質を上げていくことから初めていきたい。自己点検評価が学校改善へのステップであることを実感できることが重要であると考えている。また、補助制度に関して、手続きが難しくあまり活用されていないのではないかと。

○B 団体では、派遣会社が学校経営等の経験者を登録、育成して、学校に派遣するという方法を考えている。実際、派遣会社が第三者評価の評価者育成をどこまでできるかなど課題はたくさんある。今後、このスキームで派遣会社と条件を詰めていくことになる。

○自己点検評価についても、どのような視点で行うか、評価の標準化は必要である。どのような視点で実施するのか、学校全体で共有できるか、課題が多く、整理できていない状況である。第三者評価を実施する学校における規程の制定など全体の制度設計が重要である。

○マニュアル作成にあたって、一度も第三者評価に取り組んだことがない学校が

円滑に取り組むことができるように、最低限やるべきことをやってくださいという内容にしてほしい。ガイドラインに沿った実施方法を反映させることが重要で、ガイドラインの意図が理解できるようなマニュアルにするべきである。

○評価機関が実施する評価でも、学校が実施する評価組織による評価でも同じことであることとして、学校の規模にかかわらず必要なことをマニュアルに示すことが必要である。評価機関が実施している第三者評価をモデルにマニュアルを作成するという方法もある。

○第三者評価を行うことについて専門学校にとって唐突感があり、そんなに面倒であれば、認定校から降りるといった動きが怖い。理想的で、将来的なことも示しつつ、実際にやることは何か示すことが必要である。

○第三者評価を受審している学校としては、評価機関が行う評価と学校が行う評価とでは、上下が自然とできてくるのではないかと思う。継続して受審してきた学校は評価機関で継続して受けてきたが、評価機関にキャパシティがあるとすると、断られることがあるのではないかということも危惧している。

【所轄庁の視点から】

○法改正により専門学校をより大学に近づけるという中で、学校評価については、重要であり力を入れていく必要がある。C団体では、所在する学校数も多いことから、動きも注目されている。どのような対応を行うか所在する専修学校等団体とも協議を行っているところである。全校（約300校）が法の主旨を活かし5年に1回第三者評価を実施してほしいと考えている。

○評価機構、質保証機構など評価機関が実施することには、限界があり、評価者評価が設定されていると理解している。評価者の育成と、研修など他団体の動きも見ながら、第三者評価の標準化を担保していきたい。評価者評価のクオリティをあげて評価機関の評価と同質として、特に評価者へのアクセスを考えていきたい。

○自己点検評価の質を上げることの重要性を感じた。補助制度については、従来同様とするよう財政当局に要求をしていく。補助金の申請の煩雑さについては確認したい。

【社会から見た場合等の視点から】

○高校側から見れば、評価機関が行う第三者評価を求めている。これが基本である。評価者評価であると学校が主体となるので結果に影響があるのではないかと、信用性に疑問がある。小規模でも第三者評価を実施している学校はある。

○評価結果について、学校の取組の経過を継続してみていくことが必要である。改善という視点では、退学者数、資格試験の合格率などについてどのような推移であるかなどきめ細かく見ていく必要がある。評価機関が組織で評価するこ

とが必要である。

○特に小規模校へは評価費用に対する補助制度が課題であると言える。

○世間からの評価では、評価機関やる場合とその他との違いがあるのかということが問題となる。公認会計士の場合、個人と、監査法人とでは、私立学校法上でも違いがある。

○財務の評価では、安定した財務基盤について、外から見た評価、学校側から見た評価では、違いが出てくる。どのような基準で評価するか、評価機関での評価であれば、各機関で安定し基盤について必要かつ十分の基準を明確にすると評価しやすいが、評価者評価ではどのような基準にするか課題である。

(文部科学省)

○貴重な意見ありがとうございます。マニュアル作成においては、評価者評価でも十分に第三者評価の機能が果たせるように、最低限の評価ができるように、また、自己点検評価が改善されるようになってほしい。

○懸念については、評価者として意見を言うことが過ぎると学校の足を引っ張ることにならないようにという点は注意したい。また、契約上明確にすることなども課題である。

○コンサル的な行為については違法行為とはいえない。文科省として、学校評価研修等の支援を行うように予算要求している。コーディネーター派遣などのしくみも必要であると考えている。

所轄庁は、中長期的な視点での支援、文科省は、短期的な力を入れていきたいと考えている。本日の意見がマニュアル作成につながるよう取組んでほしい。



(2) 第2回委員会

令和7年12月16日（火曜日）14：30～16：30 アルカディア市ヶ谷

- 開会
- 各部会における審議経過・進捗状況の報告
- 専門学校の第三者評価マニュアル（案）
- 第三者評価フォーラム2026（事業成果報告会）の開催概要
- その他・意見交換

文部科学省 総合教育政策局 専修学校教育振興室 室長補佐 塩屋仁史

【部会における審議経過・進捗状況】

○全体研修会における吉本先生の大学の認証評価への動きについて、教育プログラム単位、学科単位での評価の話が議論されている。全体のまとめとの関連で議論がある。大学評価では、段階評価や認証評価の意義についても意見が出ているが、国際通用性の観点が重要で、その点が議論の中で忘れられているのではないかと。また、学修成果の可視化は、重要である。

○機関別評価と分野別評価では、まったく別の評価を行っているわけではなく共通する部分や割合の問題でもある。いずれにしても今後の課題である。

○大学の議論は大学の議論として専門学校では、職業教育マネジメントの有効性が重要な視点で、専門学校の特性を生かした評価が重要であると考えている。

【専門学校の第三者評価マニュアル（案）】

○本団体では、外部評価に耐えられる自己点検評価の充実が重要であると考えている。全体を底上げすることに取組んでいく。県単位でなくブロック単位での取組も検討することになっている。

○本団体では評価者の確保という点で、各分野で退職者の活用を考えている。他県での評価や高等学校からの評価など検討している。本事業のリーダーシップをどこが担うのかも課題である。

○学校関係者評価との関係性では、イメージとしてという説明がされたが、安易な理解に結びつく可能性があり、違いなどを明確に説明する必要があるのではないかと。

○評価実施者の種類が評価機関のみではないとのことだが、評価機関が行うことが信頼性から重要である。学校が選ぶというとなんらかの関係性、利益相反関係が生じることがあるのではないかと危惧している。費用負担が課題だということであれば、支援策を考えるべきである。

○意見申立ての関係は、審査会ということになっているが、複数でなく独任制でも良いのではないかと考えている。

○第三者評価への対応について専門学校には情報が少なく、浸透していないのではないかというのが実感である。評価者の属性について構成員について、など、選任方法など明確化する必要がある。

○評価機関が実施した方が独立性という意味では良いと考える。学校が実施するという表現はいかがかと思う。評価機関以外など工夫する必要がある。

【第三者評価フォーラム 2026 要項案】

○文部科学省から、来年度の予算について説明の機会と、評価機関についてまた、現時点の情報提供ができればと考えている。具体的なことは協議をしたい。

(3) 第3回委員会

令和8年2月17日（火曜日）10：00～12：00 アルカディア市ヶ谷

- 改正学校教育法に基づく学校評価の推進について（文部科学省）
- 専門学校の第三者評価マニュアル（案）
- その他

文部科学省教育政策局 専修学校教育振興室 室長補佐 塩屋仁史

【文部科学省の説明】

○令和8年度予算による「学校評価の推進」事業の実施イメージについての説明がなされた。

○一括して受託する事業による事業である。内容は評価者育成、評価団体の立上げへの支援、評価を実施した組織への支援などが内容である。5年間の事業だが、できるだけ早い時期（3年間）の参加を推進したいと考えている。

○今後の説明会は、2月末に都道府県に対する協議会を開催する。

【文部科学省の説明について意見交換、質疑】

○評価者団体には評価者組織も含まれるのか。

○含まれると考えている。受託業者が実施するので要件はそこで定める。団体でも学校でも多くの学校が参加できる機会を提供したいと考えている。

○コンソーシアムへのイメージについて機関ばかりでなく学校毎の評価組織も参加することを想定している。参加する団体には一種のお墨付きとすることも想定している。学校は入らない。あくまでも評価組織のみが参加する。

○コンソーシアムでの評価に対する質保証のしくみがないと不安がある。

○コーディネーターは、評価機関に依頼するというイメージを考えている。

○人材派遣会社などでも可能である。誰が質の保証するのか心配である。

○現状では評価件数を確保することが重要である。

○受託事業者が学校や評価の知識がないと難しいのではないかと。試行錯誤で実施していくという感じであると思うが。

○現状で、各機関との関係性を確立している機関にとは考えているか。公募なので何ともいえない。

○本事業について、運営するための事務局が重要で、人材派遣会社との調整も必要で、評価に関する知識も必要である。独立性などの基準が必要なのではないかと。学校が実施する場合と機関がやる場合と差が出て困るのではないかと。課題は多くある。

○実践研修（実質的な評価）は、ベテラン評価者と組み合わせを考えている。受託事業に参画することが支援の条件である。評価には取りまとめ役が重要である。

○東京都では、基準、所轄庁への報告などを要件として考えている。評価者バンクなど専各団体と連携して行う。コンソーシアムへの加入の公表を考えている。

【専門学校の第三者評価マニュアル（案）】

○実施方法の種類として、評価機関、専門学校関係団体、学校という区分けだが、専門学校関係団体、特に都道府県の協会などはこれにあたる可能性はあるのか。各協会はそれぞれ、考え方が異なっているので一律になることはないのではないかと。

○公表内容としては、評価結果ばかりでなく結果のプロセスも公表することによって学校が主催となる第三者評価についてもある程度の独立性や客観性が担保されていることを理解してもらうことになる。

○第三者評価の実施形態について、現状の評価機関の数など考慮して、学校が主催する第三者評価がやむを得ないとして、独立性などを担保するためのルールづくりが課題である。評価者と学校との関係性で利益相反の確認では、協定書等締結し、公表することが必要なのではないかと。今後進めていく中でルールが出来上がっていくとの考え方もある。

○フォローアップと所轄庁との連携の関係性は、現時点では具体的な方法を示されていないが、これもこれからの取組で作られていくものである。

○学校教育法の改正について、学校を対象とした説明会が開催されたが、学校評価についても、そもそも論からの説明が必要なのではないかと考える。

○実施していく第三者評価については、機関別評価なのか分野別評価なのか等学校側からは、基本的な疑問が寄せられている。学校への基本的な事項の周知が必要ではないかと。この件については、文部科学省から学校を対象とする説明会を検討するとの回答があった。マニュアル案は本案で了承された。

2 専門学校の第三者評価推進全体研修会の開催

(1) 全体研修会の概要

開催日時：令和7年11月14日(金曜日) 午後13時～17時

会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6Bホール

・来場者数 46名(関係者除く) ・オンライン参加 289名(瞬間最大値)

目的：改正ガイドラインの趣旨等の周知及び専門学校が取り組む第三者評価、評価基準の中心となる職業教育のマネジメント強化等の周知等を目的とする。

主催：特定非営利活動法人 職業教育評価機構

都道府県の専門学校関係協会に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内

(2) プログラム

①基調報告：「学校教育法改正の趣旨及び改正ガイドラインのねらい」

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室長 米原泰裕

②基調講演：「専門学校の新たな質保証・向上に向けて」

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議委員

滋慶医療科学大学特任教授 吉本圭一

③事業中間報告：「専門学校における第三者評価マニュアルの概要」

事業実施委員会委員長・

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

④意見交換：「専門学校の第三者評価の可能性」

(登壇者) 司会・進行 事業実施委員会委員長

関口正雄

○文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長

米原泰裕

○専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議委員・

滋慶医療科学大学特任教授

吉本圭一

○全国専修学校各種学校総連合会 事務局長

原田大五郎

○三菱総合研究所人材・キャリア事業本部主任研究員

藪本沙織

○(学)有坂中央学園教育開発部シニアフェロー・JAMOTE 認証サービス(株)

代表取締役社長 八木信幸

【意見交換の論点】

- ・学校教育法の改正における第三者評価の努力義務化の意義
- ・基調報告・基調講演、事業中間報告への質問意見の聴取
- ・質保証・向上に向けた社会的な共通感覚形成の方向

- ①専門学校の職業教育としての質保証・工場に係る固有の理解を形成すること
⇒目的・方法・統制において大学モデルの轍を踏まないこと
- ②専門学校の規模に応じた評価をおこなうこと
⇒学校規模についてのメリット、デメリットを考えた運用方策を検討していくこと
- ③評価を通して質の向上ができること
⇒方法にも関わるが、教育を担う教員が質保証・向上の活動に自律的に参画することで、教育能力の向上につながる仕組みを探ること
- ④実践のモデルの比較検討や制度改革・政策形成への議論の場を形成していくこと



3 専門学校の第三者評価推進個別研修会の開催

(1) 個別研修会の概要

- ①開催日時：令和7年12月1日(月曜日) 午後13時～16時
会 場：山形県私学会館
・来場者数 26名(山形15名、青森1名、宮城6名、福島4名)
目 的：改正ガイドラインの趣旨等の周知及び専門学校が取組む第三者評価への対応について周知等を目的とする。
主 催：特定非営利活動法人 職業教育評価機構
開催県の専門学校関係協会から周知、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内
- ②開催日時：令和7年12月5日(金曜日) 午後13時～16時
会 場：名古屋ガーデンパレス
・来場者数 52名(愛知47名、岐阜1名、富山1名、三重1名、石川1名)
目 的：同上
主 催：特定非営利活動法人 職業教育評価機構
開催県の専門学校関係協会から周知、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内
- ③開催日時：令和8年1月19日(月曜日) 午後13時～16時
会 場：ピュアリティまきび
・来場者数 34名(岡山22名、鳥取1名、広島8名、山口3名)
目 的：同上
主 催：特定非営利活動法人 職業教育評価機構
開催県の専門学校関係協会から周知、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内

(2) プログラム (共通)

- ①ご挨拶 一般社団法人岡山県専修学校各種学校振興会会長 平 田 眞 一
一般社団法人山形県専修学校各種学校協会 会長 山本 絵里子
- ②「今回の学校教育法の改正の背景」
講師：全国専修学校各種学校総連合会 事務局長 原田 大五郎
- ③「改正学校教育法における第三者評価への対応」
講師：特定非営利活動法人職業教育評価機構副理事長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関 口 正 雄

(3) 主な質問内容

- ① 第三者評価の実施と学校関係者評価の関係
 - ・ 評価者の要件が異なり、第三者評価に関する利益相反禁止明確化
- ② 評価機関に申込をした場合の受審の要件
 - ・ 評価機関によって取扱いについての考え方が異なる。会員制を採っており、会員の受審に適切な対応を考えている。
- ③ 評価期間の数え方
 - ・ 評価年度を含めて5年間
- ④ 自己点検評価の資料作成
 - ・ 記述内容の確認をするための資料。評価年度の前年度分を基本とする。



【山形県会場】



【愛知県会場】

4 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2026 の開催

(1) 開催テーマ・内容

開催テーマ：改正学校教育法に基づく学校評価の推進及び専門学校の第三者評価受審に向けた具体的な対応～専門学校第三者評価マニュアル案による～

開催の目的：令和8年4月1日の改正学校教育法の施行を前に、専門学校の第三者評価への具体的な対応と支援について、文部科学省からの基調報告と第三者評価マニュアル案による対応を主題に調査研究の成果・事業報告として開催する。

主催：特定非営利活動法人 職業教育評価機構

開催案内等：都道府県及び専門学校関係団体・協会に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内を送付し参加を呼びかけた。

(2) 「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2026

① 開催日時及び会場

- ・開催日時 令和8年2月6日（金曜日）13：30～16：30
- ・会場 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 5階「5Cホール」
- ・来場者数 45名（関係者含む） ・オンライン参加493名（瞬間最大値）
- ・配信URLの案内570名（希望者及び関係者）

② プログラム

○基調報告「改正学校教育法に基づく学校評価の推進について」

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課

専修学校教育振興室長 米原 泰裕

○事業報告「専門学校の第三者評価受審に向けて～専門学校第三者評価マニュアル案による～」

事業実施委員長/職業教育評価機構 副理事長

全国専修学校各種学校総連合会 常任理事・総務委員会 委員長 関口 正雄

○第三者評価機関等の紹介

- ・一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- ・一般社団法人 全国専門学校教育研究会
- ・一般社団法人 柔道整復教育評価機構
- ・全国自動車大学校・整備専門学校協会
- ・特定非営利活動法人 職業教育評価機構



第5章 まとめ

1 専門学校における第三者評価の実践に関する課題

○学校教育法改正の時点で、専門学校の第三者評価の実施については、不明確な部分があり、具体的な実施方法は、ガイドラインの公表が待たれた。

○大学等で実施している認証評価は、文部科学大臣が認証した評価機関を受審する方法がとられている。認証評価機関は機関別評価を行う機関と専門分野別評価を実施する評価機関があり、各大学等がそれぞれ評価機関を選択して受審している。

○専門学校の第三者評価は、学校教育法の規定によると「専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」そして、「専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。」となっている。ガイドラインではこれを第三者評価と表現している。

○学校教育法に規定された上記の評価は、一般的には外部評価といわれ、認証評価とは同じものではない。専門学校では、方法、評価者を含めて学校が選択した方法で行うものであるとしている。

○ガイドラインでは、評価実施者の要件、評価方法等を示しているが、第三者評価の実施を評価機関の受審に限定していない。ガイドラインの記述から、評価実施者として、以下の種類が想定されると整理した。

- ① 独立した組織で、専門学校を対象とする第三者評価機関
- ② 専門学校の関連団体（分野別学校協会など）で組織内に第三者評価機能を有する団体
- ③ 当該専門学校が選任した評価者等が形成する組織（第三者評価実施者（組織））

○ガイドラインで示された、評価者、評価組織、評価の過程についての要件は、非常に厳格で、上記の3つの方法のどの方法であろうと、独立性、客観性、公平性、透明性の観点では同じレベルの評価であるとの制度的な位置づけである。

○同じレベルであることを保証するのは、ガイドラインに示された評価者、方法等に準拠して実施をしたことを第三者評価実施者（組織）自らが結果のみでなく、評価の過程も含めて公表することが必要であり、同時に課題である。

○一方、評価者の選任、評価組織の構築、当該専門学校との関係性などについて、専門学校がこれまで取組んできた学校関係者評価に比較すると要件は、厳格化されている。

○こうした要件を充足する評価者の選任及び評価を実施するための評価過程の実践的な研修の開催などの課題がある。

2 専門学校における第三者評価への支援のあり方

○これまでの専門学校の第三者評価への支援は、学校評価の実施に係った経費への補助制度の充実、拡大を中心に議論がなされてきた。

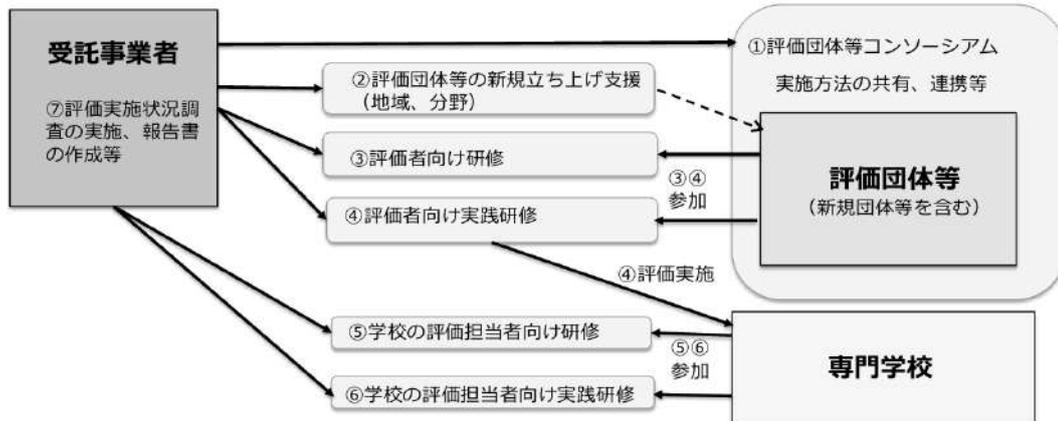
○改正学校教育法に基づく第三者評価の実施では、ガイドラインに示した要件の水準を充足する第三者評価の実施に向けて、実施の段階における支援が課題になっている。

○第三者評価は法令上努力義務だが、令和8年度4月1日から5年間において、大学院入学資格を有する課程及び外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定課程を有する専門学校は、ガイドラインに基づく第三者評価の実施が要件として義務化されることになっている。

○このことから、令和8年度から実施する文部科学省委託事業で行う支援について予算案が公表されている。この事業は、第三者評価の実施について、評価者育成、評価機関の育成を基礎に、実践する第三者評価そのものに対しても支援を行うというものである。

○上記において、想定する第三者評価の実施者を通して、間接的に受審校への支援も行うものである。特に開始から3年間を重要視して、専門学校の第三者評価の定着を図るものであることから、本事業の推進を図ることが大きな課題となっている。そのために各専門学校への周知が一層重要であると考えられる。

「学校評価の推進」事業の実施イメージ



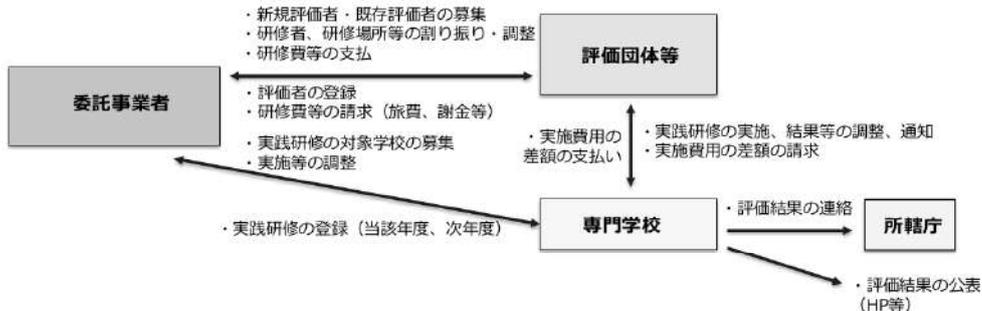
【取組内容】

- ① 評価団体等のコンソーシアムを形成し、評価の実施方法の共有や連携を図る（フォーラム開催含む）
- ② 評価団体の新規立ち上げの支援（分野、地域）
- ③ 評価団体等向けの評価者研修の実施
- ④ 評価団体等向けの評価実践研修の実施（評価者の割振りや対象学校を募集し、研修を実施）
※評価実践研修とは、新任評価者向けの研修として、各学校へ実際の評価を行う研修。各学校側は、評価対象校として評価を受審する場合（予定含む）は、第三者評価の実施とみなすとともに、⑥の研修を優先的に受講できる
- ⑤ 学校の評価担当者向け研修の実施
- ⑥ ④の対象校として参加する学校（参加予定含む）に対して、優先的に評価実施準備に向けた実践研修を実施
- ⑦ 評価実施状況の調査、委託事業報告書等の作成

「学校評価の推進」委託イメージ

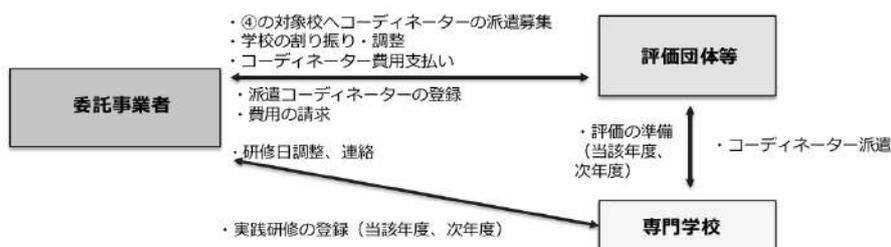
④ 実践的な研修

評価団体等向けの評価実践研修の実施（評価者の割振りや対象学校を募集し、研修を実施）
※評価実践研修とは、新任評価者向けの研修として、各学校へ実際の評価を行う研修。各学校側は、評価対象校として評価を受審する場合（予定含む）は、第三者評価の実施とみなすとともに、⑥の研修を優先的に受講できる。



⑥ 実践的な研修

④の対象校として参加する学校（参加予定含む）に対して、優先的に評価実施準備に向けた実践研修を実施
※当該年度又は翌年度に実践研修の対象として登録する学校に対して、事前準備を促進するための支援を行う



出典：第三者評価フォーラム 2026 文部科学省提供資料

【資料編目次】

- 1 専門学校第三者評価推進全体研修会資料 47
- 2 専門学校第三者評価推進個別研修会資料 87
- 3 第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料 133
- 4 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2026 配付資料 145

※上記研修資料の無断転載を禁じます。

専門学校の第三者評価推進全体研修会 【配付資料集】

目 次

- 1 プログラム
- 2 学校教育法改正の趣旨及び改正ガイドラインのねらい…………… 1
- 3 専門学校の新たな質保証・向上に向けて……………17
- 4 専門学校における第三者評価マニュアルの概要……………27

主 催
特定非営利活動法人職業教育評価機構

専門学校の第三者評価推進全体研修会プログラム

開催日時：令和7年11月14日(金曜日) 午後13時～17時
会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6Bホール
受講定員：来場100名 配信150名
主催：特定非営利活動法人 職業教育評価機構

- 1 開会
- 2 基調報告：「学校教育法改正の趣旨及び改正ガイドラインのねらい」
文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室長 米原泰裕
- 3 基調講演：「専門学校の新たな質保証・向上に向けて」
専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議委員
滋慶医療科学大学特任教授 吉本圭一
- 4 事業中間報告：「専門学校における第三者評価マニュアルの概要」
事業実施委員会委員長・東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【休憩10分】

- 5 来場者との質疑応答
- 6 意見交換：「専門学校の第三者評価の可能性」
(登壇者)
 - 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長 米原泰裕
 - 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議委員・
滋慶医療科学大学特任教授 吉本圭一
 - 全国専修学校各種学校総連合会 事務局長 原田大五郎
 - (株)三菱総合研究所 人材・キャリア事業本部 主任研究員 藪本沙織
 - (学)有坂中央学園 教育開発部 シニアフェロー・
JAMOTE 認証サービス(株) 代表取締役社長 八木信幸(司会・進行)
 - 事業実施委員会委員長・東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄
- 7 閉会

学校教育法改正の趣旨及び 改正ガイドラインのねらい

総合教育政策局専修学校教育振興室

目次

I. 改正の概要	3
II. 各論	
1. 単位制への移行	5
2. 専門士の称号	10
3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定	12
4. 専門課程	15
5. 専攻科の設置	16
6. 適格専攻科の設置	18
7. 学校評価	20

I. 改正の概要

3

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

4

Ⅱ. 各論



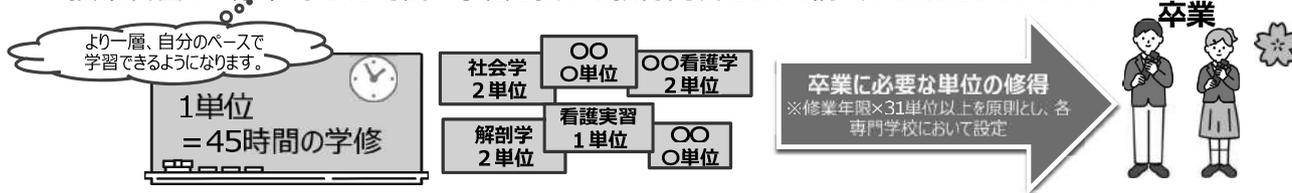
1. 単位制への移行①

(1) 改正の概要

- 施行日である令和8年4月1日から、全ての専門課程は単位制へと移行するとともに、昼間学科の修了要件が31単位×修業年限となります。
- 適用は施行日以後の入学者からとなり、施行日より前の入学者は改正前の制度が適用となり、既に授業時数でカリキュラムを編成している場合は、施行後も授業時数による修了認定を行います。
- 施行日より前に入学した者は経過措置が適用され、当該学生の修了要件等については従前（改正前の制度）の通りとなりますが、改正前の規定による単位制などを活用するなど、学校のご判断によって対応して問題ありません。※修了要件は、施行日より前（改正前）の要件が適用。

単位とは

単位とは、授業科目ごとの学習達成の量的及び測定単位です。専修学校設置基準においては、1単位の授業科目は、標準的に45時間の学習を要する教育内容をもって構成することとしています。



【専修学校設置基準】（改正後）

（単位の授与）

第二十二條 学年による教育課程の区分を設けない学科においては、一の授業科目を履修した生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

1. 単位制への移行②

(2) 修了要件等について（昼間学科の全課程共通）

- 専門課程の昼間学科の全課程の修了要件が「30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得」から「31単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得」に引き上げられます。
- なお、2年制以上の昼間学科を修了することで、大学に編入学することができ、また、一定の要件を満たす4年制以上の学科を修了した者は大学院入学資格を得ることができます。

(3) 夜間等学科について

- 夜間等学科の学科も、専門課程であれば昼間学科同様に単位制へと移行します。
- 専門課程の夜間等学科の修了要件については、修業年限以上在学し、17単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上（31単位を下回る場合は31単位以上）とします。

【専修学校設置基準】（改正後）

（専門課程の学科における全課程の修了要件）

- 第二十八条の三 専修学校の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、三十一単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。
- 2 専修学校の夜間等学科における全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあっては、三十一単位）以上を修得することとする。

7

1. 単位制への移行③

(4) 通信制の学科について

- 通信制の課程における修了要件は、改正前と同様の単位数（高等課程・一般課程：13単位×修業年限、専門課程17単位×修業年限）ですが、専門課程の修了要件については、最低限必要な単位数を31単位以上に改正しています。
- 通信制の学科における対面授業は、修業年限×120単位時間以上（1単位時間は50分）を行う必要があります。
- 修業年限が2年以上かつ62単位以上の通信制の専門課程は特定専門課程となり、修了者には大学編入学資格と専門士の称号が付与されます。



【留意事項】

通信制の課程では、授業科目の一部が対面授業となることから、単位数ではなく、引き続き授業時数で必要な対面授業の時数を定めています。こちらの基準についても単位制と合わせて、遵守していただきますようお願いいたします。

【専修学校設置基準】（改正後）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間（専門課程の通信制の学科にあっては、修業年限の年数にわたり百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

8

1. 単位制への移行④ ～単位の計算方法について～

○1 単位当たりの学修については、改正前の専修学校設置基準第十九条の規定と同様に、1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとします。

※医療関係職種養成所指定規則等では、1 単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限が30 時間とされていること等に注意が必要です。国家資格等、指定養成所の規則等を参照していただき、そちらの授業時数の下限を下回ることが無いようにご留意ください。

【専修学校設置基準】(改正後)

(各授業科目の単位数)

第二十八条の四 専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

9

2. 専門士の称号①

(1) 改正の概要

○施行日から、修業年限2年以上かつ62単位以上の専門課程は特定専門課程となり、当該課程の修了者に対して専門士の称号を付与することができます。

※特定専門課程は、一定の要件を満たす専門課程を定義つけた学校教育法上の用語であり、新たな制度（課程）が創設されるものではなく、あくまでも専門課程の概念に含まれるものです。

○適用は、施行日以後の入学者からとなり、施行日より前の入学者については改正前の通りとなります。

○専門士の称号を付与することができる場合は、学校教育法施行規則第4条第1項に規定する学則記載事項に該当する（卒業に関する事項（第6号））ため、その旨を学則に記載する必要があります。

○現行の専門士の文部科学大臣認定制度は廃止されます。

【学校教育法】(改正後)

第二百五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。

② 専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

(2) 留意事項（共通）

○特定専門課程の要件を満たす学校は、学則に専門士に関する規定を設ける必要があります。すでに専門士に関する規定がある場合は基本的に改正を要しませんが、学則に「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」など、根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2」に改める必要があります。

○卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

10

2. 専門士の称号②

(3) 留意事項（ケース別）

①専門士の認定を受けている場合

- ・令和8年4月1日より前の入学者については改正前の規定が適用（告示に基づく専門士の称号が付与される）されますが、法施行の前後で専門士の内容に変更があるものではなく、実態上取り扱いに差を設ける必要はありません（各種規定や卒業証書等の記載で根拠規定を記載している場合はご注意ください）。
- ・令和8年4月1日より前の入学者がいる間は、学科名の名称変更や学校や学科の廃止を行う場合には、告示に基づく手続が必要となります。
→手続の詳細は、文部科学省のホームページをご参照ください。

②専門士の認定を受けていない場合

- ・2年制以上の昼間学科については、今回の制度改正により修了要件が62単位以上に改正されるため、すべて専門士が付与される課程となることから、学則への記載をお願いします。
- ・この場合、令和8年4月1日より前の入学者については、修了しても専門士の称号は付与されません。

③(参考)夜間等学科、通信制の学科

- ・夜間等学科、通信制の学科も、修業年限2年以上であり、修了要件が62単位以上であれば専門士の称号を付与することができます。
- ・該当する学科に関しては、学則にその旨を記載していただくよう、お願いいたします。



【手続き等】

手続等の詳細は随時更新されるこちらの文部科学省HP等もご参照ください。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm

11

3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定①

(1) 改正の概要

- 告示に基づく高度専門士の認定制度を廃止し、大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けた専門課程を修了した者は高度専門士と称することができるようになります。
- 大学院入学資格の指定に関する手続は特に変更ありません。
- 適用は、施行日以後の入学者からとなり、施行日以前の入学者については従前の通りとなります。

(2) 留意事項

- 大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けた場合は、学則に高度専門士に関する規定を設ける必要があります。

既に高度専門士に関する規定がある場合は基本的に改正を要しませんが、学則に「専修学校の専門課程の修了対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」など、根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の3」に改める必要があります。

※卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

12

3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定①

(2) 留意事項（前頁からの続き）

○現在、文部科学大臣の指定を受け「高度専門士の称号を付与することができる課程」であるが、「大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けていない課程」である場合、引き続き高度専門士の称号を修了者に対して付与するためには、当該指定を受ける必要があります。

なお、施行日以降の入学者に高度専門士の称号を付与するためには、次年度以降～対象者が卒業する年度までに、大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受ける必要があります。、次年度以降に適宜申請をお願いします。

【参考】

現行の大学院入学資格の付与に関する文部科学省ホームページ

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1280736.htm



○令和8年4月1日より前の入学者については改正前の規定の適用（告示に基づく高度専門士の称号が付与される）がありますが、実態上取り扱いに差を設ける必要はありません（各種規定や卒業証書等の記載で根拠規定を記載している場合はご注意ください）。

・令和8年4月1日より前の入学者がいる間は、学科名の名称変更や学校や学科の廃止を行う場合は、告示に基づく手続が必要となります。

(参考) 専門士・高度専門士制度の変更点について（まとめ）

専門士

	改正前（認定制度）
修業年限	2年以上
修了認定	総授業時数が1,700時間（62単位）以上
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること



改正後（特定専門課程の基準）

修業年限	2年以上
修了認定	<u>総単位数が62単位以上</u>
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

⇒ 専門士の課程認定制度は廃止し、特定専門課程を修了した者は「専門士」を称することが可能となります。

高度専門士

	改正前（認定制度）
修業年限	4年以上
修了認定	総授業時数が3,400時間（124単位）以上
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること



改正後（大学院入学資格の基準）

修業年限	4年以上
修了認定	<u>総単位数が124単位以上</u>
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

⇒ 高度専門士の課程認定制度は廃止。
 ⇒ 大学院入学資格を得られる専門課程及び専攻科（適格専攻科）の修了者についても「高度専門士」を称することが可能となります。

※いずれの称号も、施行日前の入学者については、現行の認定制度が適用されます。

5. 専攻科の設置②

(2) 専攻科の設置手続

○専攻科は特定専門課程を設置している専修学校が**所轄庁への届出**を行うことで設置することができます。

(※) 専攻科を設置することができる、専門課程の要件 (特定専門課程の要件)

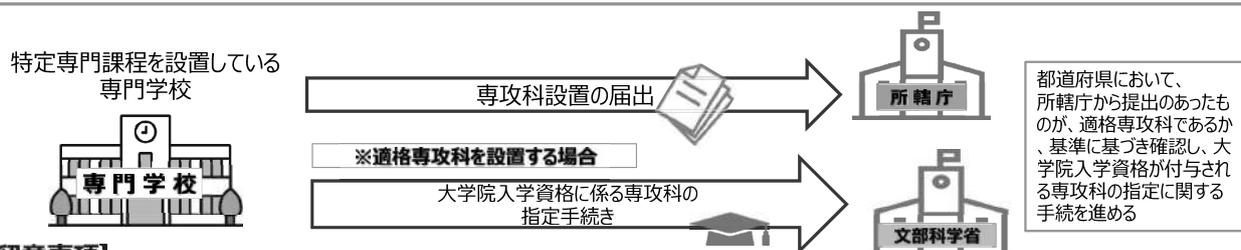
修業年限：2年以上

修了認定：総単位数が52単位以上

成績評価：試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

○専攻科の設置は必須ではありませんので、現在専門課程修了者の入学を想定している課程(専門課程や附帯事業)がある場合は、必ずしも専攻科に変更する必要はありません。引き続き専門課程等として設置するか、専攻科として設置し直すか、各学校においてご判断ください。

※専門課程と専攻科で、所轄庁等からの助成が異なる場合などがあり得ます。



【留意事項】

・今回の法改正により専修学校における「専攻科」制度が創設されたため、学校教育法で定める「専攻科」でないものが「専攻科」と称することで、入学を希望する者や在籍する学生が混同することが無いようにする必要があります。現在「専攻科」の名称を用いている教育課程がある場合は、上記を踏まえて適切な名称としていただくことが望ましいと考えています。特に、今回の改正により、専攻科は日本学生支援機構の貸与型奨学金の対象に、一定の要件を満たす専攻科(適格専攻科)は高等教育の修学支援新制度(授業料等減免及び給付型奨学金)の対象になることも踏まえ、入学希望者等が利用可能な支援を誤認することがないよう明確に案内してください。なお、令和8年度より支援を開始するため、設置予定の専攻科(適格専攻科を含む)について、令和7年以内に調査を実施しますので、それまでに決定いただくようお願いいたします。

6. 適格専攻科の設置①

(1) 適格専攻科について

○施行日から、大学の学部にあたるものとして、文部科学大臣の指定する一定の基準を満たす専攻科(適格専攻科)は、大学院入学資格に係る指定手続きを受けることで、当該課程の修了者には、大学院入学資格が付与されることとなります。

○なお、令和8年の改正法施行時に適格専攻科として認められるのは文部科学省告示において示す予定である以下3分野の資格取得のための課程とします。

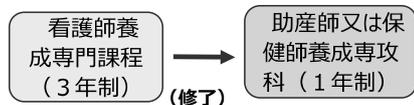
(理由)

- ✓ 各省庁が所管する国家資格に係る規程(指定養成規則等)に基づき教育課程を編成している専門課程及び専攻科については、当該規程により体系的な教育課程を編成していることが客観的に担保されている課程であること。
- ✓ 他の学校種から専修学校の専攻科に入学する者についても、当該規程により学修の連続性が担保されていること。

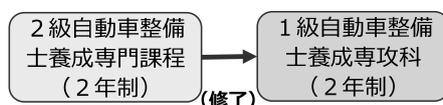
(対象となる課程)

専門課程及び専攻科それぞれにおいて関連する2つの国家資格の取得を目指す教育課程

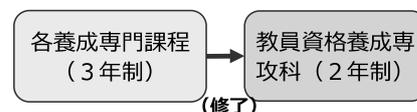
(看護師・助産師・保健師)



(自動車整備士)



(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師)



6. 適格専攻科の設置②



(2) 大学院入学資格指定に係る手続

○前頁でも記載の通り、施行日から、大学の学部にあらずものとして、文部科学大臣の指定する一定の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の在籍者については、大学院入学資格が付与される専攻科に係る指定手続を受けることで、当該専攻科の修了により大学院への入学が可能になります。

大学院入学資格に係る専修学校の専攻科の指定手続について

- ・指定の手続きは、従来の大学院入学資格に係る専修学校専門課程の指定手続と基本的に同様です。
- ・適格専攻科の修了者についても大学院入学資格が付与されることから、令和8年4月1日以降に設置する適格専攻科について申請を受け付けます。

※提出締切及び手続の詳細は、別途文科省ホームページに公表します。

【詳細記載例】

手続等の詳細は随時更新されるこちらの文部科学省HP等もご参照ください。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm



19

学校評価

20

7. 学校評価



法改正により、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の努力義務化が措置

上記を踏まえ、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、専修学校における学校評価ガイドラインを改訂。あわせて、外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の実施対象について整理

第三者評価等のポイント

◆ 第三者評価は学校教育法では努力義務だが、以下の学校は認定の要件とする（令和8年4月1日から実施）

①大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校

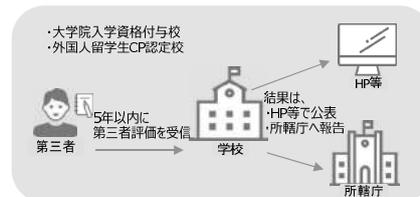
②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校

※職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和12年度までの状況を見て判断

◆ 第三者評価の評価期間は、令和8年度から**5年以内に1回実施**

◆ 第三者評価の評価結果は、**学校のHP等で公表することに加え、所轄庁へ報告**

◆ 具体的な実施の方法等については、「[学校評価ガイドライン（下記リンク）](#)」を参照



【認定制度における留意事項】

◆ 学校教育法の改正において、専門学校における学校関係者評価の記載が第三者評価に代わったことにより、**職業実践専門課程の認定要件に変更が生じる**ことに留意

◆ 上記を踏まえ、第三者評価が義務付けられる大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、職業実践専門課程の認定校における評価の考え方について、**次頁のフロー図の通り整理**していることに留意

◆ 認定における評価の取り扱いの詳細については、今後、各認定制度における実施要項等で周知予定

（参考）学校評価ガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm



21

（参考）大学院入学資格付与校、外国人留学生CP認定校における評価フロー図

【ポイント】

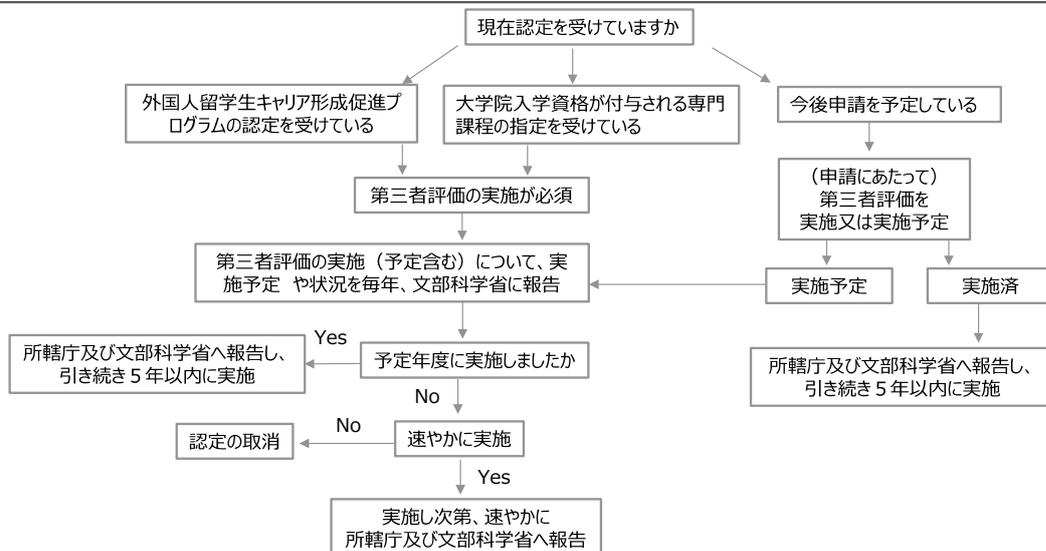
◆ 大学院入学資格が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校は**第三者評価の実施が必須**

◆ 第三者評価の実施の有無に関わらず、**学校関係者評価を実施することは可能**（学校の判断）

◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、**新規の認定に当たっては、第三者評価の実施だけでなく、実施予定でも認定を可能**する
なお、実施予定と申請し、認定された場合、**実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告し、実施（予定）年度に未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消**を行う

◆ 既存に認定校については、**第三者評価の実施（予定含む）**について、**実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告**する

◆ 法律が施行される令和8年4月より適用

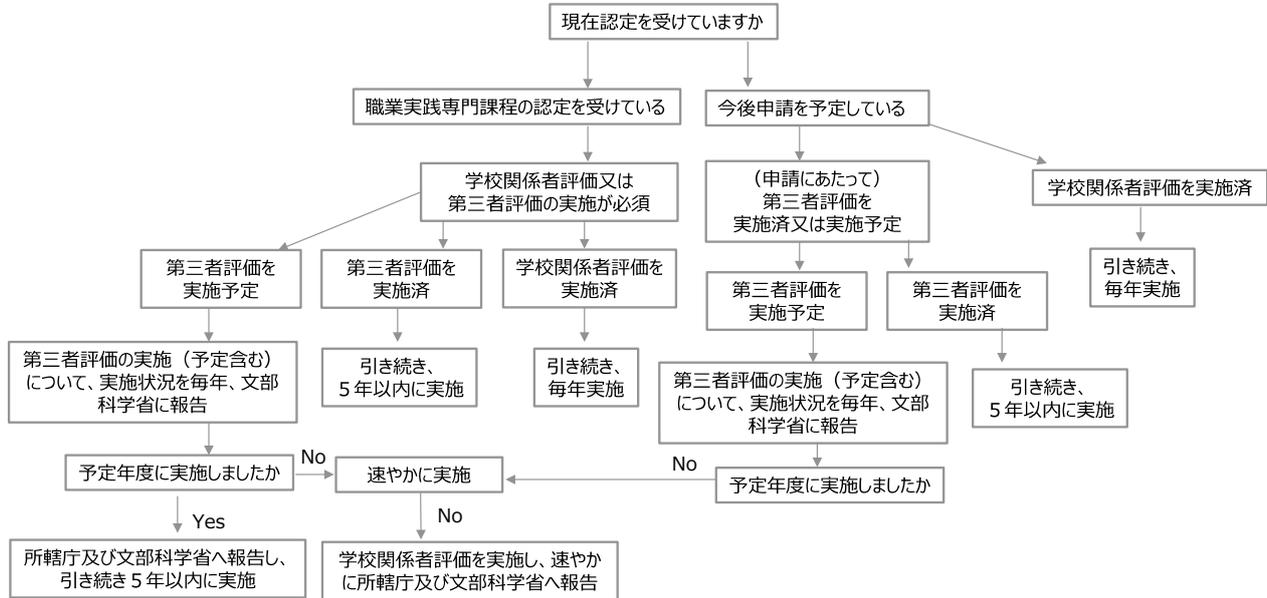


22

(参考) 職業実践専門課程における評価フロー図

【ポイント】

- ◆ 職業実践専門課程の認定校は、第三者評価又は学校関係者評価の実施が必須
- ◆ 第三者評価を実施しない場合は、学校関係者評価を毎年度実施
- ◆ 第三者評価を実施する場合は、令和8年度から5年以内に実施
- ◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、新規の認定に当たっては、第三者評価の実施済だけでなく、実施予定でも認定を可能する
 なお、実施予定と申請し、認定された場合、実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告し、実施（予定）年度に未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消を行う
- ◆ 既存に認定校については、第三者評価の実施（予定含む）について、実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告する



23

専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和8年4月1日施行）

委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）

目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなく、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自発的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、第三者評価：5年以内に1回（学校関係者評価：毎年度1回（任意）
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、**メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す。**
 ※高等専修学校については、自己評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うことになっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

24

各評価における評価項目例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	認	認
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	
	学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

25

各評価における評価項目例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関連件の確認 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。		◎	◎	
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。		◎	○	
④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。		△	△	
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。		◎	◎	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

26

各評価における評価項目例③

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 【注】 職業実践専門課程 ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】 職業実践専門課程	認	認
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

27

各評価における評価項目例④

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目5 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎
		①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
	3 学校評価の実施と改善活動	①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】 職業実践専門課程	認	認
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得よう取組んでいること。		△	△	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

28

自己点検評価の評価イメージ例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	1. 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか。 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか。(外)	2
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。(職)	2 ★
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2
	4 学修成果目標の達成状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2

【評価結果の分析】

小項目1について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。
小項目2について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれている。また、企業等と連携した実習もしっかりと組まれている。
小項目3について、学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。
小項目4について、資質能力の修得についての目標や学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

【今後の改善方策】

授業科目に応じて、より実習を増やした方がいいと思われる科目もあるため、実習の形態を用いることとする。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

29

自己点検評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
学生の受入れ、学生の支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	2
	3 多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2
4 学生生活に関する支援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。	3 ★	

【評価結果の分析】

小項目1について、入学者の受け入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している、入学者選考も公正に実施し合否を決定している。
小項目2について、学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。
小項目3について、留学生等の支援や留学生の在籍管理、進路指導は適切に行われている。
小項目4について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。また、学校保健安全法に基づく対応や学生の経済的支援、キャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。

【今後の改善方策】

自主的な学習への支援を充実するため、図書館や自習室の活用時間を増やすとともに、自習室を増加させる。
また、学習継続困難者への対応をより充実するため、相談室の設置や相談員の充実を図り、周知を図る。

★は一部指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

30

第三者評価の評価イメージ例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点 検評価 結果	第三者 評価結果
教育課程、 教育の実施、 学修成果	1 教育課程の編成と 授業科目	1. 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか。 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか。(外)	2	2 ※1
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。(職)	2	- ※2
	3 成績評価、単位・卒業 認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2	2 ※3
	4 学修成果目標の達成 状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2	2 ※4

【評価結果への所見】

- ※1 基準1について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。
基準2について、外国人留学生に対する授業科目が300時間以上開設されている。
- ※2 基準1について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれているが、より実習を増やした方がいいと思われる科目もわずかであった。より実習の形態を用いる方が望ましい。
基準2について、企業等と連携した実習が組まれている。総授業時数に占める割合も概ね目標達成できる設定となっている。
- ※3 学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。
- ※4 基準1について、では、卒業方針に基づき、資質能力の修得についての目標を定め、概ねその目標が達成されている。
基準2について、学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、**基準を満たしているかを3段階で表示**
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

※第三者評価は、**当該学校から独立した専門家が評価**するため、評価者は、関連企業、関連団体、大学教員等で構成

31

第三者評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点 検評価 結果	第三者 評価結果
学生の受入れ、 学生の支援	1 学生募集及び入学者の 選抜、収容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2	2 ※1
	2 自主的な学習の促進 に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	2	2 ※2
	3 多様な学生に対する 支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2	2 ※3
4 学生生活に関する支 援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。	3	2 ※4	

【評価結果への所見】

- ※1 基準1について、入学者の受け入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している、入学者選考も公正に実施し合否を決定している。
基準2について、入学定員に基づき学生を受け入れているが、留学生の関係から年度にバラつきがある。
- ※2 学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。また、シラバスの活用を行っているが、自主的な学習への支援はやや少ない。
- ※3 基準1について、留学生等の支援はあるが、障がいのある学生への支援がなされていない。
基準2について、留学生の在籍管理や進路指導は行われているが、日本人学生との交流は少ない。
- ※4 基準1について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。
基準2について、留年者への対応はなされているが、学習継続困難者への対応は不十分である。
基準3について、学校保健安全法に基づき適切な対応がとられている。
基準4について、学生の経済的支援や体制を整備・運用している。
基準5について、学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。運用実績もあり、更なる活動を期待したい。

★は一部指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、**基準を満たしているかを3段階で表示**
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

32

令和7年度文部科学省受託事業
専門学校第三者評価推進全体研修会
2025年11月14日（金）13:00～17:00
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター6B

専門学校の 新たな質保証・向上に向けて

吉本 圭一

（専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議委員・
滋慶医療科学大学特任教授）

1. 専門課程の制度可視化による質の保証

質保証・向上の会議検討以前 2年制以上の専門課程で 8つの制度パターン x2 専門士課程認定－非認定（届出なし、1,700時間未満または成績評価しない） x2 職業実践専門課程－非認定（届出なし、時間数・単位数非該当、5要件未充足） x2 大学編入学認定－非認定（届出なし、62単位未満）
2022年7月28日交付・施行 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部改正について 認定要件の改正で 6つの制度パターン 2年制で1,700時間または62単位以上等⇒専門士または高度専門士（専門士等と連携） x3 職業実践専門課程－専門士付与課程－非認定 x2 大学編入学認定－非認定
2024年6月14日交付、2026年4月1日施行 学校教育法の一部改正等で 4つの制度パターン 2年制以上の専門課程は、原則として特定専門課程（62単位以上、専門士付与） x2 職業実践専門課程－非認定 x2 大学編入学認定－非認定

2025/11/14

2

2. 専門課程可視化への更なる課題－質保証－

- ◆ 「特定専門課程」から大学編入学認定の社会的な共通感覚の形成
 - ▶ 大学編入学は課程、どの学校種からも「文部科学大臣の定めるところにより」可
 - ▶ しかし、専門学校については繰り返し「制度的に質の保証されていない学校種からの編入学」との批判あり
- ◆ 高度専門士からの大学院入学について、質保証の制度形成を通じた社会的な共通感覚形成
 - ▶ 短期大学、高専の専攻科は、NIAD認定により学士授与が可となる
 - ▶ 「特定専門課程」の上に置く「適格専攻科」で付与される高度専門士に「質保証」が求められる
- ◆ ⇒法132条の2 第2項 「当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し大、広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表する」外部評価の**努力義務**
 - ▶ 外部評価／第三者評価は学校教育法では努力義務だが、上述の観点・考慮から、以下の学校では**認定の要件**（2026年4月1日から実施）
 - ①大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び**専攻科**を有する学校
「**適格専攻科**」は、現状高度専門士課程が342校、502学科（20243月時点）ある中で、看護師・助産師・保健師（25-専門課程は640）、自動車整備（46）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（0-専門課程は144）の**3分野**スタート
 - ②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校（188校、475学科：2024年時点）
 - ▶ ※**職業実践専門課程**の認定校（1,110校、3,199学科：2024年3月時点）については、2031年度からの実施を想定し、2030年度までの状況で判断

2025/11/14

3

3. 質保証・向上にむけた社会的な共通感覚形成の方向

1. 専門学校の職業教育としての質保証・向上にかかるとの固有の理解を形成すること
2. 専門学校の規模に応じた評価を行うこと
3. 評価を通して質の向上ができること
4. 実践のモデルの比較検討や制度改革・政策形成への議論の場を形成していくこと

2025/11/14

4

4.職業教育に固有の質の保証と向上への枠組み

表 第三段階教育プログラムの複眼性にかかる理念型

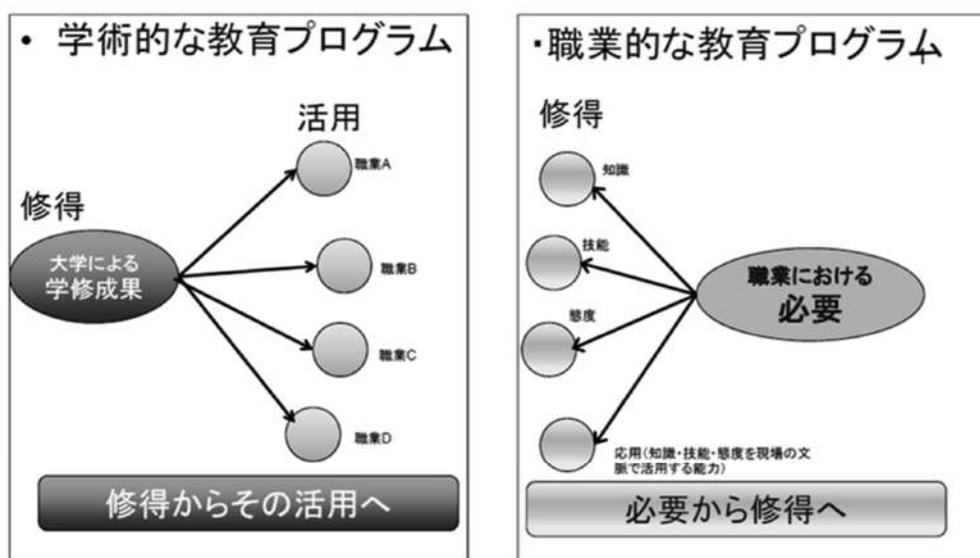
		学術アプローチ		職業アプローチ	
		教養教育	学術教育	職業教育	職業訓練
目的	人材養成	特定の職業に限定されない人材養成		一定または特定の職業に関わる人材養成	
	能力	学修成果の修得から活用		職業の必要から修得	
方法	教育	抽象的、理論的な教育と省察		具体的、実践的な教育訓練	
	教員	高度な教育と研究の経験・能力を有する教員		職業における実践的な経験・能力を有する教員	
統制		内部統制と垂直的アカウントビリティ		外部調整と水平的アカウントビリティ	

出所：吉本（2024）表1

2025/11/14

5

5.学修成果の目標をどのように定めるか？ 職業における必要を探究・確認・プログラムに組み込む



2025/11/14

資料出所：吉本（2020,7頁図1）

6

6. 第三段階教育の学修成果目標設定の困難

◆大学の学士課程に関する分野別参照基準が33分野（2012－2020）で策定されている

- ① 分野の定義・特性
- ② すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
- ③ 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
- ④ 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

➤ しかし、職業教育ならびに、大学から職業への移行に関して適切に考慮していないため、就職支援を学修者本位に考える大学での拡がりに乏しい

◆厚生労働省の職業能力評価基準（2002-2018）は、分野横断の事務系職種9職種と56の専門業種で策定されている

- ① 仕事をこなすために必要な「知識」
- ② 「技術・技能」
- ③ 「成果につながる職務行動例（職務遂行能力）」

➤ しかし、職業の世界でも拡がらず、ましてや教育の世界にはほとんど知られていない



吉本・江藤編（2025）

2025/11/14

7

7. 専門職大学院における分野別評価をめぐる葛藤～ピアによるレビューの必要性

● 認証評価制度の始まる2004年に、専門職大学院もスタート

➤ 当然ながら認証評価機関は存在していなかったため、今回適用される文言に類似する、「ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。」という規定が加えられるが、一専門職大学院、一認証評価機関という組合せも発生した

● 経営系専門職大学院について、大学基準協会による認証評価結果を見ると、多くの「不適合」と「改善報告要請」など厳しい評価

➤ 大学基準協会の行った認証評価だけに限ると、これまで行われたおおよそ1,260件のうち、不適合はわずかに57件
このうち21件は法科大学院の分野別評価、25件が一般大学の機関別評価
残り11件のうち10件が専門職大学院に関わり、そのうち6件が2つの経営系専門職大学院に付された
➤ 最終的には「適合」となった経営系専門職大学院の教員構成は、教授が博士学位を持たず、博士号を持って教授にならない。
学術的な世界の共通感覚から、研究教員、博士学位を求められた結果と見られる

表 ある経営系専門職大学院の教員の年齢・学歴別の職種

		教授	その他
40歳代	博士	0	4
	博士なし	1	0
50歳代	博士	0	0
	博士なし	6	1
60-79歳	博士	1	5
	博士なし	7	0

注) 大学院HPの教員一覧より推計
出所) 吉本(2025)

2025/11/14

8

8.大学の自己点検・評価からの歩みを振り返る

- 1991年 大学設置基準等の大綱化の際、努力義務としての「**自己点検・評価**」が導入された
 - 当時、大学関係者からは、自己点検・評価の「自己」は「点検」だけに係るのか、「評価」にも係るのか係らないのかという疑問が多く出されていた。自己点検・評価の導入が進む中で、自己点検・評価の不十分さの指摘が多くあり、また大学へのより批判的な環境が形成された。
- 1993年 東京大学物理学教室が海外著名研究者等を集めて行った「**外部評価**」が、大学の劣悪な研究環境についての社会の耳目を集め、東京大学が国から財政支援をより多く引き出すことにつながる結果となった。
 - 自己点検・評価の不十分さから外部評価の導入という方向性自体は文部科学省の政策的な志向性に合致していたはずだが、こうした外部評価の資源獲得のための利用を警戒した結果として、外部の仲間ではなく中立的な第三者によるという意味での「**第三者評価**」の用語が用いられることとなったのではないか。

2025/11/14

9

9.いま第三者評価と関係者によるピア・レビュー？

- 2004年 文部科学省の認証評価を受けた機関による評価（第三者評価～認証評価）の開始
 - ただし、実際の認証評価においては、多くの**認証評価機関は**、将来受審する養成機関を会員とし、その養成機関の団体、とりわけ**設置者団体との明確な対応関係**を形成している。そこでは、対象機関から独立したというよりも仲間の、ピア・レビュー、つまり仲間うちで評価者を選んでおり、外部評価に相当する評価がなされているとも理解できる。
- 2025年 認証評価第4期に入り、学位プログラムに応じた内部質保証が求められる中で、文部科学省の評価制度改革が検討され、8月の中間的な意見とりまとめ（次の2つのスライド）に対して、認証評価団体からの意見が出されている
 - その直前には、日本私立大学協会（2025）「知の総和答申における『認証評価制度』提言に関する意見」など、中央教育審議会 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ第3回配布資料としてピア・レビューを基本とすることが強調されている
(https://www.mext.go.jp/content/20250609-mxt_koutou02-000043017_05.pdf, 2025年7月1日アクセス)

2025/11/14

10

10.中教審 大学分科会 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ(2025/5/12～)より① (8/10の議論の整理)

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論の整理 概要①

第1部 新たな評価の基本的な考え方

認証評価制度の現状と課題

➤ 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる一方で、以下のような課題も指摘されている。**

①社会的機能の再確認の必要性

社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることでありますが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではないかと

②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないかと

③内部質保証の意義の浸透

機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するがプログラム改善まで至っていないのではないかと

「新たな評価」への転換

✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、**「教育の質」を不断に見直すことが必要。**

✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む**「教育の改善」が必要。**

✓ **「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「新たな評価」へ転換する。**

※「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

➤ 「新たな評価」においては、学位を授与する過程で3ポリシーを基盤とする**教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化し、その結果を踏まえて各高等教育機関において教育改善が進められているかという観点から評価すべきである。**
(※マイクロレディンショナルについては必要に応じて別途検討する。)

➤ 「新たな評価」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る。**

(2) 社会に関われた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

➤ VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。そのためにも、「新たな評価」の結果やその他の必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組みが必要。**

(3) 効果的かつ効率的な評価の実現

➤ 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、「徒労感」や「負担感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

2025/11/14

11

11.中教審 大学分科会 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ(2025/5/12～)より②

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論の整理 概要②

第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

➤ 大学教員らを中心とした**評価委員会**による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、産業界や高校関係者等の参画を促進する。また、学生代表者の評価への参画も検討する。

➤ 評価機関が複数存在する場合、評価の基準・視点のばらつきをなくするための**調整組織の設置**を検討する。

➤ 評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣**が評価が適正に行われているか**検証するシステム**を設けることも検討する。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

➤ 養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が学修成果を上げられているかという点の可視化を行うために、**学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度の設計**に向け、引き続き議論を進めていく。

3. 評価の視点【何を評価するか】

➤ 「新たな評価」では、**養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーに照らして学生が必要な学修成果が上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用がなされているかという点**を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう検討する。

➤ また、これらの観点について項目・指標等を共通化するとともに、**具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示すこと**を引き続き検討する。

➤ **学修成果の可視化**については、ディプロマ・ポリシーを達成目標として、成績等の**直接評価**と学生アンケート等の**間接評価**の**双方の観点で行うこと**を検討する。

➤ 国際的な評価や先行している分野別評価については、「新たな評価」との関係性を整理し、これまでの取組が損なわれないよう検討する。

➤ 「新たな評価」制度導入において、**ディプロマ・ポリシー等の再検証**を実施することを検討する。

4. 評価手続【どのように評価するのか】

➤ わかりやすく、かつ、改善につながる**段階別評価**の導入を検討する。その際、課題の追求・指摘ではなく、**自己改善につながる評価（絶対評価）**にすることを検討する。

➤ **評価手続の効率化のため、データベースの構築・活用**を検討する。実地調査は、**実施義務を撤廃し一定の条件下でのみ**の実施の方向で検討する。

5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

➤ 評価結果を一元的に公表し、**公表内容やフォーマットは統一**することを検討する。

➤ 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することや、段階別評価において高い評価を得た機関に対する**受審期間延長等のインセンティブ**を検討する。

2025/11/14

12

12.外部の識見を有するものによる評価と 評価機関による評価

◆質の保証された機関の共通感覚形成のための2つのアプローチ

➤ **第三者評価機関による評価**

➤ **受審機関が第三者評価実施者を招集して評価実施**

- ・【第三者評価の実施者に求められる要件】以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断）

- ① 当該学校・学科の分野に精通している者
- ② 専修学校に識見を有する者
- ③ 大学等の評価経験者等

- ・ 当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者
- ・ 当該学校を設置する法人に役員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者
- ・ 当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
- ・ 留意事項

- ・ 評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること*

*「組織だって評価する」とは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。

◆共通感覚の形成としては、現下に激震の生じかねない大学の第4期 認証評価の進行を見定めつつ、質の保証と向上を進めていくことが 必要

2025/11/14

13

13.専門学校の規模に応じた仕組みを考える

- ・ 私立大学は、私立専門学校とくらべて職員数でも40倍、私立短大でも2倍近い規模の職員数を有する（2024年学校基本調査）。
- ・ 学生数では、私立短大と私立専門学校は近似してきているが、学生数別学校数の分布を見ると、私立専門学校では、学生数200人以下の学校が66%、私立短大の場合は45%である。
- ・ 少ない収入と少ない職員数（もちろん教員数も大学等と大きな違い）のなかで、大学と同様の第三者評価を普及できるのか？すべきなのか？

	私立大学		私立短大		私立専門学校		私立専門学校と比較した私立大学の規模
	実数	1校あたり	実数	1校あたり	実数	1校あたり	
大学数	624	1.0	282	1.0	2,492	1.0	
学生数	2,177,756	3,490.0	73,374	260.2	537,491	215.7	16.2
教員数	113,854	182.5	5,852	20.8	35,706	14.3	12.7
職員数	155,819	249.7	3224	11.4	15,323	6.1	40.6

2025/11/14

14

14. 2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議（2025.3.10～）より①

社会とともに歩む私立大学の変革への支援強化パッケージ
 ~2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 中間まとめ-要旨 令和7年8月29日

I 私立大学を取り巻く現状と役割の変遷

社会の変化・直面する課題

デジタル化の加速度的な進展と脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革、労働需要の在り方にも変化をもたらすことが予想される

就業構造の推計では、職種間のミスマッチとして、AI、ロボット等の活用を担う人材が約300万人不足するリスク
 学歴間のミスマッチとして、事務職で需要が減少し大卒文系人材は約30万人の余剰が生じる可能性

人口推計の比較では、南関東は今後も一定水準を維持すると見込まれる一方、四国、北海道・東北、北陸では2050年時点では2020年時点の3/4弱程度まで減少する見込み。町村の人口減少も深刻。

地方を活性化させ、日本の活力を向上させていくためには、各地域において、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が必要不可欠。

私立大学を取り巻く環境

①大学進学者数の激減
 大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ 46.0万人 (1027%減)
(出生世代・死亡世代) (2021) (2035) (2040)

相当数の法人が縮小や撤退を余儀なくされることを覚悟しなければならない

②大学分布の偏在
 「地方」に立地する私立大学 ◀ ほとんどが小規模
(首都圏圏外法政都市圏等・政令指定都市以外)

地方の人口減少の影響も考慮すると、地方の小規模私立大学から撤退する可能性

③私立大学の分野別学生比率の偏り
 人文科学 14.9% 社会科学 35.9% ⇔ 理学 2.3% 工学 12.0% 農学 2.1%

我が国の理工系入学者の割合は諸外国に比べても低く、OECD平均よりも大幅に低い状況

2025/11/14 15

15. 2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議（2025.3.10～）より②

III 私立大学振興のための3つの施策の方向性の転換

1. 地域から必要とされる人材育成を担う地方大学の重点支援への転換

現状と課題

- ✓ 地域の人材育成インフラとして私立大学の役割は重要だが、人口減少の影響も深刻
 ⇒ 地方の小規模私立大学から消滅し、地域に必要な人材が輩出できなくなる可能性
- ✓ 地域連携プラットフォームの構築は全国で広まっているものの、将来的な地域の人材需要を踏まえた大学間の連携や大学の改革が必要
- ✓ 教学・大学事務等に係る大学間連携は一部に留まる状況

目指すべき姿

- ✓ 各地域で、大学、地方公共団体、産業界等が人材需要を踏まえた高等教育の将来像を構築し、認識を共有。各大学が、将来像を踏まえた教育研究面の構造転換や大学間連携をしつつ強みをもつ分野への資源の集中等を推進
- ✓ 地域に必要な人材輩出の継続性確保に向け、地方公共団体や産業界等と私立大学が協力して人材を輩出する体制の構築
- ✓ 学生交流やオンライン等の活用により大学間（都市部と地方等）が連携し、教育の質の向上と効率的な運営を実現

<施策の具体的な方向性>

(1)自治体・産業界等との連携推進（地域経済の担い手やエッセンシャルワーカー育成支援等）

- 地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者による連携強化・プラットフォームの構築や、それぞれの協力による人材育成に係る取組への支援
- 関係者による地域の実態や今後の見通しを踏まえた議論を行うためのコーディネーター配置等促進
- 地域経済の担い手等の育成等を行う地方中小規模大学への私学助成のメリハリ・重点化に加え、プラットフォーム等による高等教育の将来像等に基づき、教育研究・人材輩出等を行う私立大学に対する私学助成の一層の重点化
- 地域の人材需要や産業ニーズ等に応じた教育研究を行う私立大学について、定員充足率に応じた私学助成の在り方の見直し等も適した、地方の私立大学の教育研究環境の充実

(2)大学間の連携推進

- 地域の大学間や、大都市大学と地方大学との連携強化に向けた支援の充実（国内留学やUターン協定促進、サテライトキャンパス設置支援など）
- 地方中小規模大学が引き続きその役割を果たしていくための、大学間連携によるオンライン授業をはじめとした開設科目の相互補充の円滑化や、事務の共同化を通じた効率化の促進

2025/11/14 16

16. 2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議（2025.3.10～）より③

Ⅲ 私立大学振興のための3つの施策の方向性の転換

3. 再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化への転換

現状と課題

- ✓ 2040年には大学進学者数が3割減少、大学の収入も3割（1兆円）減少する見込みであり、縮小・撤退は不可避な状況
- ✓ 自力再生が「極めて困難な状態」は17法人（3.0%）、「困難な状態」は119法人（20.9%）で今後更に増加する可能性
- ✓ 円滑な撤退等に向けた支援、学生保護の仕組み整備が不可欠

目指すべき姿

- ✓ 全ての大学が2040年代の学生数等を念頭に、必要とされる役割を果たせるよう、短期・中長期の改革に今から計画的に着目
- ✓ 国による指導、制度、私学助成等の体系的な仕組みにより、円滑な連携、統合、縮小、撤退等を推進
- ✓ 学籍簿管理等の法人撤退に係る影響に備えた仕組み整備

<施策の具体的な方向性>

経営指導の強化等

- 学校法人の経営状況の評価指標を再検討・評価段階に応じた体系的な経営改革のシステムの構築
 - ・リスクが一定段階に至った学校法人における経営改革計画の策定・進捗状況管理等（私学助成の要件化）
 - ・リスクが高い学校法人への指導強化（指導対象法人の拡大（100校程度）縮小・撤退等の勧告、対応状況の公表等）
- 学校法人の経営力強化に向けた経営方針や経営状況を踏まえた資産運用・寄附募集等による財源の多様化促進
- 学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等
- 学校法人の吸収合併や学校法人間の財政支援等に係る設置認可・私学助成上のボトルネック解消
- 撤退に向けた伴走支援のための私学事業団における専門家チームの設置
- 安易な公立化の回避に向けた私大の公立化に係る留意事項（人材需要、財政負担、学生確保の在り方）の明確化
- 学生又は卒業生の不利益を最小限にする取組
- 文部科学省や私学団体との連携を通じた私学事業団における解散法人の学籍簿管理・証明書発行への対応等
- 学部等新設の厳格化（スクラップ・アンド・ビルド、再編・統合の推進に向けた見直し）
- 審査体制の充実、経営面・定員充足率の基準の引上げ等

Ⅳ 更なる検討を要する事項

教育研究の質の向上方策として、文理横断・文理融合教育の推進、学修者本位の教育の更なる推進に向けた手厚い教育指導体制の構築、新たな評価制度の在り方や、附属病院の充実方策等については、本検討会議として、今後さらに検討を深めることとする。

2025/11/14

17

17. 質保証・向上にむけた社会的な共通感覚形成の方向

1. 専門学校の職業教育としての質保証・向上にかかる固有の理解を形成すること

- 目的・方法・統制において大学モデルの轍を踏まないこと

2. 専門学校の規模に応じた評価を行うこと

- 1:20というスケールデメリットとメリットを考えた運用方策を検討していくこと

3. 評価を通して質の向上ができること

- 方法にも関わるが、教育を担う教員が質保証・向上の活動に自律的に参画することで、教育能力の向上につながる仕組みを探すこと
- 理事長・校長や経営層以外の教育担当教員の研修会への参加は？

4. 実践のモデルの比較検討や制度改革・政策形成への議論の場を形成していくこと

2025/11/14

18

【参考文献】

- 中央教育審議会 大学分科会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ「議論の整理 概要」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/056/mext_00008.html, 2025年11月12日最終検索)
- 文部科学省 (2025) 『2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議』
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/132/index.html, 2025年11月12日最終検索)
- 吉本圭一 (2024) 「第三段階教育の視座と国家学位資格枠組み」 日本高等教育学会『高等教育研究』第27集、11-35頁
- 吉本圭一 (2025) 「専門職大学院の形成とピアレビューの模索」 大学基準協会『大学評価研究』第24号 (印刷中)
- 吉本圭一・江藤智佐子編 (2025) 『第三段階教育から職業へのアプローチ ―界をつなぐNQF基準をめざす日本と韓国』 花書院

2025/11/14

19

ご静聴
ありがとうございました

K-yoshimoto@juhs.ac.jp

「第三段階教育と学位・資格研究会」

<https://rteq.jp/eq/>

専門学校第三者評価マニュアルの概要

第1章 学校評価の基礎知識

1 学校教育法の改正と専修学校の学校評価制度

○今回の学校教育法の改正は、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを背景に、高等教育段階の職業教育機関としての専修学校専門課程の位置付けの制度上の明確化が求められていることが理由に挙げられます。

○そのため、専修学校専門課程における教育の充実を制度上担保することが必要で、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等が学校教育法に規定されました。

○学校教育法第132条2には、専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）を受け、その結果を公表するよう努めることを規定しています。

○第三者評価は、規定上は努力義務となっていますが、法律に規定されたことにより、例えば、高等教育の修学支援新制度の確認要件として、これまで、学校関係者評価の実施と結果公表が課されていましたが、今回の改正の規定を踏まえ、新たに第三者評価の結果の公表を課すこととされています。経過措置があるものの規定として本則にあることは重要なことといえます。

○また、文部科学省は、大学院入学資格（高度専門士）認定学科及び外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定学科を有する専門学校は、改正学校教育法が施行される令和8年4月から5年間に第三者評価を受審することを求めています。さらに、実施状況も見ながら職業実践専門課程認定校に対する拡大を視野に入れていきます。

○高等課程、一般課程についての規定はこれまでと変わりありません。専門課程と高等課程等の学校評価規定は次のとおりで、評価の範囲、用語等も異なっています。

専門課程の規定	<p>① 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、<u>当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> <p>② <u>専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。</u></p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高等課程等の規定	教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------

2 学校評価に関する根拠規定

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第百三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に準用する。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百八十六条の五 専門課程を置く専修学校は、学校教育法第百三十二条の二第一項に規定する及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに適当な体制を整えて行うものとする。

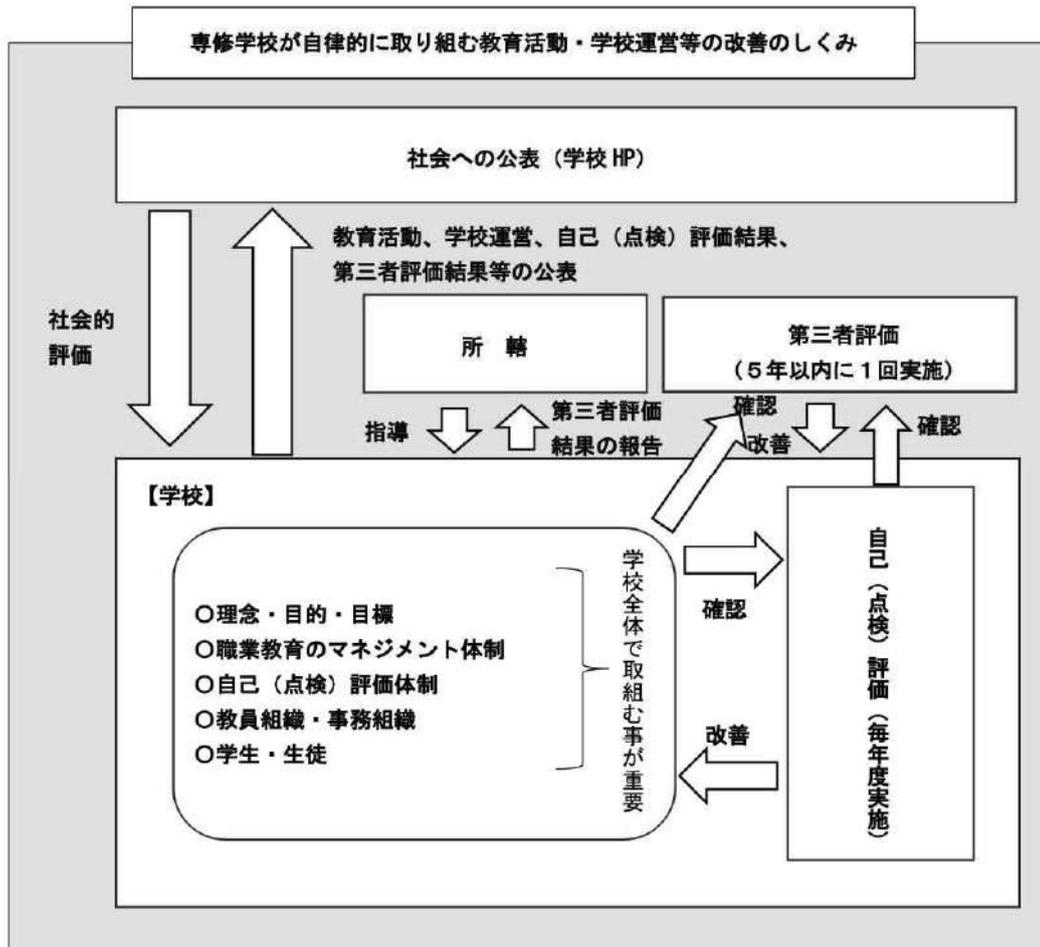
第百八十九条第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校（専門課程を置くものを除く）についてそれぞれ準用する。

3 専修学校における学校評価ガイドラインの主な改正

(1) 専修学校教育の質の保証・向上における学校評価の位置づけの明確化

○改正ガイドラインでは、「専修学校が自ら掲げる理念・目的を実現するために具体的に育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の教育の目標を明らかにし、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理し、教育を運営する仕組みである職業教育のマネジメントが重要であり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。」としています。

○学校評価が目的ではなく、手段、手法の一つであることを明確にしています。このことから、職業教育のマネジメント体制の構築と、機能の有効性の確認が評価の重要な視点となります。



出典：改正ガイドライン

(2) 改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等を明確化

○改正学校教育法において専門課程には、外部の意見を有するものによる評価が努力義務となっています。略語では、外部評価という用語が使用されています。外部評価と第三者評価は、評価用語では、実施主体が異なるなど厳密な意味では同じではありませんが、改正ガイドラインでは一般的な用語として第三者評価という表現を用いています。

○また、専門課程においては、従来、自己評価、学校関係者評価のみの規定が存在していましたが改正前のガイドラインでは、第三者評価の定義等は、必ずしも明確に示されていませんでしたが、今回の学校教育法の改正において規定化されたことにより、第三者評価の目的、要件等が明確化されています。

第2章 専門学校の第三者評価

1 改正ガイドラインにおける第三者評価

専門学校の第三者評価の目的・機能

○第三者評価の目的は、学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。

○第三者評価は、専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検・評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検・評価の結果を踏まえつつ、外部の一定の要件を満たした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められる。評価結果において示された改善等に取り組むことは、学校における教育活動、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

出典：改正ガイドライン

専門学校の第三者評価（自己点検・評価も同）の項目例

大項目	点検・評価項目
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目
	2 教育の実施
	3 単位・卒業認定
	4 学修成果目標の達成状況
項目3 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理
	2 自主的な学習の促進に対する支援
	3 多様な学生に対する支援
	4 学生生活に関する支援
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用
	2 教員の組織編制等
	3 教員の資質の向上

項目 5 教育環境	1 教育環境の整備
	2 安全対策、防災組織
	3 施設・設備等の点検、改善等
項目 6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤
	2 学校運営
	3 学校評価の実施と改善活動
	4 社会からの理解と情報の公表

出典：改正ガイドライン

評価結果の評定（自己点検評価も同）

○従前のガイドラインにおいても5段階の評価表現の様式を例示していました。この様式を用いて自己点検・評価を実施する学校もありました。改正ガイドラインでは、項目例に示した点検・評価項目毎に自己点検評価結果として3段階の評定を行うものとしています。

○評価結果の表現は各学校の判断に委ねられていますが、今後は、評価基準の一定の単位で3段階の評価で表現するが基本となります。

○評価結果の段階評定は、各学校において取組状況の適切さについてより具体的な分析を促し、今後の改善方策について明確化することが期待されています。改正ガイドラインでは、第三者評価においても同様の評価表現を用いることを求めています。

○自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる（附属資料4にイメージ例を例示）。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

出典：改正ガイドライン

第3章 評価機関が行う第三者評価

1 これまでの取組

(1) 評価制度のスタート、ガイドラインの策定・公表

○専修学校の学校評価制度のスタートは、平成14年の専修学校設置基準改正に始まります。設置基準において、自己評価について「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」そして評価結果の第三者による検証として「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定されました。

○平成19年6月20日、学校教育法等の一部を改正する法律が成立し、12月26日に施行されました。改正された学校教育法第42条に学校評価に関する規定が整備され、自己評価

は、法令上で義務化されました。なお、学校教育法第42条の規定は小学校に関する規定ですが、同法第189条により専修学校に準用されました。

○平成24年3月、専修学校における学校評価の実施状況について、文部科学省の委託調査が行われましたが、自己評価の実施率62.2%、結果の公表率は17.1%、学校関係者評価の実施率15.6%、結果の公表率は5.6%という不十分な結果となりました。この調査結果を踏まえ、学校評価の具体的な実施方法、進め方を明確に示すガイドラインの策定に向け、平成24年4月、文部科学省は、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校評価に関する現状、課題及び今後の方向性等について審議を重ね、平成25年3月、「専修学校における学校評価ガイドライン」を策定、公表しました。

(2) 評価機関の設立、第三者評価事業の展開

○東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下「東専各協会」という。）を中心に設置した「専修学校構想懇談会」の報告書において、専修学校の社会的信頼性の向上を図る仕組みとして学校評価システムの導入と情報公開の推進が提言されました。

○平成16年9月、東京都の支援を受け、「特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構」現、職業教育評価機構（以下「評価機構」という。）が設立され、自己点検・評価研究委員会により、自己点検・評価のための基準となる「東京フォーマット」が策定されました。

○令和18年、第三者評価システム原案を作成、会員4校においてモデル事業を実施し、「専門学校等評価基準書」を発表。評価機構内に「評価者バンク」を設置し、評価員登録と養成研修を開始しました。令和19年度から第三者評価を本格的に事業化し、東京都において、受審校及び自己評価に対する補助制度が開始されました。現在では、評価機構のほか、一般社団法人「専門職高等教育質保証機構」においても専門学校に対する第三者評価を実施しています。

○一方、実践的な職業教育に取り組む専門学校を評価する場合は、学校運営及び教育の基本組織など分野に共通する基本事項の評価に加え、それぞれの養成分野の特性に応じた専門職業人材育成プログラム評価として分野別第三者評価が必要となります。

○このことについて、評価機構と柔道整復師養成に係る関係4団体は、平成24年から継続的に行った第三者評価の実施・検証の成果を踏まえ、令和元年から評価組織（機関）の組織化に向け、検討・協議を重ね、令和3年6月、一般社団法人柔道整復教育評価機構が設立されました。同機構では、分野別統合型の第三者評価事業を展開しています。

※評価機構における第三者評価実績

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
8	3	5	2	4	5	4	6	7
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	5	1	4	2	3	4	2	4

(3) 文部科学省委託事業と実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営

○文部科学省は専門学校での質保証・向上に向けた取組について、職業実践専門課程における第三者評価の調査研究を平成26年度からスタートさせ、平成27年度には、11分野のコンソーシアムにおいてそれぞれ第三者評価基準の策定等が進められました。

○評価機構ではコンソーシアム間の連絡調整会議を開催するとともに合同の研修会、成果報告会を行うとともに、第三者評価事業の実用化に向け、分野横断的な第三者評価基準策定、モデル評価、評価者育成研修等の事業を展開しました。

○上記の取組は、継続的な組織としての構築までは至っていませんでしたが、実践的職業教育の質保証制度の確立を目指すためには、評価機関及び評価の仕組みを持っており、評価を行っている団体も含め、組織化し、評価に関する共同研究、情報共有、合同研修、評価結果の公表など共同で行う連絡協議会の設立が不可欠であるという認識から、令和2年度から文部科学省委託事業の中において、「実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会」を設置し、諸課題の認識共有、情報交換、共通課題解決に向けた研修会の開催に取り組んでいます。研修会は拡大研修会として会場での受講と映像による配信を行い、多くの専修学校及び関係者の参画を得ています。

2 評価機関が行う第三者評価の受審

○第三者評価を行う評価機関では、それぞれ、第三者評価基準を策定しています。専門学校の評価基準としては、文部科学省がガイドラインに定める評価基準に準拠した基準になっています。また、評価基準とともに、各機関では、評価に関する基本事項、評価方法、受審の手順等を示す、実施要綱等を定めています。評価機関が行う第三者評価は、受審を希望する機関の基準等をよく理解するところから始まります。

○各機関では、第三者評価の実施に向け、説明会、研修会を開催していますので積極的に参加して、第三者評価の目的等に関する理解を深めることが必要です。

○受審校は、定められた基準に従い、自己点検・評価を実施し、評価報告書を作成し、記述した内容（学校の取組、課題、課題解決に向けた方策など）を確認する参照資料集を作成し、提出期日までに評価機関に提出します。

○評価機関では、提出された自己点検・評価報告書及び参照資料を受理し、評価を実施する評価部会（評価者の会議体、部会長以下4名程度）における評価を開始します。評価は、書面調査、訪問調査、評価結果報告書作成の各業務を履行します。

○評価機関では、評価部会における審議を経た評価結果報告書について、別に委員会を設置し、二重にチェックし評価結果を決定します。学校に通知し、意見申出があれば、法人が審査会を開催、裁定し、最終決定します。評価結果のフォローアップも含め評価機関が責任をもって実施します。

○第三者評価は、学校と評価機関が共通認識を持って実施することが重要で、評価の流れを次に示します。また、評価報告書を確認する資料について参考として示します。

【評価機関の受審】第三者評価の標準的スケジュールの例示

時期	評価対象校	第三者評価機関	備考
2月	評価受審申込み	募集説明会の開催	<p>【評価基準】 評価機関の指定基準</p> <p>【評価の有効期間】 評価は5年間有効</p> <p>【評価担当部会委員】 (標準的な構成員) 専門学校関係者 1名 業界関係者 1名 学識者 1名 公認会計士 1名 ※訪問調査、ヒアリング調査は同時実施、学生インタビューも実施</p> <p>【第三者評価委員会】 教育専門家、又は学識者、専門学校関係者 合計4名</p> <p>【審査会】 理事会選考委員 3名</p> <p>【評価結果の公表】 公表範囲 ・自己点検評価報告書 ・第三者評価結果 評価機関：プレス発表、ホームページ掲載、報告書配布。 学校：自校ホームページ掲載、報告書配布等を行う。</p>
6月	資料整備 自己点検 自己評価	評価対象校説明会	
7月	自己評価報告書提出	評価資料の点検等 評価担当部会の編成	
9月		評価担当部会 自己評価報告書の書面調査	
10月	ヒアリング調査へ対応	評価対象校ヒアリング調査	
11月			
12月	訪問調査への対応	評価対象校訪問調査	
		評価報告書原案の作成	
1月		第三者評価委員会 評価書報告書原案の審査 評価報告書案の確定・通知	
	評価報告書案の確認		
2月	意見なし 意見申立	審査会 意見申し立ての審査 評価報告書の確定・通知	
3月	評価報告書の受理		
4月	評価結果の公表	評価結果の公表	

参照資料の例示

区分	番号	資料名	資料の内容説明
教育理念等・学校運営	1	学則	認可、届出済みのもの 注)記載事項 学校教育法施行規則第4条
	2	〇〇専門学校教育理念・教育目標	理念・目標等が明記された印刷物等
	3	入学案内書・募集要項・施設設備一覧等	特色であることが明記されている印刷物等
	4	学校基本調査票(専修学校)・学校施設調査票「(高等学校等)」	令和〇年から令和〇年度の4か年分の提出調査票の写(各年5月1日現在)文部科学省統計調査
	5	学生数・教員数・施設・設備一覧	学校の現況(5)学生数及び教員数(6)施設の概要
	6	将来構想(中期構想・中期事業計画書・ビジョン)	3年から5年単位の構想・計画が明記されている文書等
	7	運営方針(〇〇年度)・事業計画書・重点目標	学校運営方針が明記されている印刷物・事業計画書・学校運営計画書等
	8	産学連携・関連業界との協定文書・委員会資料等	関連業界等との連携関係を確認する資料
	9	組織規程・組織図	学校の運営体制が確認できる資料
	10	意思決定に係る規程・事務分掌規程・業務マニュアル	事案決定に係る責任体制、権限の段階が確認できる資料
	11	会議規則・設置要綱・会議一覧・各種委員会名簿・会議録・審議録	方針等の周知、会議体の意義や意思決定への関与が確認できる資料
	12	教職員組織編成図、事務職員組織編成図	教職員の組織編成、責任体制が確認できる資料
	13	就業規則、人事規程、昇給・昇格・退職等規程	人事に関する規定、職種・常勤・非常勤ごとの採用基準、昇任、退職の基準が確認できる資料
	14	情報システムネットワーク図・システム業務規則	教職員、学生管理システムやネットワーク、セキュリティ対策について確認できる文書等
	15	設置法人審判行為・理事会名簿	
教育活動・学修成果	16	学科毎の教育目標・育成人材像、3ポリシー	
	17	学生便覧・履修案内	令和〇年度、令和〇年度用として学生に配布したもの2か年分
	18	教育課程(カリキュラム)・授業時数表	学科、修業年限ごとの教育課程(カリキュラム)、授業時間割
	19	教職員体制表、学級編成表・担任表・非常勤講師表	教育組織を体系的に整理したもの、常勤、非常勤の関連が確認できるもの
	20	教員名簿	教員名簿(令和〇年度、令和〇年度)2年度分、授業科目関連資格等明記
	21	履修要綱	
	22	授業計画・シラバス・コマシラバス・講義要項・カリキュラムマップ	科目ごとの計画が確認できるもの、教育目標、目的、理念等また、卒業認定要件等との関連図等
	23	教育課程編成に係る文書・ガイドライン・教務委員会等会議録・教育課程編成委員会	教育課程の編成過程が確認できる資料、業界のニーズの把握が確認できる資料
	24	キャリアガイド、キャリアサポートプログラム	キャリア教育に関する教材・資料
	25	授業評価の規程・授業評価アンケート結果・分析・改善状況報告書	
	26	教職員の研修規程・FD活動に関する規程	研修体系、研修計画、研修結果が確認できる資料
	27	研究報告書・紀要	教員の研究活動と教育内容の関連が確認できる資料
	28	成績評価・卒業認定基準・単位互換協定書	他校、専修学校以外、入学前の履修等評価の判定基準や位置づけが明確になっているもの
	29	取得資格についての案内・指導体制に関する資料	教育課程上明確になっている資料、資格認定機関、資格の有効性などを説明する資料
	学生支援・教育環境・募集と受入れ	30	学科別資格取得状況一覧・目標とする数値
31		就職者数・就職率のデータ・進路決定状況・目標とする数値・指導・相談体制	令和〇年度～令和〇年度の3か年分
32		卒業生の活動把握資料・就職先の調査資料	就職先へのヒアリング調査結果など卒業生の活動の把握状況が確認できる資料
33		教育課程編成・教員研修・資格取得・就職等に係る関連業界等との連携協定等	教育活動・学修成果等に係る関連業界等との連携関係を確認する資料
34		進学状況、留年、休学のデータ・目標とする数値	令和〇年度～令和〇年度の3か年分
35		学生相談に関する規程・学生相談の案内	学生・留学生への相談体制に実態が確認できる資料
36		奨学金制度要綱・奨学金募集要項・学費分納願・学費延納願の様式	学生への配布プリント等周知状況が確認できる資料
37		健康診断実施・結果データ	健康診断の実態が確認できるもの
38		健康管理規程・健康管理体制・保健室設置要綱・学校保健計画	健康管理体制が確認できるもの(学校保健計画は必須)
39		クラブ活動活動実績	課外活動の案内、実績が確認できる資料
40		学生寮の案内・学生寮規約	
41		保護者との連携体制	保護者との連携を明確に示す資料
42		卒業生・社会人への支援体制	相談体制、同窓会組織に関する資料、社会人・就労学生への支援策を確認する資料
43		実習・インターンシップ・海外研修についての実施要綱	教育課程との関連が確認できる資料、実績を示す資料、安全管理に関する資料
財務		44	消防計画・災害時(緊急時)対応マニュアル・避難訓練・防犯対策実施要綱
	45	入学者選要項、入学試験実施状況、面接要項	入学試験等実施体制が確認できる資料
	46	入学者数のデータ、合格者、辞退者のデータ	推移が確認できる資料
	47	学納金推移データ	学納金返還についての取扱いが確認できる資料、学納金の推移が確認できる資料
	48	卒業後の支援、実習、インターンシップ実施に係る関連業界等との連携協定等	卒業後の支援、実習等の実施について関連業界等との連携を確認できる資料
	49	経理規程・財務規程	
	50	法人及び学校別(部門別)資金収支計算書	過去3年分
	51	法人及び学校別(部門別)事業活動収支計算書	過去3年分
	52	監査報告書(公認会計士監査意見書・公認会計士略歴)	過去3年分
	53	法人の財産目録・貸借対照表	過去3年分
法令遵守・社会地域貢献	54	学校法人等基礎調査提出	過去3年分
	55	令和〇年度の収支予算書、事業計画書	
	56	財務情報公開規程及び公開資料	ホームページ上も掲載している資料など(写)
	57	個人情報保護基本方針・規程	
	58	自己評価・学校関係者評価に関する規程	学則に規程があれば学則、改善へのプロセスを示す資料
	59	自己評価書※学校関係者評価報告書	自己評価報告書・公表した資料、
	60	学校ホームページ・学校案内	学校の教育情報の公開について確認する資料
61	生涯学習講座・地域連携講座実施要綱・募集案内		
62	地域活動への貢献を示す資料		
63	留学生の募集、受入に関するデータ	留学生の受入方針、相談体制、進路指導、財政管理などが確認できる資料	
64	ボランティア活動の案内、活動状況報告書	ボランティア活動の支援等に関する資料	

第4章 学校が主催して実施する第三者評価

1 学校が行う業務

(1) 学内実施体制の整備

- 第三者評価の学則への規定、学内組織（職業教育のマネジメント体制）の位置づけ
- 第三者評価実施に関する規程（規則）の制定
- 学校内の担当組織と業務内容、費用負担、全教職員への研修
- 設置者（学校法人等）との協議

(2) 第三者評価実施組織の構築

- ・客観性、公平性、透明性の確保・評価組織の独立性・中立性の観点からの体制整備
- 第三者評価の実施者（評価者）の要件と選任
- 第三者評価実施に関する実施者（評価者）組織との協定（契約）の締結（報酬含む）
- 評価全体のスケジュール策定
- 評価日程の調整と協議

(3) 評価結果の公表と所轄庁との連携

- 公表（自己点検評価、評価組織の選任、評価の経過、評価結果）及び公表方法の決定
- 所轄庁等との連携（報告、助言・指導）

2 第三者評価実施組織が行う業務

(1) 第三者評価組織の具体的な業務の確認等

- 具体的な業務内容 組織性の確保が重要
- 評価者の守秘義務、文書等の取扱い等（評価報告書、参照資料等、評価の記録）

(2) 第三者評価に関する基本事項の決定

- 評価基準の策定（評価の視点、必要な参照資料の整理）
- 評価様式（自己評価報告書、指定資料・データ、の決定）
- 評価方法の決定（書面調査・訪問調査・インタビュー等）
- 評価スケジュールの決定

(3) 評価の実施

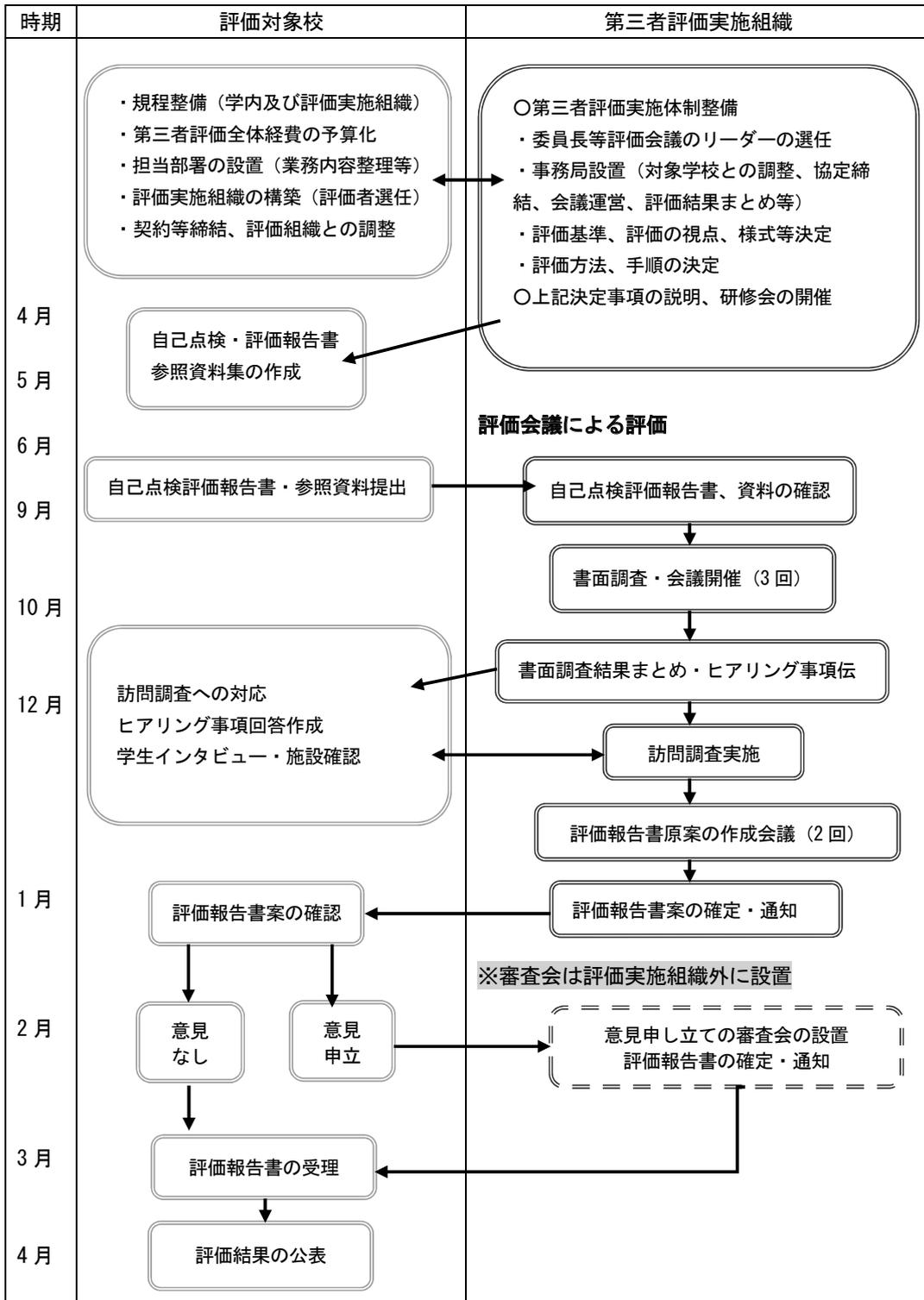
- 評価実施説明会の開催（学校側への説明会）
- 書面調査及び調査のとりまとめ
- 訪問調査、ヒアリング、学生等インタビューの実施

(4) 第三者評価報告書の作成

- 評価結果コメント、段階評定○評価原案の作成と調整
- 評価書原案の審議・確定・学校へ通知
- 意見申し立て等と対応
- 評価結果に対するフォローアップ

※学校が主催して行う第三者評価は、評価機関が行う業務を含めて学校が担うというイメージです。実施以前の準備期間として前年度から取組むことが必要となります。また、意見申し立てに関する事、評価結果のフォローアップに関する事など客観性、改善への取組の確認などルール作りが重要になります。また、確実に実施するための第三者評価に係るコスト計算も重要となります。学校と評価実施組織との流れを次に示します。

【学校が主催して実施する第三者評価】第三者評価の標準的スケジュールの例示



※評価者等はガイドラインの要件準拠

専門学校の第三者評価推進個別研修会 【配付資料集】

目 次

- 1 プログラム
- 2 学校教育法等の改正に伴う各専修学校における対応について
(令和8年4月1日施行) 1
- 3 専門学校における第三者評価マニュアルの概要.....32

主 催
特定非営利活動法人職業教育評価機構

専門学校の第三者評価推進研修会の開催（共通）

日時： 令和7年12月1日（月） 13時～16時
会場：

研修会プログラム

【13：00】 開会

ご挨拶 一般社団法人山形県専修学校各種学校協会
会長 山本 絵里子 様

1 「今回の学校教育法の改正の背景」（60分）

講師：全国専修学校各種学校総連合会 事務局長 原 田 大五郎

（休憩 10分）

2 「改正学校教育法における第三者評価への対応」（60分）

講師：特定非営利活動法人職業教育評価機構 副理事長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関 口 正 雄

（休憩 10分）

3 参加者との意見交換及び質疑応答

（進行：一般社団法人山形県専修学校各種学校協会事務局）

【16：00】 閉会

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構

学校教育法等の改正に伴う 各専修学校における対応について (令和8年4月1日施行)

総合教育政策局専修学校教育振興室

目次



I. 改正の概要	3
II. 各論	
1. 単位制への移行	7
2. 専門士の称号	12
3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定	14
4. 専門課程	18
5. 専攻科の設置	19
6. 適格専攻科の設置	22
7. 学校評価	26
8. 高等教育の修学支援新制度関係	29
9. 教職員の研修等の実施	32
10. 経過措置	33
III. 学則変更事項	36
IV. 学校評価ガイドライン概要	43
V. Q&A	49

I. 改正の概要

3

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「**準ずる学力があると認められた者**」から、高等学校等を卒業した者と「**同等以上の学力があると認められた者**」に改める。
※専修学校専門課程の**在籍者の呼称**を「生徒」から「**学生**」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

4

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について

【改正等の概要】

令和6年の学校教育法の一部改正を踏まえ、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等について以下の通り所要の改正を行う。

○学校教育法施行規則の主な改正事項

- ・大学の専攻科又は大学院の入学資格に、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の基準を満たす専攻科で文部科学大臣が別に指定するもの（適格専攻科）を修了した者を追加する（第155条第1項）。
- ・専門課程の入学資格について、大学の入学資格を得られる者と同様の規定とする（第183条）。
- ・特定専門課程（大学編入学資格が付与）の基準として、課程の修了に必要な総単位数を62単位以上とする（第186条）。
- ・大学院等の入学資格に関する文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができることとする（第186条の3）。
- ・自己点検評価の実施に関し、大学等と同様に、適切な項目を設定し、適切な体制を整えて行うこととする（第186条の5）。
- ・新たに創設する専修学校の専攻科について、短期大学及び高等専門学校の専攻科と同様の入学資格に係る規定とともに、設置に係る学則変更の届出に関し、高等学校の届出に係る規定を準用する（第189条）。

○専修学校設置基準

- ・専門課程における修了要件に関し、これまで授業時数を原則とし、単位数も可としていたところ、単位数に限ることとし、一単位の内容について大学等と同様の規定とする（第28条の2、第28条の3）。
- ・専門課程を置く専修学校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする（第40条の2）。

○その他改正及び経過措置等

- ・専攻科の学生を（独）日本学生支援機構が行う学資貸与の、適格専攻科の学生を高等教育の修学支援新制度（学資支給及び授業料等減免）の対象とする上で、所要の規定の整備を行う（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令・大学等における修学の支援に関する法律施行規則）。
- ・施行日前に専門課程に入学した者の修了要件については、なお従前の例による（学校教育法の一部を改正する法律施行規則附則第3条）

【今後のスケジュール】 令和8年4月1日に施行。（学校教育法の一部改正法の施行の日と同日）

5

Ⅱ. 各論

6

1. 単位制への移行①

(1) 改正の概要

- 施行日である令和8年4月1日から、全ての専門課程は単位制へと移行するとともに、昼間学科の修了要件が31単位×修業年限となります。
- 適用は施行日以後の入学者からとなり、施行日より前の入学者は改正前の制度が適用となり、既に授業時数でカリキュラムを編成している場合は、施行後も授業時数による修了認定を行います。
- 施行日より前に入学した者は経過措置が適用され、当該学生の修了要件等については従前（改正前の制度）の通りとなりますが、改正前の規定による単位制などを活用するなど、学校のご判断によって対応して問題ありません。※修了要件は、施行日より前（改正前）の要件が適用。

単位とは

単位とは、授業科目ごとの学習達成の量的及び測定単位です。専修学校設置基準においては、1単位の授業科目は、標準的に45時間の学習を要する教育内容をもって構成することとしています。



【専修学校設置基準】(改正後)

(単位の授与)

第二十二條 学年による教育課程の区分を設けない学科においては、一の授業科目を履修した生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

1. 単位制への移行②

(2) 修了要件等について（昼間学科の全課程共通）

- 専門課程の昼間学科の全課程の修了要件が「30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得」から「31単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得」に引き上げられます。
- なお、2年制以上の昼間学科を修了することで、大学に編入することができ、また、一定の要件を満たす4年制以上の学科を修了した者は大学院入学資格を得ることができます。

(3) 夜間等学科について

- 夜間等学科の学科も、専門課程であれば昼間学科同様に単位制へと移行します。
- 専門課程の夜間等学科の修了要件については、修業年限以上在学し、17単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上（31単位を下回る場合は31単位以上）とします。

【専修学校設置基準】(改正後)

(専門課程の学科における全課程の修了要件)

第二十八條の三 専修学校の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、三十一単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。
 2 専修学校の夜間等学科における全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあっては、三十一単位）以上を修得することとする。

1. 単位制への移行③

(3) 通信制の学科について

- 通信制の課程における修了要件は、改正前と同様の単位数（高等課程・一般課程：13単位×修業年限、専門課程17単位×修業年限）ですが、専門課程の修了要件については、最低限必要な単位数を31単位以上に改正しています。
- 通信制の学科における対面授業は、修業年限×120単位時間以上（1単位時間は50分）を行う必要があります。
- 修業年限が2年以上かつ62単位以上の通信制の専門課程は特定専門課程となり、修了者には大学編入学資格と専門士の称号が付与されます。



【留意事項】

通信制の課程では、授業科目の一部が対面授業となることから、単位数ではなく、引き続き授業時数で必要な対面授業の時数を定めています。こちらの基準についても単位制と合わせて、遵守していただきますようお願いいたします。

【専修学校設置基準】（改正後）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間（専門課程の通信制の学科にあつては、修業年限の年数にわたり百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

9

1. 単位制への移行④ ～単位の計算方法について～

- 1単位当たりの学修については、改正前の専修学校設置基準第十九条の規定と同様に、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとします。

※医療関係職種養成所指定規則等では、1単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限が30時間とされていること等に注意が必要です。国家資格等、指定養成所の規則等を参照いただき、そちらの授業時数の下限を下回ることが無いようご注意ください。

【専修学校設置基準】（改正後）

（各授業科目の単位数）

第二十八条の四 専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
- 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

10

1. 単位制への移行⑤ 学年制等について

(4) 学年制によるカリキュラム編成について

○法改正により専門課程は全て単位制となりますが、従来通り学年制を設けることは可能です。
各学校のカリキュラム等に併せて、学年の区分を設けない単位制、または学年制による単位制とするか判断いただけます。

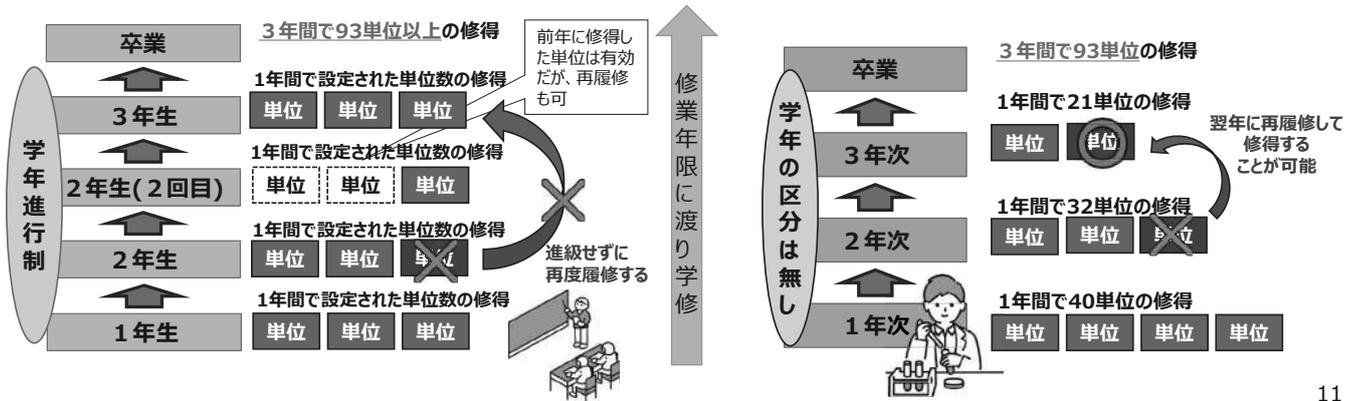
カリキュラムの例

学年制

各専修学校において、1学年当たりに修得すべき単位数を設定します。決められた数の単位を修得しなければ、もう一度当該学年をやり直すことになります。既に取得した単位は有効ですが、再履修を妨げるものではありません。

学年の区分を設けない課程

各専修学校において、卒業までに修得すべき単位数を設定します。基本的に、各年次で修得できなかった単位があった場合でも、卒業までに必要な単位を修得することで卒業することが可能となります。



11

2. 専門士の称号①

(1) 改正の概要

- 施行日から、修業年限2年以上かつ62単位以上の専門課程は特定専門課程となり、当該課程の修了者に対して専門士の称号を付与することができます。
※特定専門課程は、一定の要件を満たす専門課程を定義つけた学校教育法上の用語であり、新たな制度（課程）が創設されるものではなく、あくまでも専門課程の概念に含まれるものです。
- 適用は、施行日以後の入学者からとなり、施行日より前の入学者については改正前の通りとなります。
- 専門士の称号を付与することができる場合は、学校教育法施行規則第4条第1項に規定する学則記載事項に該当する（卒業に関する事項（第6号））ため、その旨を学則に記載する必要があります。
- 現行の専門士の文部科学大臣認定制度は廃止されます。

【学校教育法】(改正後)

- 第二百五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。
- ② 専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

(2) 留意事項（共通）

○特定専門課程の要件を満たす学校は、学則に専門士に関する規定を設ける必要があります。すでに専門士に関する規定がある場合は基本的に改正を要しませんが、学則に「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」など、根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2」に改める必要があります。

○卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

12

2. 専門士の称号②

(3) 留意事項 (ケース別)

① 専門士の認定を受けている場合

- ・令和8年4月1日より前の入学者については改正前の規定が適用（告示に基づく専門士の称号が付与される）されますが、法施行の前後で専門士の内容に変更があるものではなく、実態上取り扱いに差を設ける必要はありません（各種規定や卒業証書等の記載で根拠規定を記載している場合はご注意ください）。
- ・令和8年4月1日より前の入学者がいる間は、学科名の名称変更や学校や学科の廃止を行う場合には、告示に基づく手続が必要となります。
→手続の詳細は、文部科学省のホームページをご参照ください。

② 専門士の認定を受けていない場合

- ・2年制以上の昼間学科については、今回の制度改正により修了要件が62単位以上に改正されるため、すべて専門士が付与される課程となることから、学則への記載をお願いします。
- ・この場合、令和8年4月1日より前の入学者については、修了しても専門士の称号は付与されません。

③ (参考) 夜間等学科、通信制の学科

- ・夜間等学科、通信制の学科も、修業年限2年以上であり、修了要件が62単位以上であれば専門士の称号を付与することができます。
- ・該当する学科に関しては、学則にその旨を記載していただくよう、お願いいたします。



【手続き等】

手続等の詳細は随時更新されるこちらの文部科学省HP等もご参照ください。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm

13

3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定①

(1) 改正の概要

- 告示に基づく高度専門士の認定制度を廃止し、大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けた専門課程を修了した者は高度専門士と称できるようになります。
- 大学院入学資格の指定に関する手続は特に変更ありません。
- 適用は、施行日以後の入学者からとなり、施行日以前の入学者については従前の通りとなります。

(2) 留意事項

- 大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けた場合は、学則に高度専門士に関する規定を設ける必要があります。

既に高度専門士に関する規定がある場合は基本的に改正を要しませんが、学則に「専修学校の専門課程の修了対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」など、根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の3」に改める必要があります。

※卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

14

3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定①

(2) 留意事項（前頁からの続き）

○現在、文部科学大臣の指定を受け「高度専門士の称号を付与することができる課程」であるが、「大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けていない課程」である場合、引き続き高度専門士の称号を修了者に対して付与するためには、当該指定を受ける必要があります。

なお、施行日以降の入学者に高度専門士の称号を付与するためには、次年度以降～対象者が卒業する年度までに、大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受ける必要があります、次年度以降に適宜申請をお願いします。

【参考】

現行の大学院入学資格の付与に関する文部科学省ホームページ

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1280736.htm



○令和8年4月1日より前の入学者については改正前の規定の適用（告示に基づく高度専門士の称号が付与される）がありますが、実態上取り扱いに差を設ける必要はありません（各種規定や卒業証書等の記載で根拠規定を記載している場合はご注意ください）。

・令和8年4月1日より前の入学者がいる間は、学科名の名称変更や学校や学科の廃止を行う場合は、告示に基づく手続が必要となります。

(参考) 専門士・高度専門士制度の変更点について（まとめ）

専門士			改正後（特定専門課程の基準）	
	改正前（認定制度）			
修業年限	2年以上	⇒	2年以上	
修了認定	総授業時数が1,700時間（62単位）以上		総単位数が62単位以上	
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること		試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること	
⇒ 専門士の課程認定制度は廃止し、特定専門課程を修了した者は「専門士」を称することが可能となります。				
高度専門士			改正後（大学院入学資格の基準）	
	改正前（認定制度）			
修業年限	4年以上	⇒	4年以上	
修了認定	総授業時数が3,400時間（124単位）以上		総単位数が124単位以上	
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること		体系的に教育課程が編成されていること	
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること		試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること	
⇒ 高度専門士の課程認定制度は廃止。				
⇒ 大学院入学資格を得られる専門課程及び専攻科（適格専攻科）の修了者についても「高度専門士」を称することが可能となります。				

※いずれの称号も、施行日前の入学者については、現行の認定制度が適用されます。

- 現在、専門士又は高度専門士の認定を受けている課程については、令和8年4月1日以前の入学者が全員修了するまでは、名称変更・廃止の手続を行う必要があります。
- 休学等で通常の卒業年度よりも遅れる者がいた場合にも、その者が卒業するまでは、上記の対応を行ってください。
なお、これらの者については、告示に基づく専門士・高度専門士の称号が付与されることとなりますので、修了証書等の記載などに間違いがないように注意してください。
- 今後、文部科学省から所轄庁を通じて、上記の告示に基づく専門士・高度専門士に該当する者の在席有無について、専門学校に対して毎年度確認を行います。
該当する者が在籍しなくなった時点で、文部科学省の手続（公示等）も終了することを予定しています。

4. 専門課程

(1) 専門課程の入学資格について

専門課程の入学資格について

- 改正後の学校教育法第125条第3項及び第132条関係では、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対する専修学校専門課程への入学が認められることとなります。
- 本改正により、大学入学資格と専修学校専門課程入学資格は同一の規定となり、基本的に、大学入学資格を有しない者は、専門課程へ入学することができないこととなります。

【専修学校専門課程の入学資格】

第百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。



【留意事項】

今般の改正では、専門課程の入学資格を大学と同様の規定に改めることとしているため、これまでは、3年制以上の専修学校高等課程を修了した者については全て専門課程への入学が認められていましたが、改正法施行後は、大学への入学資格と同様、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者や技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者に限られます。

なお、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る当該専門課程の入学資格及び大学の編入学資格については、なお従前の例によることとします。

5. 専攻科の設置③



(3) 専攻科の入学資格について

- 改正後の学校教育法第125条の2第2項では、文部科学大臣の定めるところにより、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して専修学校の専攻科への入学が認められることとなります。
- これらの入学を認める者については、以下の通り短期大学等の専攻科の入学資格を有する者と同様の規定を設けています。

【専修学校専攻科の入学資格】

- ①高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- ②専門職大学の前期課程を修了した者
- ③高等専門学校を卒業した者
- ④短期大学を卒業した者
- ⑤外国において、学校教育における14年（修業年限を3年以上とする特定専門課程の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者
- ⑥外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年課程を修了した者
- ⑦我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑧その他専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者



【留意事項】

- ・入学資格のうち、特に⑧については、専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があるか判断する際は、特定専門課程修了と同程度の学修時間を確認するなど、丁寧な確認を行っていただくようお願いいたします。

21

6. 適格専攻科の設置①



(1) 適格専攻科について

- 施行日から、大学の学部に準ずるものとして、文部科学大臣の指定する一定の基準を満たす専攻科（適格専攻科）は、大学院入学資格に係る指定手続きを受けることで、当該課程の修了者には、大学院入学資格が付与されることとなります。
- なお、令和8年の改正法施行時に適格専攻科として認められるのは文部科学省告示において示す予定である以下3分野の資格取得のための課程とします。

（理由）

- ✓ 各省庁が所管する国家資格に係る規程（指定養成規則等）に基づき教育課程を編成している専門課程及び専攻科については、当該規程により体系的な教育課程を編成していることが客観的に担保されている課程であること。
- ✓ 他の学校種から専修学校の専攻科に入学する者についても、当該規程により学修の連続性が担保されていること。

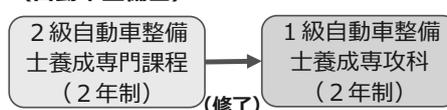
（対象となる課程）

専門課程及び専攻科それぞれにおいて関連する2つの国家資格の取得を目指す教育課程

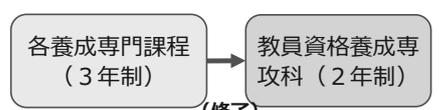
（看護師・助産師・保健師）



（自動車整備士）



（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師）



22

6. 適格専攻科の設置②

(2) 大学院入学資格指定に係る手続

○前頁でも記載の通り、施行日から、大学の学部にあらずものとして、文部科学大臣の指定する一定の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の在籍者については、大学院入学資格が付与される専攻科に係る指定手続を受けることで、当該専攻科の修了により大学院への入学が可能になります。

大学院入学資格に係る専修学校の専攻科の指定手続について

- ・指定の手続きは、従来の大学院入学資格に係る専修学校専門課程の指定手続と基本的に同様です。
- ・適格専攻科の修了者についても大学院入学資格が付与されることから、令和8年4月1日以降に設置する適格専攻科について申請を受け付けます。

※提出締切及び手続の詳細は、別途文科省ホームページに公表します。

【詳細記載例】

手続等の詳細は随時更新されるこちらの文部科学省HP等もご参照ください。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm



23

6. 適格専攻科の設置 (参考①)

(参考) 大学分科会 (第181回)・高等教育の在り方に関する特別部会 (第15回) 合同会議 <資料3>

専修学校の適格専攻科への大学院入学資格の付与について

資料3

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。
- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

大学院入学資格の付与について

- 大学院入学資格が認められる専修学校専門課程と同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者に対して大学院入学資格を付与するにあたり、質の保証については、以下の取組を行う。

<適格専攻科の質の保証の取組>

- 文部科学省が、基準に基づき認定 (別添1)
- 自己点検評価の実施及び公表の義務付け並びに学校教育法第132条の2第2項に基づく「外部の識見を有する者による評価」(独立した第三者による評価)を5年以内に1回義務付け
- 指定養成規則等に基づく大臣の指定等、教育課程や教員資格等に対する立入調査等 (別添2)

※参考: 一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に大学院入学資格を認めた考え方

各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。(「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17年1月28日 中央教育審議会))

24

6. 適格専攻科の設置 (参考②)

(参考) 大学分科会 (第181回)・高等教育の在り方に関する特別部会 (第15回) 合同会議 <資料3>

修了者に大学院入学資格の付与が認められる 専修学校専門課程の指定基準	修了者に大学院入学資格の付与を認める 専修学校の適格専攻科の指定基準案								
一 修業年限が4年以上であること。	一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。								
二 課程の修了に必要な総授業時数(総単位数)が3,400時間(124単位)以上であること。 ※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。	二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。								
三 体系的に教育課程が編成されていること。	三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。 本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの等を対象とすることを検討。 (例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>専門課程</th> <th>専攻科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>助産師、保健師</td> </tr> <tr> <td>2級自動車整備士</td> <td>1級自動車整備士</td> </tr> <tr> <td>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師</td> <td>左記の資格の教員</td> </tr> </tbody> </table>	専門課程	専攻科	看護師	助産師、保健師	2級自動車整備士	1級自動車整備士	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	左記の資格の教員
専門課程	専攻科								
看護師	助産師、保健師								
2級自動車整備士	1級自動車整備士								
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	左記の資格の教員								
四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。	※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。 ※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。								

25

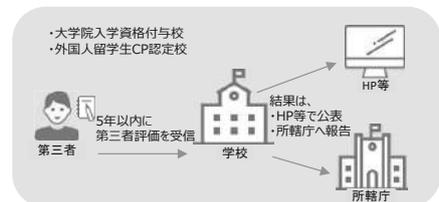
7. 学校評価

法改正により、専門課程を置く専修学校(専門学校)に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価(第三者評価)の努力義務化が措置
上記を踏まえ、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、専修学校における学校評価ガイドラインを改訂。あわせて、外部の識見を有する者による評価(第三者評価)の実施対象について整理

第三者評価等のポイント

- ◆ 第三者評価は学校教育法では努力義務だが、以下の学校は認定の要件とする(令和8年4月1日から実施)
 - ①大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校
 - ②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校
 ※職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和12年度までの状況を見て判断

- ◆ 第三者評価の評価期間は、令和8年度から5年以内に1回実施
- ◆ 第三者評価の評価結果は、学校のHP等で公表することに加え、所轄庁へ報告
- ◆ 具体的な実施の方法等については、「[学校評価ガイドライン\(下記リンク\)](#)」を参照



【認定制度における留意事項】

- ◆ 学校教育法の改正において、専門学校における学校関係者評価の記載が第三者評価に代わったことにより、**職業実践専門課程の認定要件に変更が生じることに留意**
- ◆ 上記を踏まえ、第三者評価が義務付けられる大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、職業実践専門課程の認定校における評価の考え方について、**次頁のフロー図の通り整理**していることに留意
- ◆ 認定における評価の取り扱いの詳細については、今後、各認定制度における実施要項等で周知予定

(参考) 学校評価ガイドライン
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm

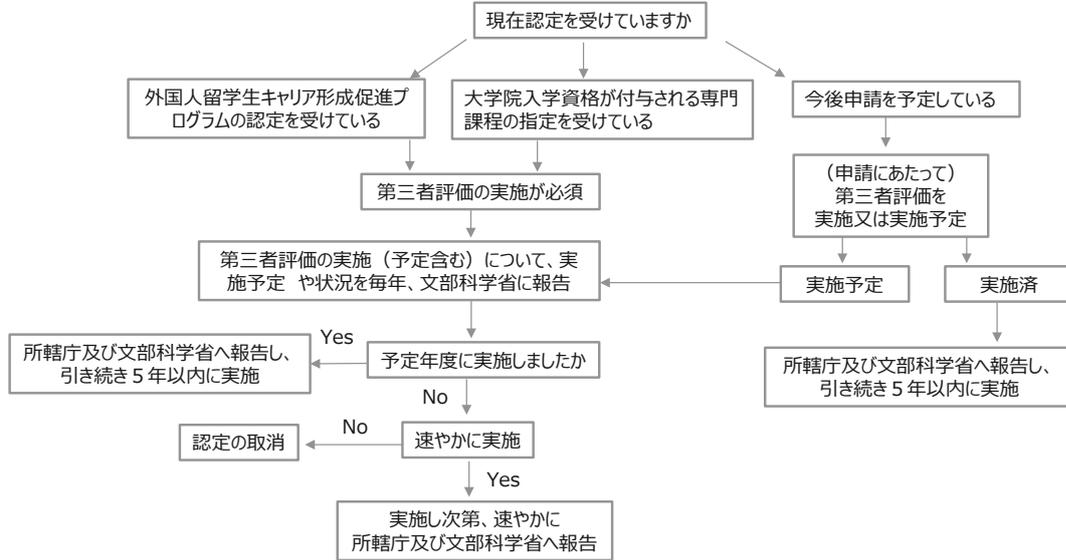


26

(参考) 大学院入学資格付与校、外国人留学生CP認定校における評価フロー図

【ポイント】

- ◆ 大学院入学資格が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校は**第三者評価の実施が必須**
- ◆ 第三者評価の実施の有無に関わらず、**学校関係者評価を実施することは可能**（学校の判断）
- ◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、**新規の認定に当たっては、第三者評価の実施済だけでなく、実施予定でも認定を可能する**
 なお、実施予定と申請し、認定された場合、**実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告し、実施（予定）年度に未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消を行う**
- ◆ 既存に認定校については、**第三者評価の実施（予定含む）について、実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告する**
- ◆ 法律が施行される令和8年4月より適用

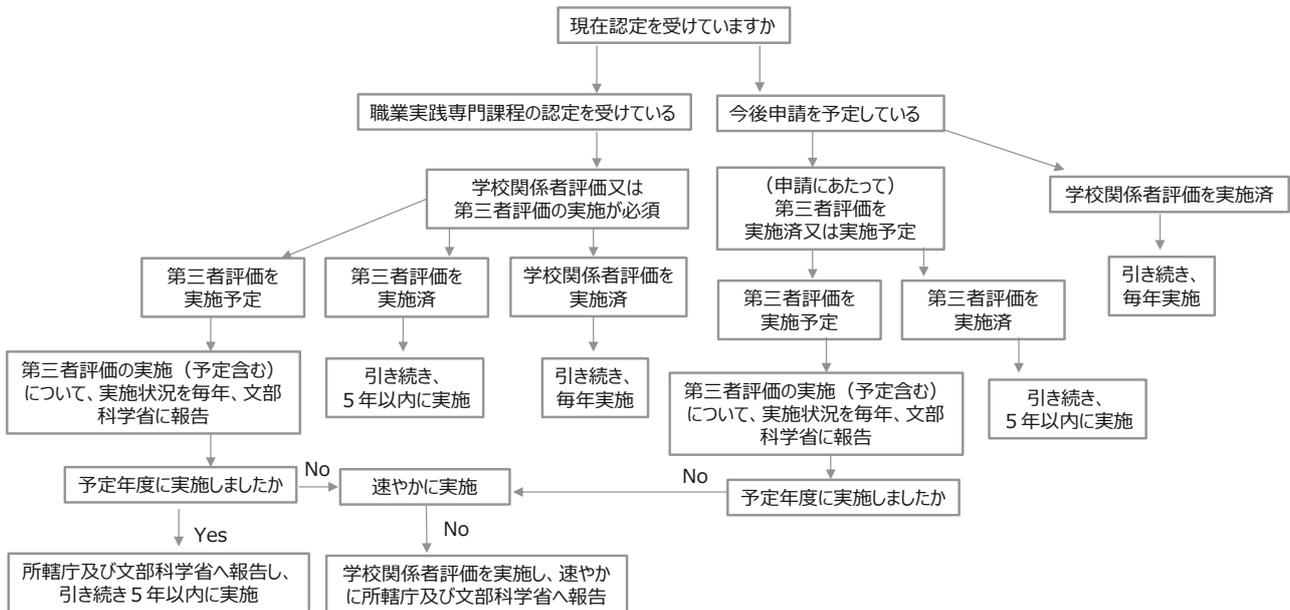


27

(参考) 職業実践専門課程における評価フロー図

【ポイント】

- ◆ 職業実践専門課程の認定校は、**第三者評価又は学校関係者評価の実施が必須**
- ◆ 第三者評価を実施しない場合は、**学校関係者評価を毎年度実施**
- ◆ 第三者評価を実施する場合は、**令和8年度から5年以内に実施**
- ◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、**新規の認定に当たっては、第三者評価の実施済だけでなく、実施予定でも認定を可能する**
 なお、実施予定と申請し、認定された場合、**実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告し、実施（予定）年度に未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消を行う**
- ◆ 既存に認定校については、**第三者評価の実施（予定含む）について、実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告する**

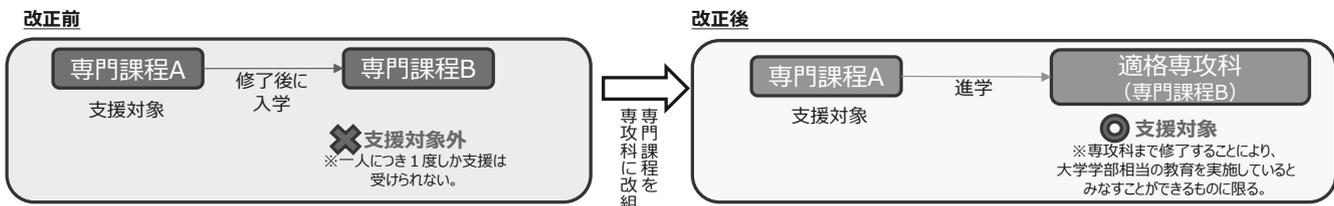


28

8. 高等教育の修学支援新制度関係①

(1) 制度の対象について

○学校教育法の一部を改正する法律により改正された独立行政法人日本学生支援機構法及び大学等における修学の支援に関する法律の規定により、専攻科のうち「大学の学部に基づるものとして文部科学省令で定めるもの」については、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び学資支給）の対象となります。



○「大学の学部に基づるものとして文部科学省令で定めるもの」は、大学の学部に基づるものとして制度的な担保がなされているものとするとし、具体的には、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により文部科学大臣が指定する専攻科（大学院入学資格が認められる専攻科）を支援の対象とすることとします。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の2及び第38条、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条関係）

(2) 授業料減免及び学資支給の期間について

○専攻科については、修業年限に上限の定めがないところ、短期大学及び高等専門学校認定専攻科に係る支援月数の上限を24月としていることを踏まえ、24月を限度として修学支援新制度における支援の対象とします。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第41条の2、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第19条の2関係）

29

8. 高等教育の修学支援新制度関係②

(3) 高等教育の修学支援新制度における機関要件に関する変更点について

○ 機関要件の一つとして、これまで学校関係者評価の結果の公表を求めておりましたが、改正法において、学校関係者評価に代わり、外部の識見を有する者による評価（第三者評価）が努力義務化されたことを踏まえ、令和8年度からは第三者評価の結果の公表を求めるとします。（この点については、経過措置がありますので、下記留意事項を必ずお読みください。）

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条第1項関係）

○ 機関要件の一つとして、実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数が基準数以上であることを要件としていますが、当該基準数については、原則、各設置基準で定める卒業（修了）に必要な単位数又は授業時数の1割（1単位未満は切り上げ）としているため、専門課程が単位制に移行すること及び専門課程の修了要件が31単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上となることを踏まえ、当該基準数について、修業年限ごとに改めて定めます。

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則別表第1関係）

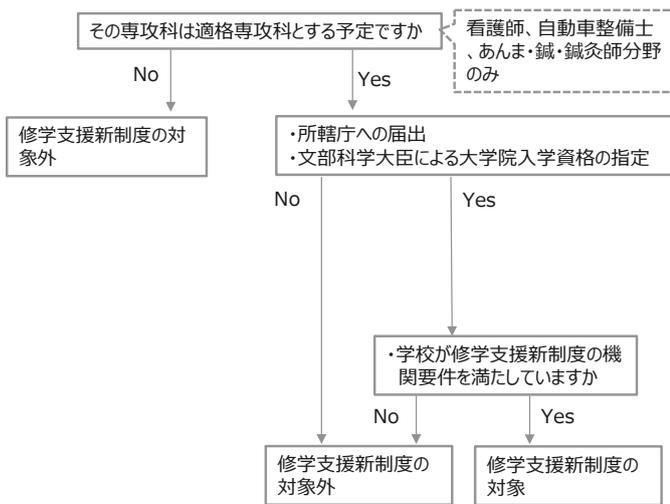
【留意事項】

- ・適格専攻科を設置する場合は、所轄庁への届出と大学院入学資格の文部科学大臣の指定に係る申請が必要です。
- ・これまで高等教育の修学支援新制度の対象ではなかった学校が、新たに制度の対象となるには、あらかじめ機関要件の確認を受けることが必要です。
制度改正後の、都道府県における確認事務の詳細は「機関要件の確認事務に関する指針（2026年度版）」において記載しますので、必ず御確認ください。
- ・機関要件において、第三者評価の結果の公表を求めています。評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、第三者評価を即座に実施ができない場合も想定されることから、当分の間は、現行の確認要件となっている学校関係者評価の公表をもって代えることができるとしています。
なお、第三者評価と学校関係者評価のいずれの結果も公表していない場合は、機関要件の確認の取消事由に該当するため、第三者評価を確実に実施できる見通しがない場合は学校関係者評価の結果を公表しておくことを推奨します。
- ・従来の課程新設等の場合と同様に、学生の申請手続きのためには、（独）日本学生支援機構（JASSO）にあらかじめ課程情報（理工農系の課程に該当するかを含む）の登録が必要です。このため、設置予定の専攻科（適格専攻科を含む）について、令和7年以内に調査を実施しますので、それまでに決定いただくようお願いいたします。

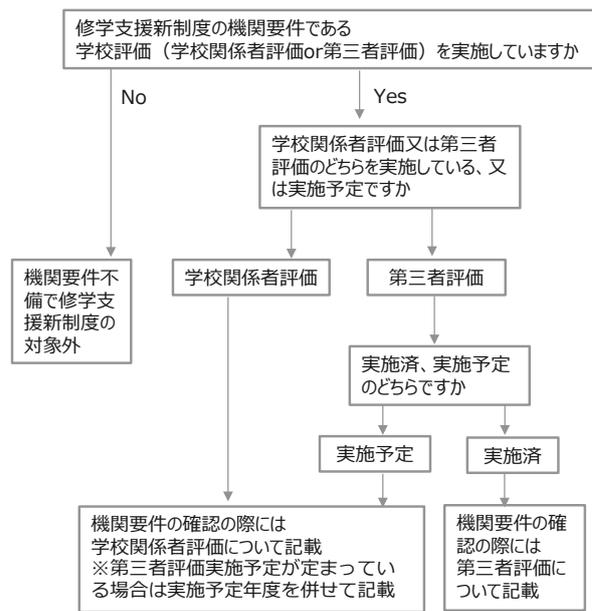
30

(参考) 高等教育の修学支援新制度関連フロー図

【専攻科の設置に関するフロー図】



【学校評価の要件確認に関するフロー図】※



※ 当分の間は、第三者評価の結果の公表は、学校関係者評価の公表をもって代えることができます。（経過措置）

9. 教職員の研修等の実施

【ポイント】

- 専修学校設置基準で、新たに教員及び事務職員等に対する研修、専修学校における授業内容・方法の改善のための研修・研究について規定されました。
- 多くの学校では、教育や運営の質の確保・向上に関する取組をすでに行っているところではあります。実施していない学校があれば実施していただき、実施している学校は、さらに質の高い取組を目指していただくようお願いいたします。

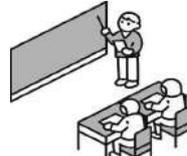
研修の例



授業実践に関する教員研修の実施

より効果的な授業の実施に貢献

研究の例



教員同士による研究授業の実施

他の教員からのフィードバックを踏まえた授業の改善や、よりよい授業を参考にした質の向上

【専修学校設置基準】（改正後）

（組織的な研修等）

- 第四十条の二 専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
- 2 専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

※一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が行っている教職員向けの研修事業も御活用ください。

URL : https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi

10. 経過措置①

[入学資格関係]

○ 今回の改正で、「特定専門課程を修了した者」が短期大学専攻科又は高等専門学校専攻科の入学資格のある者として規定されました。なお、施行日前に専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学した方（既に修了した方も含む。）については、法改正後も引き続きこれらの専攻科の入学資格が得られるよう経過措置を設けます。

○ 大学の編入学についても「特定専門課程を修了した者」と改正されましたが、施行日前に専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学・修了し、大学の編入学資格を得ている方（大多数が専門士の称号を有している方）は、引き続き編入学の資格を有するよう経過措置を設けます。

○ 新たに創設された専修学校の専攻科については、施行日前に専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学した場合、当該課程を修了することにより大学の編入学資格を得ている方については、専攻科への入学資格を有するよう経過措置を設けます。

[修了認定関係]

○ 専修学校の専門課程の修了の認定は、「単位数」による認定に統一されますが、施行日前に専門課程に入学した方の修了認定については、施行日以後も改正前の規定が適用され、これまで「授業時数」で行っていた場合は「授業時数」で行うよう経過措置を設けます。

令和8年4月
前の入学者



既に授業時数による教育課程を履修

令和8年4月以降
(法施行以降)



引き続き授業時数により修了認定

33

10. 経過措置②

[高等教育の修学支援新制度関係①]

○ 高等教育の修学支援新制度における学資支給金の支給及び授業料減免に関して、支給又は減免を受けようとする者に係る選考、給付奨学生としての認定又は減免認定を受けた者に関する学業成績の判定、当該認定の取消し及び効力の停止等に関する学業要件の確認において、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者で、授業時数による教育課程を履修していた場合は、授業時数による確認をします。

また、今回、専修学校専門課程の修了要件が30単位数に修業年限の年数に相当する数を乗じた単位数以上から、31単位数に修業年限の年数に相当する数を乗じた単位数以上に改正されたところですが、施行日前に入学した者については改正前の修了要件を適用することとなっています。修学支援新制度における学業要件の確認においても、施行日前入学者に関しては、改正前の修了要件に基づき定められる各専門課程の修了に必要な単位数によって算出した「標準単位数」により確認してください。（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第2条関係）

○ 機関要件の確認において、施行日前に入学した者の在籍する課程について確認を行う場合は、改正前の別表第一の規定に基づき確認を行います。

※都道府県における確認事務の詳細については、「機関要件の確認事務に関する指針（2026年度版）」において示しますので、必ず御確認ください。（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第2条関係）

※修業年限2年の場合

令和8年4月
前の入学者



既に授業時数による教育課程を履修

修了要件：60単位以上
(30単位×2年)

令和8年4月以降
(法施行以降)



引き続き授業時数により学業要件を確認

修了要件：60単位以上
(30単位×2年)
(変更なし)

令和8年4月以降
の入学者



修了要件：62単位以上
(31単位×2年)

34

10. 経過措置③



[高等教育の修学支援新制度関係②]

○機関要件として、第三者評価の結果の公表が求められますが、評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、第三者評価を即座に実施ができない場合も想定されることから経過措置を設けており、当面の間は、学校関係者評価の公表をもって代えることができるようにしています。

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第4条関係)



【留意事項】※再掲

・第三者評価と学校関係者評価のいずれの結果も公表していない場合は、機関要件の確認の取消事由に該当するため、第三者評価を確実に実施できる見通しがない場合は学校関係者評価の結果を公表しておくことを推奨します。

35

Ⅲ. 学則変更事項

36

学則変更事項（まとめ）



- 学校教育法等の改正を踏まえ、今後、各学校における学則の変更を検討し、変更を要する場合は、施行日までに手続を行う必要があります。
- 手続のスケジュールについては、各所轄庁からの指示に従ってください。
- 今後、学則変更の可能性のある主な事項は以下のとおりです。

- ・在籍者の呼称関係（「生徒」⇒「学生」）
- ・単位制関係
- ・専門士関係
- ・高度専門士関係
- ・学校評価関係
- ・専攻科関係

○なお、学則の変更を要する場合でも、様々な規定ぶりがあることから、次ページ以降の例を参考に、現在の学則も踏まえて適切に変更してください。

37

学則変更事項（在籍者の呼称、単位制）



【生徒、学生の呼称】

（入学前の授業科目）

第〇条 学生が入学前に、本学校以外で履修した授業科目について、…（以下略）

（休学、復学）

第〇条 学生が疾病、その他やむをえない事由によって、…（以下略）

（懲戒）

第〇条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合、…（以下略）

（学費等）

第〇条 学生は、授業料を所定の期日までに…（以下略）

（転学科）

第〇条 本校の学生の転学科に関する…（以下略）

【単位制】

（課程修了の認定）

第〇条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上履修し、…（以下略）

1 ○〇学科 ○○○単位 ※四年制学科の場合、124単位以上の単位を定める

2 ○〇学科 ○○単位

3 ○〇学科 ○○単位

※上記は、専門課程のみの昼間学科を設置している場合の例であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

38

学則変更事項（専攻科）



文部科学省

【専攻科】

（課程、専攻科、学科、修業年限、定員）

第〇条 本校の課程、学科、専攻科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名等	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
〇〇課程	△学科	昼	2	40	80	
〇〇課程	▲学科	昼	3	20	60	
〇専攻科		昼	1	20	20	

（入学資格）

第〇条 本校の入学資格は次のとおりとする。

【専門課程】

（1）（略）

【専攻科】

- ①高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- ②専門職大学の前期課程を修了した者
- ③高等専門学校を卒業した者
- ④短期大学を卒業した者
- ⑤外国において、学校教育における14年（修業年限を3年以上とする特定専門課程の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者
- ⑥外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年課程を修了した者
- ⑦我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑧その他専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

※上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

41

学則変更事項（学校評価）



文部科学省

【学校評価関係】

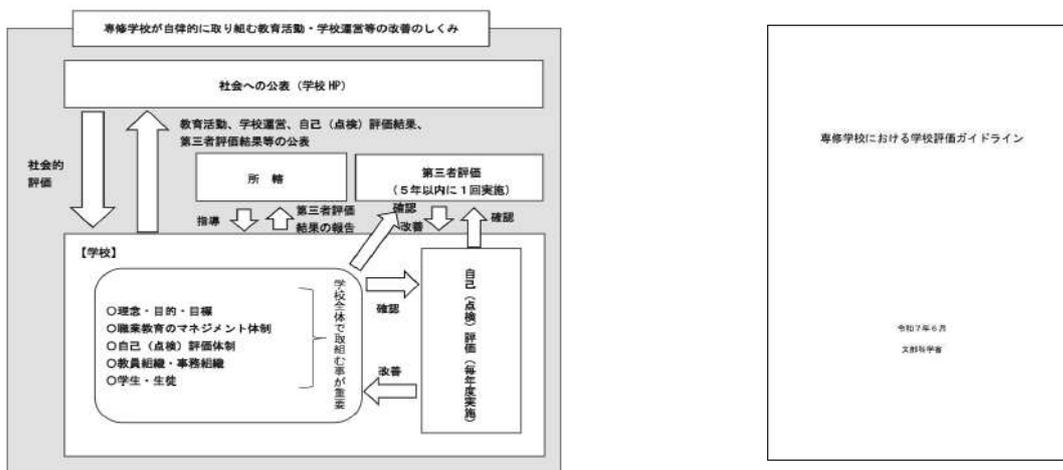
（学校評価）

第〇条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

※上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

（参考）学校評価の実施にあたっては、「専修学校における学校評価ガイドライン」をご参照ください。
URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm



42

IV. 学校評価ガイドライン (概要)

43

専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和8年4月1日施行）

委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）

目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、第三者評価：5年以内に1回（学校関係者評価：毎年度1回（任意）
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、**メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す。**
※高等専修学校については、自己評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うこととなっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

44

各評価における評価項目例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	認	認
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	
	学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

45

各評価における評価項目例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認】 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
		②特に海外からの留学生について適正在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎	
	②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎	
	③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○	
	④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△	
	⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

46

各評価における評価項目例③

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 【注】 職業実践専門課程】 ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】 職業実践専門課程】	認	認
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

47

各評価における評価項目例④

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価	
項目5 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△	
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△	
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△	
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○	
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎	
		3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
			①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】 職業実践専門課程】	認	認
	4 社会からの理解と情報の公表	②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○	
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎	
		①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。 ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	◎	○	
△	△				

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

48

V. Q A

QAについて



【1. 専門課程関係】

Q1-1： 今回の学校教育法等の一部改正に伴い、これまで専修学校に設置されている「一般課程」「高等課程」「専門課程」に加えて、新たに「特定専門課程」が設置されるということか。

A1-1： 特定専門課程は専門課程の一部であり、専門課程のうち修業年限2年以上、62単位以上の要件を満たしたものを「特定専門課程」と定義しています。

専修学校の課程 ※令和8年度以降

専門課程（専門学校）

【目的】高等学校等における教育の基礎の上に、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第3項）

特定専門課程

※一定の要件を満たす専門課程を定義つけた学校教育法上の用語であり、新たな制度が創設されるものではなく、あくまでも専門課程の概念に含まれるものです。

要件：修業年限2年以上、修了に必要な単位数が62単位以上

高等課程（高等専修学校）

【目的】中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第2項）

一般課程

【目的】高等課程又は専門課程の教育以外において、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第4項）

専攻科 ※令和8年度より設置が可能となる

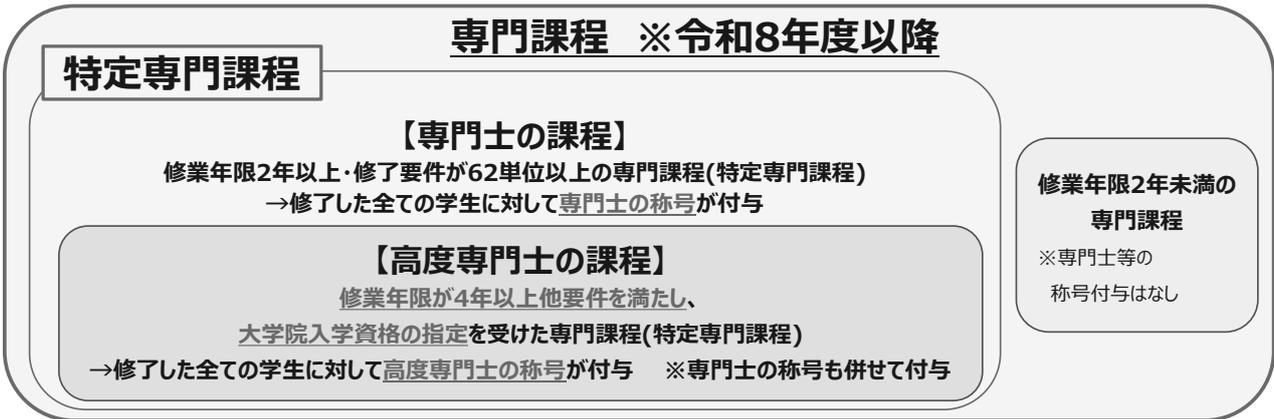
【目的】精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること。

※学校教育法一部改正法により、特定専門課程を置く専修学校には、修業年限を1年以上とする専攻科を設置することができるようになる。

【1. 専門課程関係】

Q1-2：修業年限2年以上で現在の専門士の要件を満たす専門課程が「特定専門課程」と改められると思うが、修業年限1年の（専門士の要件を満たさない）学科や、修業年限4年以上で現在の高度専門士の要件を満たす学科の呼称は、令和8年度以降どのようなになるのか。

A1-2：いずれも、令和8年度以降も「専門課程」と称されます。



【1. 専門課程関係】

Q1-3：全ての単位を15時間で構成することは可能か。また、旧制度の800時間を下回るものがあってよいのか。極端な話、全ての授業を15時間×31単位で授業を行っても問題ないか。

A1-3：今回の改正は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校の専門課程の高等教育機関としての位置付けの明確化を図るためのものです。

単位制への移行にあたっては、改正前の専修学校設置基準第16条に規定する授業時数（昼間学科であれば1年間にわたり800単位時間以上）を踏まえて、引き続き同水準以上の教育課程を編成することに留意していただきますよう、お願いいたします。

Q1-4：修了に必要な31単位×修業年限という規定について、年間31単位を修得することが必要か。

A1-4：年間あたりの制限はなく、修業年限全体で必要な単位数を満たすことが必要です。例えば、3年制の専門課程であれば、31単位×3年間で、修了には93単位が必要となります。

学年ごとの単位数としては、例えば、1年目で40単位、2年目で28単位、3年目25単位というカリキュラムを組むことは可能です。

なお、各指定養成所の規則等で年間の最低授業時間や単位数が設定されている場合は、その基準も満たしていただくようご留意ください。

【1. 専門課程関係】

Q1-5： 専門課程に個別入学資格審査により入学した方が4年制大学に編入学する場合、入学する大学において再度個別入学資格審査を受ける必要があるでしょうか。

A1-5： 個別の入学資格審査は各専修学校の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該専修学校にのみ及ぶものです。専門課程に個別の入学資格審査により入学した者が大学に編入学する場合、他の大学入学資格を有する場合を除き、当該大学において改めて個別入学資格審査を受ける必要があります。

【2. 専門士関係】

Q2-1： 特定専門課程の要件を満たしているが、専門士の課程とならないことは可能か。

A2-1： 特定専門課程であれば、必ず専門士の称号を付与することができる課程となります。改正後の学校教育法では、特定専門課程の基準を満たした専門課程は特定専門課程となり、特定専門課程を修了した個人は専門士と称することができ、また、大学への編入資格が得られることが規定されています。

したがって、仮に学則に規定がなかったとしても、基準を満たした専門課程を修了した者には、専門士と称することができ、また大学編入資格が付与されることとなりますが、卒業に関する事項は、学則記載事項に該当すること、入学者や編入を受け入れる大学にとっても専門課程の修了者が編入資格があるかどうか、専門士の称号が付与されているかの確認ができることが必要であることから、学則に明記するようお願いいたします。

(参考)

【学校教育法】(改正後)

第一百三十一条の二

専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

【2. 専門士関係】

Q2-2： 令和8年4月1日以前の入学者とそれ以後の入学者において手続に違いはあるのか。

A2-2： 施行日以後の入学者については前頁までのとおりとなります。施行日以前の入学者については、在學生として存在する限り、文部科学省HPで公示する必要があることから、課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した場合は、既存の申請様式にて文部科学省へ報告いただきますようお願いいたします。

Q2-3： 施行日以後、認定手続は必要か。

A2-3： 施行日以後に専門士の要件を満たす場合、手続は不要です。ただし、施行日以前に入学者が在学している既存の認定学科がある場合、既存の認定学科の在學生が卒業するまでに課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した際は、文部科学省へ報告していただく必要がございます。

※ 今後、施行日以前入学者の在籍有無（卒業予定年度を含む）を把握するための状況調査を予定しております。この状況調査は、學生が在籍している間は毎年度報告をいただくことを予定しております。調査実施の際はご協力いただきますようお願いいたします。また、詳細な日程等は追ってご連絡します。

【3. 高度専門士関係】

Q3-1： 令和8年4月1日以前の入学者とそれ以後の入学者において手続に違いはありますか。

A3-1： 施行日以後の入学者については前頁までのとおりとなります。施行日以前の入学者については、在學生として存在する限り、文部科学省HPで公示する必要があることから、課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した場合は、既存の申請様式にて文部科学省へ報告いただきますようお願いいたします。

Q3-2： 施行日以後、認定手続は必要ですか。

A3-2： 施行日以後に高度専門士の要件を満たす場合、手続は不要です。ただし、施行日以前に入学者が在学している既存の認定学科がある場合、既存の認定学科の在學生が卒業するまでに課程名称変更・廃止・要件不適合が発生した際は、文部科学省へ報告していただく必要がございます。

※ 今後、施行日以前入学者の在籍有無（卒業予定年度を含む）を把握するための状況調査を予定しております。この状況調査は、學生が在籍している間は毎年度報告をいただくことを予定しております。調査実施の際はご協力いただきますようお願いいたします。また、詳細な日程等は追ってご連絡します。

【4. 専攻科関係】

Q4-1： 現在、専門課程修了者が入ることを想定して設置している専門課程がある場合、必ず専攻科として設置を変更しなければならないか。

A4-1： 専攻科についてはあくまでも各専門学校の任意で設置することができるものであり、専門課程修了者が入ることを想定して設置している専門課程を必ずしも専攻科として変更する必要はありません。

各専門学校において、学生の求めるカリキュラム等を踏まえ適切に設置していただけますと幸いです。

Q4-2： 専門士（2年課程）を付与される学科を卒業し、さらに1年間学ぶ生徒のために専攻科を設置しているが、これらは今後、所轄庁に設置の届出を行えば学校教育法で定める専攻科として認められるということか。

A4-2： 内容次第ですが、届出を行えば専攻科として認められると考えられます。また、届出を行わない場合や専攻科と認められない場合には、現在の「専攻科」と称しているもののカリキュラムの内容を踏まえた適切な名称（※）としていただくことが望ましいと考えています。なお、そのような場合は、日本学生支援機構による奨学金等の対象となるかどうかにも留意いただく必要があります。

※〇〇研究科等

【4. 専攻科関係】

Q4-3： 現在「専攻科」の名称を付けて設置している課程について、今回の法改正までに名称を変更しなければならないか。

A4-3： 今回の法改正により「専攻科」制度が創設されたため、学校教育法で定める「専攻科」でないものが「専攻科」と称することで、入学を希望する者や在籍する学生が混同することが無いようにする必要があると考えます。

したがって、現在「専攻科」の名称を用いている教育課程がある場合は、上記を踏まえて適切な名称としていただくことが望ましいと考えています。

特に、今回の改正により、専攻科は日本学生支援機構の貸与型奨学金の対象に、一定の要件を満たす専攻科（適格専攻科）は高等教育の修学支援新制度の対象になることも踏まえ、入学希望者等が支援を受けられる課程であると誤認することがないように明確に案内してください。

なお、現在設置されている専攻科については、専門課程もしくはその他（附帯授業等）であると拝察されますところ、今後の法施行後については専攻科として都道府県に届出がなされて設置されたものが法令に基づく「専攻科」となります。

【4. 専攻科関係】

Q4-4： 専攻科の入学資格のうち、個別審査で認められる範囲、特に特定専門課程の場合に制約はあるか。

A4-4： 専攻科の入学資格については、改正法第125条の2第2項の規定により、「文部科学大臣の定めるところにより、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者」とされております。そのため、専攻科入学前における学修については、特定専門課程修了と同程度の学修時間を確認するなど、慎重な確認を求め、例外的な扱いとしていただきますよう、お願いいたします。

Q4-5： 既に修学支援新制度の機関要件の確認を受けている学校において、適格専攻科を設置し、修学支援新制度の対象としたい場合、機関要件の確認を再度受ける必要があるのか。

A4-5： 新たに適格専攻科を設置する専門学校が既に新制度の対象機関である場合は、適格専攻科の設置に伴い、改めて確認を受け直す必要はございません。一方で、設置予定の適格専攻科が理工農系の課程であるとして、授業料減免の対象となろうとする場合は、機関要件の確認とは異なり年度内に申請が必要になります。詳細については追ってご連絡いたします。

59

【4. 専攻科関係】

Q4-6： 法改正により、特定専門課程を置く専修学校には、特修業年限を1年以上とする専攻科を設置することができることとなると承知しておりますが、特修業年限1年の「専門課程」しか設置していない専修学校には、特修業年限1年以上の「専攻科」を設置することはできないということになるか。（専攻科は、特定専門課程になるか。）

A4-6： 特定専門課程でなければ、専攻科を設置できないので、修業年限1年の専門課程しかない専修学校に専攻科は設置できません。専攻科と専門課程（特定専門課程含む）は異なる制度・組織であるため、「専攻科は、特定専門課程になる」ということはありません。

Q4-7： 適格専攻科は、特定専門課程と専攻科が通算4年以上であること等が要件となっており、修学支援新制度の対象とされているが、「修業年限2年の特定専門課程＋修業年限1年の専攻科」の場合は適格専攻科ではないため、当該専攻科に進学した場合は、修学支援新制度の対象外になるとの理解でよいか。

A4-7： 修学支援新制度の対象となる適格専攻科は、大学院入学資格が認められる専攻科であり、終業年限が通算4年以上であることが必要です。そのため、2年の特定専門課程＋1年の専攻科とした場合の当該専攻科は適格専攻科ではなく、ご認識の通り支援の対象になりません。

60

【4. 専攻科関係】

Q4-8： 適格専攻科となれる課程は何か。

A4-8： 法改正時点では、助産師・保健師の課程、1級自動車整備士の課程、はり師・あん摩師・きゅう師の教員の資格を取得するための課程が、法令の要件を満たす適格専攻科としての認定を行うことができる分野とする予定です。

【5. その他】

Q5-1： 学則変更等については、文部科学省に提出すればよいのか。

A5-1： 学則等の変更は、従来通り所轄庁に提出してください。

専門学校第三者評価マニュアルの構成と概要

第1章 学校評価の基礎知識

1 学校教育法の改正と専修学校の学校評価制度

○今回の学校教育法の改正は、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを背景に、高等教育段階の職業教育機関としての専修学校専門課程の位置付けの制度上の明確化が求められていることが理由に挙げられます。

○そのため、専修学校専門課程における教育の充実を制度上担保することが必要で、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等が学校教育法に規定されました。

○学校教育法第132条2には、専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）を受け、その結果を公表するよう努めることを規定しています。

○第三者評価は、規定上は努力義務となっていますが、法律に規定されたことにより、例えば、高等教育の修学支援新制度の確認要件として、これまで、学校関係者評価の実施と結果公表が課されていましたが、今回の改正の規定を踏まえ、新たに第三者評価の結果の公表を課すこととされています。経過措置があるものの規定として本則にあることは重要なことといえます。

○また、文部科学省は、大学院入学資格（高度専門士）認定学科及び外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定学科を有する専門学校は、改正学校教育法が施行される令和8年4月から5年間に第三者評価を受審することを求めています。さらに、実施状況も見ながら職業実践専門課程認定校に対する拡大を視野に入れています。

○高等課程、一般課程についての規定はこれまでと変わりありません。専門課程と高等課程等の学校評価規定は次のとおりで、評価の範囲、用語等も異なっています。

専門課程の規定	<p>① 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、<u>当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> <p>② 専門課程を置く専修学校は、<u>前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。</u></p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高等課程等の規定	教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------

2 学校評価に関する根拠規定

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第百三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に準用する。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百八十六条の五 専門課程を置く専修学校は、学校教育法第百三十二条の二第一項に規定する及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに適当な体制を整えて行うものとする。

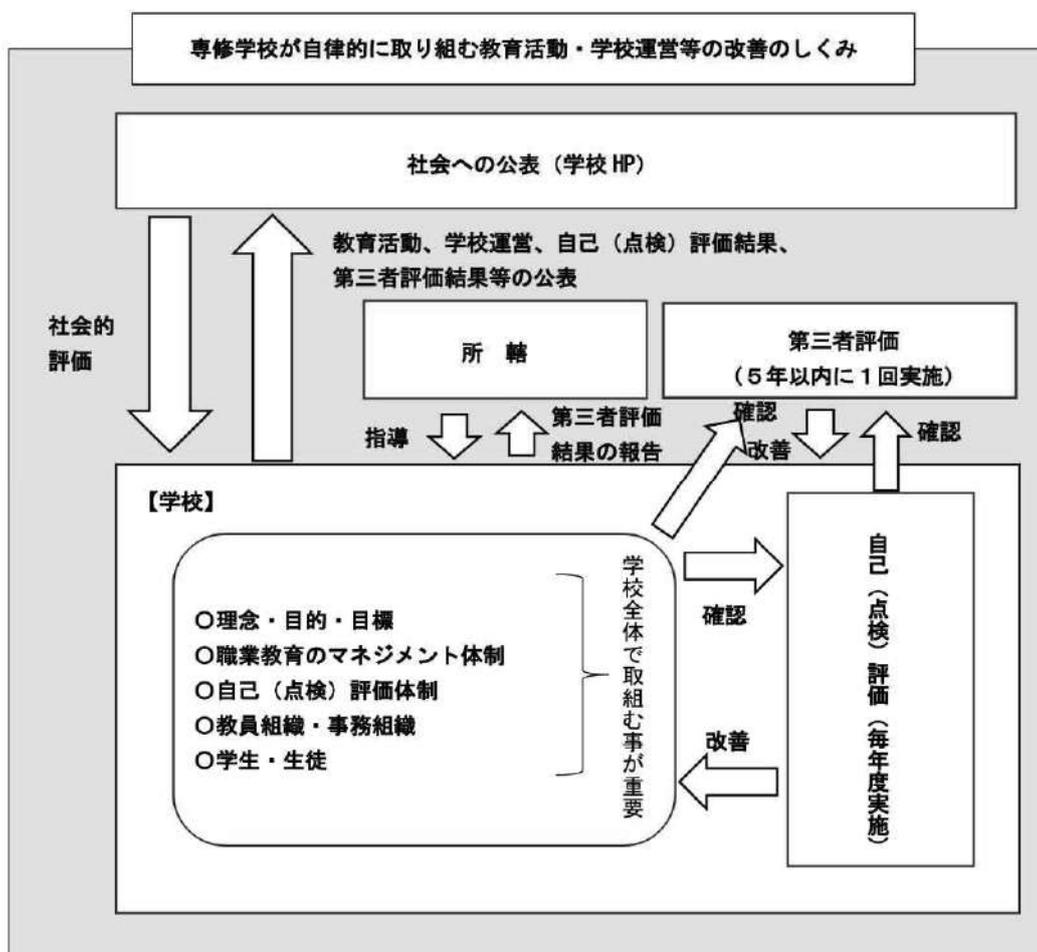
第百八十九条第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校（専門課程を置くものを除く）についてそれぞれ準用する。

3 専修学校における学校評価ガイドラインの主な改正

(1) 専修学校教育の質の保証・向上における学校評価の位置づけの明確化

○改正ガイドラインでは、「専修学校が自ら掲げる理念・目的を実現するために具体的に育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の教育の目標を明らかにし、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理し、教育を運営する仕組みである職業教育のマネジメントが重要であり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。」としています。

○学校評価が目的ではなく、手段、手法の一つであることを明確にしています。このことから、職業教育のマネジメント体制の構築と、機能の有効性の確認が評価の重要な視点となります。



出典：改正ガイドライン

(2) 改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等を明確化

○改正学校教育法において専門課程には、外部の識見を有するものによる評価が努力義務となっています。略語では、外部評価という用語が使用されています。外部評価と第三者評価は、評価用語では、実施主体が異なるなど厳密な意味では同じではありませんが、改正ガイドラインでは一般的な用語として第三者評価という表現を用いています。

○また、専門課程においては、従来、自己評価、学校関係者評価のみの規定が存在していましたが改正前のガイドラインでは、第三者評価の定義等は、必ずしも明確に示されていませんでしたが、今回の学校教育法の改正において規定化されたことにより、第三者評価の目的、要件等が明確化されています。

第2章 専門学校の第三者評価

1 改正ガイドラインにおける第三者評価

専門学校の第三者評価の目的・機能

○第三者評価の目的は、学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。

○第三者評価は、専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検・評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検・評価の結果を踏まえつつ、外部の一定の要件を満たした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められる。評価結果において示された改善等に取り組むことは、学校における教育活動、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

出典：改正ガイドライン

専門学校の第三者評価（自己点検・評価も同）の項目例

大項目	小項目
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目
	2 教育の実施
	3 単位・卒業認定
	4 学修成果目標の達成状況
項目3 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理
	2 自主的な学習の促進に対する支援
	3 多様な学生に対する支援
	4 学生生活に関する支援
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用
	2 教員の組織編制等
	3 教員の資質の向上

項目 5 教育環境	1 教育環境の整備
	2 安全対策、防災組織
	3 施設・設備等の点検、改善等
項目 6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤
	2 学校運営
	3 学校評価の実施と改善活動
	4 社会からの理解と情報の公表

出典：改正ガイドライン

評価結果の評定（自己点検評価も同）

○従前のガイドラインにおいても5段階の評価表現の様式を例示していました。この様式を用いて自己点検・評価を実施する学校もありました。改正ガイドラインでは、項目例に示した点検・評価項目毎に自己点検評価結果として3段階の評定を行うものとしています。

○評価結果の表現は各学校の判断に委ねられていますが、今後は、評価基準の一定の単位で3段階の評価で表現するが基本となります。

○評価結果の段階評定は、各学校において取組状況の適切さについてより具体的な分析を促し、今後の改善方策について明確化することが期待されています。改正ガイドラインでは、第三者評価においても同様の評価表現を用いることを求めています。

○自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる（附属資料4にイメージ例を例示）。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

出典：改正ガイドライン

第3章 評価機関が行う第三者評価

1 これまでの取組

(1) 評価制度のスタート、ガイドラインの策定・公表

○専修学校の学校評価制度のスタートは、平成14年の専修学校設置基準改正に始まります。設置基準において、自己評価について「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」そして評価結果の第三者による検証として「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定されました。

○平成19年6月20日、学校教育法等の一部を改正する法律が成立し、12月26日に施行されました。改正された学校教育法第42条に学校評価に関する規定が整備され、自己評価

は、法令上で義務化されました。なお、学校教育法第42条の規定は小学校に関する規定ですが、同法第189条により専修学校に準用されました。

○平成24年3月、専修学校における学校評価の実施状況について、文部科学省の委託調査が行われましたが、自己評価の実施率62.2%、結果の公表率は17.1%、学校関係者評価の実施率15.6%、結果の公表率は5.6%という不十分な結果となりました。この調査結果を踏まえ、学校評価の具体的な実施方法、進め方を明確に示すガイドラインの策定に向け、平成24年4月、文部科学省は、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校評価に関する現状、課題及び今後の方向性等について審議を重ね、平成25年3月、「専修学校における学校評価ガイドライン」を策定、公表しました。

(2) 評価機関の設立、第三者評価事業の展開

○東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下「東専各協会」という。）を中心に設置した「専修学校構想懇談会」の報告書において、専修学校の社会的信頼性の向上を図る仕組みとして学校評価システムの導入と情報公開の推進が提言されました。

○平成16年9月、東京都の支援を受け、「特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構」現、職業教育評価機構（以下「評価機構」という。）が設立され、自己点検・評価研究委員会により、自己点検・評価のための基準となる「東京フォーマット」が策定されました。

○平成18年、第三者評価システム原案を作成、会員4校においてモデル事業を実施し、「専門学校等評価基準書」を発表。評価機構内に「評価者バンク」を設置し、評価員登録と養成研修を開始しました。平成19年度から第三者評価を本格的に事業化し、東京都において、受審校及び自己評価に対する補助制度が開始されました。現在では、評価機構のほか、一般社団法人「専門職高等教育質保証機構」においても専門学校に対する第三者評価を実施しています。

○一方、実践的な職業教育に取り組む専門学校を評価する場合は、学校運営及び教育の基本組織など分野に共通する基本事項の評価に加え、それぞれの養成分野の特性に応じた専門職業人材育成プログラム評価として分野別第三者評価が必要となります。

○このことについて、評価機構と柔道整復師養成に係る関係4団体は、平成24年から継続的に行った第三者評価の実施・検証の成果を踏まえ、令和元年から評価組織（機関）の組織化に向け、検討・協議を重ね、令和3年6月、一般社団法人柔道整復教育評価機構が設立されました。同機構では、分野別統合型の第三者評価事業を展開しています。

※評価機構における第三者評価実績

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
8	3	5	2	4	5	4	6	7
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	5	1	4	2	3	4	2	4

(3) 文部科学省委託事業と実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営

○文部科学省は専門学校¹の質保証・向上に向けた取組について、職業実践専門課程²における第三者評価の調査研究を平成26年度からスタートさせ、平成27年度には、11分野のコンソーシアムにおいてそれぞれ第三者評価基準の策定等が進められました。

○評価機構ではコンソーシアム間の連絡調整会議を開催するとともに合同の研修会、成果報告会を行うとともに、第三者評価事業の実用化に向け、分野横断的な第三者評価基準策定、モデル評価、評価者育成研修等の事業を展開しました。

○上記の取組は、継続的な組織としての構築までは至っていませんでしたが、実践的職業教育の質保証制度の確立を目指すためには、評価機関及び評価の仕組みを持っており、評価を行っている団体も含め、組織化し、評価に関する共同研究、情報共有、合同研修、評価結果の公表など共同で行う連絡協議会の設立が不可欠であるという認識から、令和2年度から文部科学省委託事業の中において、「実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会」を設置し、諸課題の認識共有、情報交換、共通課題解決に向けた研修会の開催に取り組んでいます。研修会は拡大研修会として会場での受講と映像による配信を行い、多くの専修学校及び関係者の参画を得ています。

2 評価機関が行う第三者評価の受審

○第三者評価を行う評価機関では、それぞれ、第三者評価基準を策定しています。専門学校の評価基準としては、文部科学省がガイドラインに定める評価基準に準拠した基準になっています。また、評価基準とともに、各機関では、評価に関する基本事項、評価方法、受審の手順等を示す、実施要綱等を定めています。評価機関が行う第三者評価は、受審を希望する機関の基準等をよく理解するところから始まります。

○各機関では、第三者評価の実施に向け、説明会、研修会を開催していますので積極的に参加して、第三者評価の目的等に関する理解を深めることが必要です。

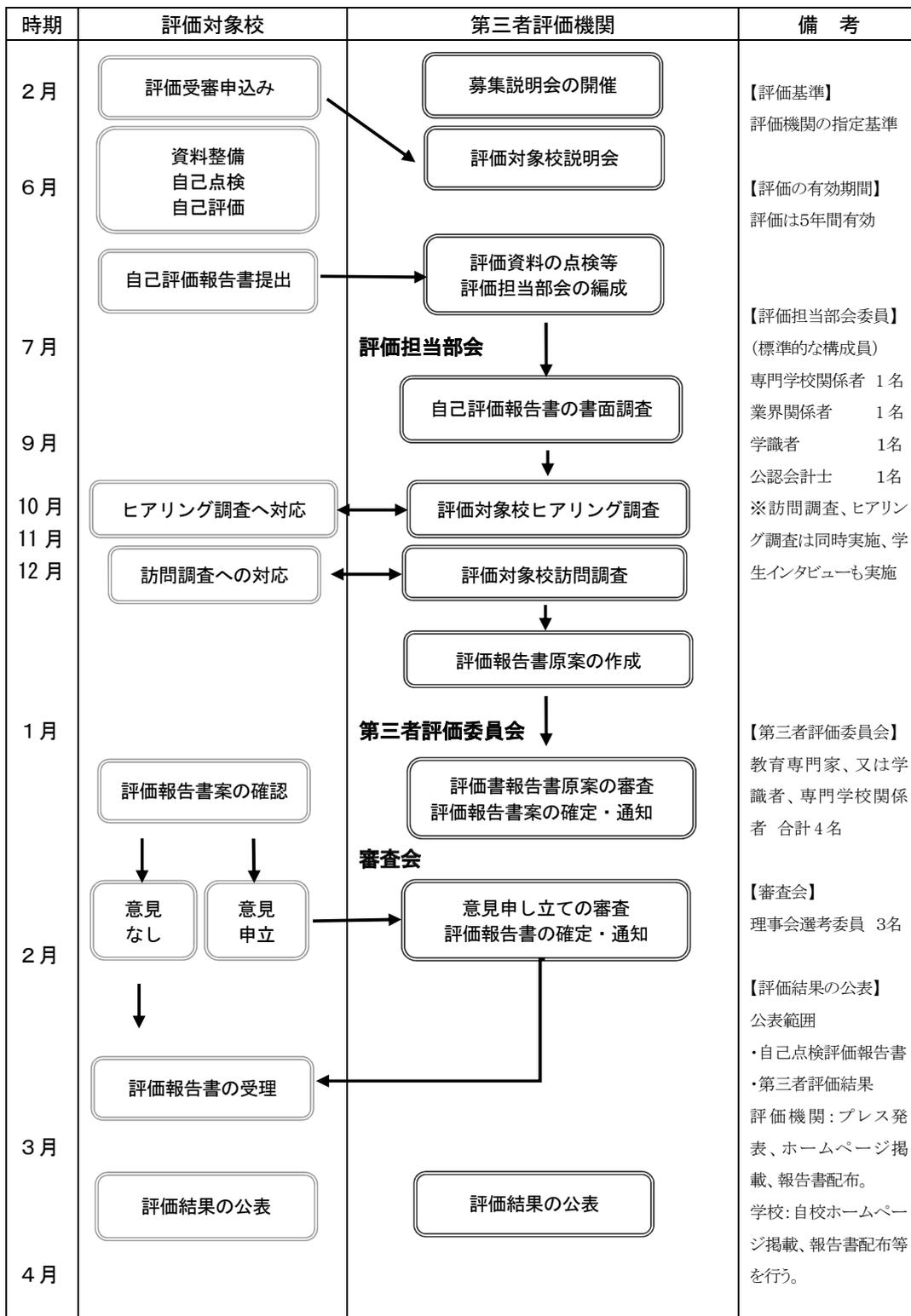
○受審校は、定められた基準に従い、自己点検・評価を実施し、評価報告書を作成し、記述した内容（学校の取組、課題、課題解決に向けた方策など）を確認する参照資料集を作成し、提出期日までに評価機関に提出します。

○評価機関では、提出された自己点検・評価報告書及び参照資料を受理し、評価を実施する評価部会（評価者の会議体、部会長以下4名程度）における評価を開始します。評価は、書面調査、訪問調査、評価結果報告書作成の各業務を履行します。

○評価機関では、評価部会における審議を経た評価結果報告書について、別に委員会を設置し、二重にチェックし評価結果を決定します。学校に通知し、意見申出があれば、法人が審査会を開催、裁定し、最終決定します。評価結果のフォローアップも含め評価機関が責任をもって実施します。

○第三者評価は、学校と評価機関が共通認識を持って実施することが重要で、評価の流れを次に示します。また、評価報告書を確認する資料について参考として示します。

【評価機関の受審】第三者評価の標準的スケジュールの例示



参照資料の例示

区分	番号	資料名	資料の内容説明
教育理念等・ 学校運営	1	学則	認可、届出済みのもの 注)記載事項 学校教育法施行規則第4条
	2	〇〇専門学校教育理念・教育目標	理念・目標等が明記された印刷物等
	3	入学案内書・募集要項・施設設備一覧等	特色であることが明記されている印刷物等
	4	学校基本調査票(専修学校)・学校施設調査票「(高等学校等)」	令和〇年から令和〇年の4カ年分の提出調査票の写(各年5月1日現在)文部科学省統計調査
	5	学生数・教員数・施設・設備一覧	学校の現況(5)学生数及び教員数(6)施設の概要
	6	将来構想(中期構想・中期事業計画書・ビジョン)	3年から5年単位の構想・計画が明記されている文書等
	7	運営方針(〇〇年度)・事業計画書・重点目標	学校運営方針が明記されている印刷物・事業計画書・学校運営計画書等
	8	産学連携・関連業界との協定文書・委員会資料等	関連業界等との連携関係を確認する資料
	9	組織規程・組織図	学校の運営体制が確認できる資料
	10	意思決定に係る規程・事務分掌規程・業務マニュアル	事案決定に係る責任体制、権限の段階が確認できる資料
	11	会議規則・設置要綱・会議一覧・各種委員会名簿・会議録・審議録	方針等の周知、会議体の意義や意思決定への関与が確認できる資料
	12	教職員組織編成図、事務職員組織編成図	教職員の組織編制、責任体制が確認できる資料
	13	就業規則、人事規程、昇給・昇格・退職等規程	人事に関する規定、職種・常勤・非常勤ごとの採用基準、昇任、退職の基準が確認できる資料
	14	情報システムネットワーク図・システム業務規則	教職員、学生管理システムやネットワーク、セキュリティ対策について確認できる文書等
	15	設置法人審判行為・理事会名簿	
教育活動・ 学修成果	16	学科毎の教育目標・育成人材像、3ポリシー	
	17	学生便覧・履修案内	令和〇年度、令和〇年度用として学生に配布したものの2カ年分
	18	教育課程(カリキュラム)・授業時数表	学科、修業年限ごとの教育課程(カリキュラム)、授業時間割
	19	教職員体制表、学級編成表・担任表・非常勤講師表	教育組織を体系的に整理したもの、常勤、非常勤の関連が確認できるもの
	20	教員名簿	教員名簿(令和〇年度、令和〇年度)2年度分、授業科目関連資格等明記
	21	履修要綱	
	22	授業計画・シラバス・コマシラバス・講義要項・カリキュラムマップ	科目ごとの計画が確認できるもの、教育目標、目的、理念等また、卒業認定要件等との関連図等
	23	教育課程編成に係る文書・ガイドライン・教務委員会等会議録・教育課程編成委員会	教育課程の編成過程が確認できる資料、業界のニーズの把握が確認できる資料
	24	キャリアガイド、キャリアサポートプログラム	キャリア教育に関する教材・資料
	25	授業評価の規程・授業評価アンケート結果・分析・改善状況報告書	
	26	教職員の研修規程・FD活動に関する規程	研修体系、研修計画、研修結果が確認できる資料
	27	研究報告書・紀要	教員の研究活動と教育内容の関連が確認できる資料
	28	成績評価・卒業認定基準・単位互換協定書	他校、専修学校以外、入学前の履修等評価の判定基準や位置づけが明確になっているもの
	29	取得資格についての案内・指導体制に関する資料	教育課程上明確になっている資料、資格認定機関、資格の有効性などを説明する資料
	30	学科別資格取得状況一覧・目標とする数値	令和〇年度～令和〇年度の3カ年分
31	就職者数・就職率のデータ・進路決定状況・目標とする数値・指導・相談体制	令和〇年度～令和〇年度の3カ年分	
32	卒業生の活動把握資料・就職先の調査資料	就職先へのヒアリング調査結果など卒業生の活動の把握状況が確認できる資料	
36	教育課程編成・教員研修・資格取得・就職等に係る関連業界等との連携協定等	教育活動・学修成果等に係る関連業界等との連携関係を確認する資料	
学生支援・ 教育環境・ 募集と受入れ	37	退学状況、留年、休学のデータ・目標とする数値	令和〇年度～令和〇年度の3カ年分
	38	学生相談に関する規程・学生相談の案内	学生・留学生への相談体制に実態が確認できる資料
	39	奨学金制度要綱・奨学金募集要項・学費分納願・学費延納願の様式	学生への配布プリント等周知状況が確認できる資料
	40	健康診断実施・結果データ	健康診断の実態が確認できるもの
	41	健康管理規程・健康管理体制・保健室設置要綱・学校保健計画	健康管理体制が確認できるもの(学校保健計画は必須)
	42	クラブ活動活動実績	課外活動の案内、実績が確認できる資料
	43	学生寮の案内・学生寮規約	
	44	保護者との連携体制	保護者との連携を明確に示す資料
	45	卒業生・社会人への支援体制	相談体制、同窓会組織に関する資料、社会人・就労学生への支援策を確認する資料
	46	実習・インターンシップ・海外研修についての実施要綱	教育課程との関連が確認できる資料、実績を示す資料、安全管理に関する資料
	47	消防計画・災害時(緊急時)対応マニュアル・避難訓練・防犯対策実施要綱	
	48	入学者選考要項、入学試験実施状況、面接要項	入学試験等実施体制が確認できる資料
	49	入学者数のデータ、合格者、辞退者のデータ	推移が確認できる資料
	50	学納金推移データ	学納金返還についての取扱いが確認できる資料、学納金の推移が確認できる資料
	51	卒業後の支援、実習、インターンシップ実施に係る関連業界等との連携協定等	卒業後の支援、実習等の実施について関連業界等との連携を確認できる資料
財 務	52	経理規程・財務規程	
	53	法人及び学校別(部門別)資金収支計算書	過去3年分
	54	法人及び学校別(部門別)事業活動収支計算書	過去3年分
	55	監査報告書(公認会計士監査意見書・公認会計士略歴)	過去3年分
	56	法人の財産目録・貸借対照表	過去3年分
	57	学校法人等基礎調査提出	過去3年分
	58	令和〇年度の収支予算書、事業計画書	
	59	財務情報公開規程及び公開資料	ホームページ上も掲載している資料など(写)
法令遵守・ 社会 地域貢献	60	個人情報保護基本方針・規程	
	61	自己評価・学校関係者評価に関する規程	学則に規程があれば学則、改善へのプロセスを示す資料
	62	自己評価書※学校関係者評価報告書	自己評価報告書・公表した資料、
	63	学校ホームページ・学校案内	学校の教育情報の公開について確認する資料
	64	生涯学習講座・地域連携講座実施要綱・募集案内	
	65	地域活動への貢献を示す資料	
	66	留学生の募集、受入に関するデータ	留学生の受入方針、相談体制、進路指導、財政管理などが確認できる資料
	67	ボランティア活動の案内、活動状況報告書	ボランティア活動の支援等に関する資料

第4章 学校が主催して実施する第三者評価

1 学校が行う業務

(1) 学内実施体制の整備

- 第三者評価の学則への規定、学内組織（職業教育のマネジメント体制）の位置づけ
- 第三者評価実施に関する規程（規則）の制定
- 学校内の担当組織と業務内容、費用負担、全教職員への研修
- 設置者（学校法人等）との協議

(2) 第三者評価実施組織の構築

- ・客観性、公平性、透明性の確保・評価組織の独立性・中立性の観点からの体制整備
- 第三者評価の実施者（評価者）の要件と選任
- 第三者評価実施に関する実施者（評価者）組織との協定（契約）の締結（報酬含む）
- 評価全体のスケジュール策定
- 評価日程の調整と協議

(3) 評価結果の公表と所轄庁との連携

- 公表（自己点検評価、評価組織の選任、評価の経過、評価結果）及び公表方法の決定
- 所轄庁等との連携（報告、助言・指導）

2 第三者評価実施組織が行う業務

(1) 第三者評価組織の具体的な業務の確認等

- 具体的な業務内容 組織性の確保が重要
- 評価者の守秘義務、文書等の取扱い等（評価報告書、参照資料等、評価の記録）

(2) 第三者評価に関する基本事項の決定

- 評価基準の策定（評価の視点、必要な参照資料の整理）
- 評価様式（自己評価報告書、指定資料・データ、の決定）
- 評価方法の決定（書面調査・訪問調査・インタビュー等）
- 評価スケジュールの決定

(3) 評価の実施

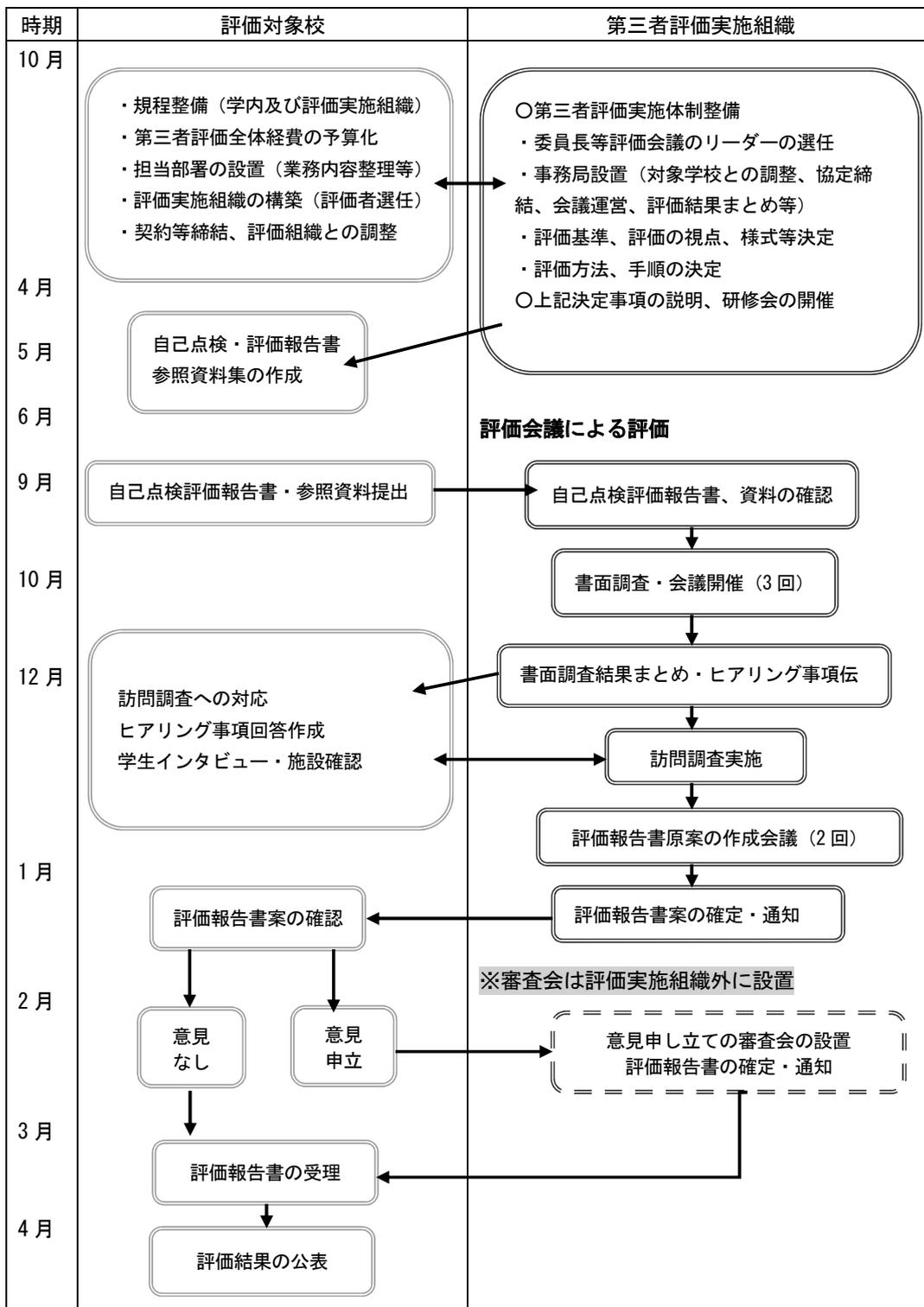
- 評価実施説明会の開催（学校側への説明会）
- 書面調査及び調査のとりまとめ
- 訪問調査、ヒアリング、学生等インタビューの実施

(4) 第三者評価報告書の作成

- 評価結果コメント、段階評定○評価原案の作成と調整
- 評価書原案の審議・確定・学校へ通知
- 意見申し立て等と対応
- 評価結果に対するフォローアップ

※学校が主催して行う第三者評価は、評価機関が行う業務を含めて学校が担うというイメージです。実施以前の準備期間として前年度から取組むことが必要となります。また、意見申し立てに関する事、評価結果のフォローアップに関する事など客観性、改善への取組の確認などルール作りが重要となります。また、確実に実施するための第三者評価に係るコスト計算も重要となります。学校と評価実施組織との流れを次に示します。

【学校が主催して実施する第三者評価】第三者評価の標準的スケジュールの例示



※評価者等はガイドラインの要件準拠

【職業教育評価機構基準】と文部科学省ガイドライン基準の項目比較

専門学校等第三者評価基準 (Ver.5.0))	
大項目	中項目
I 教育理念・目的・ 目標と職業教育 のマネジメント	1教育理念、目的及び目標の設定等 2職業教育のマネジメント体制の整備
II 教育課程、教育 の実施、学修成 果	1教育課程の編成と授業科目 2教育課程の実施 3単位・卒業認定 4学修成果目標の達成状況
III 学生の受入れ、 学生支援	1学生募集及び入学者の選抜、収 容定員の管理 2多様な学生に対する修学支援 3学生生活に関する支援 4学生の自主的な学習等の促進に 対する支援
IV 教員・教育実施 組織	1教員の配置、募集、採用 2教員の組織編制等 3教員の資質向上等
V 教育環境	1教育環境の整備、点検改善等 2安全対策、防災組織
VI 教育活動の基盤 と情報の公表	1中期事業計画と財務基盤 2学校運営 3社会からの理解と情報の公表

(大項目 6)

(中項目 18)

◎基準のポイント

- ※ 職業教育のマネジメント体制の構築と機能について評価する。自己点検評価の実施、改善等も含めたいわゆる内部質保証への取組を含め評価する。この点が文部科学省基準との差異である。
- ※ 教育活動を中心に、支える財務基盤、学校運営、情報の公表について評価し、専門学校教育の社会からの理解、信頼の促進を支援する。
- ※ 各中項目に点検・評価項目、評価の視点を設定している。

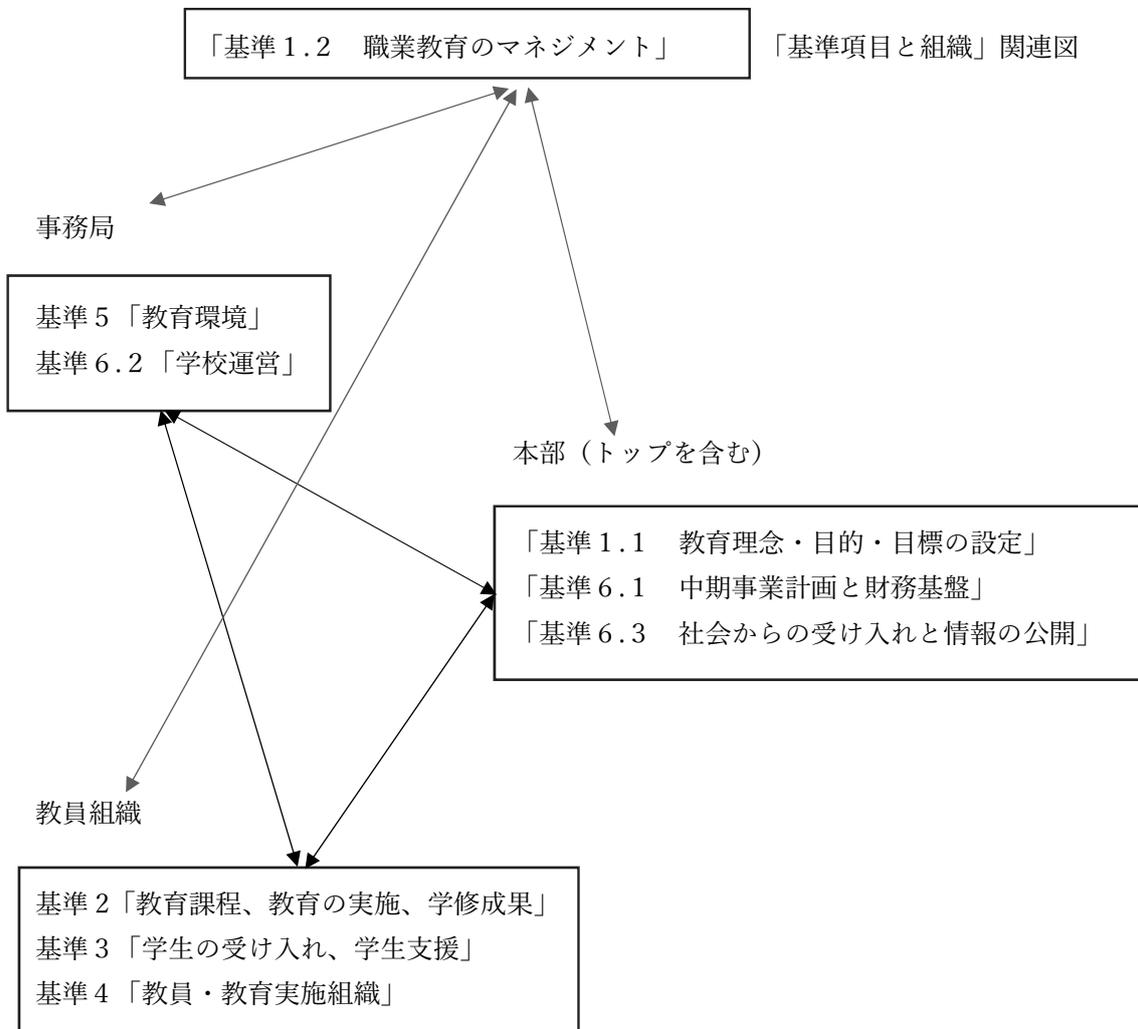
文部科学省改正ガイドライン 専門学校の自己点検評価・第三者評価の項目・基準例	
大項目	小項目
項目1 教育理念・目的・ 目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等
項目2 教育課程、教育 の実施、学修成 果	1 教育課程の編成と授業科目 2 教育の実施 3 単位・卒業認定 4 学修成果目標の達成状況
項目3 学生の受入れ、 学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収 容定員の管理 2 自主的な学習の促進に対する支援 3 多様な学生に対する支援 4 学生生活に関する支援
項目4 教育実施組織・ 教員	1 教員の配置、募集、採用 2 教員の組織編制等 3 教員の資質の向上
項目5 教育環境	1 教育環境の整備 2 安全対策、防災組織 3 施設・設備等の点検、改善等
項目6 教育活動の基盤 と改善・向上の取 組	1 中期事業計画と財務基盤 2 学校運営 3 学校評価の実施と改善活動 4 社会からの理解と情報の公表

(大項目6)

(中項目 19)

◎基準のポイント(ガイドライン抜粋)

- ※ これらの項目等はあくまで最低限必要と考えられるものを例示したものであり、具体的にどのような項目等を設定するかは各学校が判断すべきことである。
- ※ 評価を行うことが、学校の教育理念、教育目的、教育目標の実現に向けた教育活動、学校運営が適切にマネジメントされているかを確認する手段であることを踏まえ、学校の特色や課題、分野等に応じて項目等を追加するなど、必要な評価の項目等を学校ごとに検討し、設定することが重要である。
- ※ 実践的な職業教育を行う専門学校として、就職や資格免許取得等の学修成果の達成度に関する目標を設定し、達成度を示すなど、学修成果についての具体的な項目等を加えることも重要である。
- ※ 各小項目に評価の基準、自己点検評価及び第三者評価においての必須項目、認定制度必須項目、任意項目等を設定している。



実践的職業教育の第三者評価連絡協議会【拡大研修会】 【配付資料集】

目 次

- 1 プログラム
- 2 社会が求める専門学校教育の質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 「学校が主催して実施する第三者評価」
 専門学校第三者評価マニュアルの構成（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・ 8

主 催
特定非営利活動法人職業教育評価機構

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会【拡大研修会】

開催日時： 令和7年11月26日(水曜日) 午後13時30分～16時30分

会 場： TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 5階「5Cホール」

専門学校の第三者評価は、必ずしも大学等における認証評価と同じ手法をとるものではありませんが、改正ガイドラインでは、その実施について、透明性の観点で、評価者の要件（当該専門学校との利害関係等）及びその組織性の確保に言及しています。

また、法律上は努力義務であっても、令和8年度から、文部科学大臣認定課程における要件となる第三者評価については、専門学校教育の質保証・向上に資することや社会からの信頼を得るに足る一定の水準の確保は、大変重要なことです。第三者評価のあるべき水準について専門学校関係者における認識の共有を図ることは、さらに重要なことといえます。

今回の研修では、第三者評価の水準のポイントである第三者評価の実施組織である評価組織のあり方について議論を進めます。

プログラム

1 開会【13:30】

2 あいさつ 文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室長 米原泰裕

3 講演 「社会が求める専門学校教育の質保証」
多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問 山野晴雄

4 中間報告 「学校が主催して実施する第三者評価」
専門学校の第三者評価マニュアルの構成（案）から
事業実施委員会委員長/東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【休憩】（10分）

5 意見交換 「社会からの信頼を得るための第三者評価のあり方」
進行：事業実施委員会委員長/東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【登壇者】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長	米原泰裕
多摩地区高等学校進路指導協議会顧問	山野晴雄
一般社団法人 全国専門学校教育研究会・専門学校 YIC グループ本部 常務理事	岡村慎一
一般社団法人職業教育研究開発推進機構 代表理事	川廷宗之
公益社団法人東洋療法学校協会 理事・学校法人 呉竹学園 理事長	坂本 步
専門学校東京工科自動車大学校（中野校）・世田谷校 校長	佐藤康夫
一般社団法人専門職高等教育質保証機構 事務局長	外山公美
一般社団法人日本看護学校協議会 会長	水方智子
JAMOTE 認証サービス(株) 代表取締役	八木信幸

6 閉会【16:30】

社会が求める専門学校教育の 質保証

— 高等学校の立場から —

多摩地区高等学校進路指導協議会顧問

山野 晴雄

1. 専門学校進学の実状

○高等教育機関進学率

大 学	2022年	56.6%	→	2023年	57.7%	→	2024年	59.1%	(高校新卒者58.7%)
専 門 学 校		22.5%		21.9%		24.0%		(高校新卒者15.5%)	
短 期 大 学		3.7%		3.4%		3.1%			
高等専門学校		1.0%		1.0%		1.0%		(※高校新卒就職者14.0%)	

→高校生にとっては大学に次ぐ第2の進路

○専門学校 分野別の学生数の割合

医療分野 30.2% 文化・教養分野 21.0% 工業分野 16.6% 衛生分野 11.8%
商業実務分野 11.8% (学校基本調査)

→国家資格の取得や実践的な専門的知識・技術を修得して職業に就くことを目的に専門学校へ進学

2. 職業実践専門課程の現状

1. 職業実践専門課程認定学校(学科)数

2024年3月 1110校(3199学科) 全国の専門学校41.2%(学科44.6%)

2025年3月 1123校(3212学科) 全国の専門学校42.0%(学科44.6%)

2. 認定校は安心して生徒を送れる学校となっているか

- ・企業等との連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門学校として、認定要件が専門課程の設置基準よりもハードルが高くなっている
- ・学校関係者評価、情報公開の義務化により、生徒が専門学校を選ぶ際の判断材料になる
別紙様式4の基本情報は統一のフォーマットになっており、比較検討ができる
- ・資格の合格率、就職率、学生の教育満足度の高さなどにより教育の質保証が担保されている
→アカデミックな教育を上に、職業教育を下に見るのが一般的になっている中で、職業教育を高等教育の中に正当に位置づけることが可能になる

3. 学校評価実施状況

	自己評価		学校関係者評価		第三者評価		情報公開
	実施	公表	実施	公表	実施	公表	実施
2019校数	2,262	1,786	1,493	1,293	184	146	1,986
2019	85.2%	69.8%	56.4%	48.8%	7.0%	5.6%	75.2%
2021	91.5%	83.1%	75.7%	71.3%	8.2%	7.0%	87.6%
2023	93.0%	87.3%	78.3%	77.9%	9.8%	9.1%	90.3%

(各年5月現在、私立高等学校等の実態調査)

※三菱総合研究所『「職業実践専門課程」の実態調査等に関する調査研究』(2018年)
認定学科の学校評価の実施状況

自己点検評価 100%実施 学校関係者評価 100%実施

第三評価 32.8%実施 (実施の予定がある 22.5%、実施の予定もない 44.7%)

4. 学校関係者評価の実例

○A専門学校

- ・自己評価報告書、学校関係者評価報告書(2024年度)は、読めるが、印刷は出来ない。
- ・別紙様式4基本情報も、読めるが、印刷は出来ない。

○B専門学校とC専門学校(同一学校法人が設置、同一分野で、地域が異なる)

- ・評価委員5名の氏名は両校とも同じ。事務局(専門学校側)は3名と1名。
- ・学校関係者評価報告書の文章が、学修成果の項目で設置学科の違いで説明が異なる所はあるが、それ以外は同一文章となっている。

○D専門学校とE専門学校(同一学校法人が設置、同一分野で、地域が異なる)

- ・自己評価報告書は、学生支援の項目で、D校はスクールカウンセラーが週1回来ることが書かれていることと、社会貢献・地域貢献の項目で、記述が少し異なるだけで、教育目標と本年度の重点目標の評価もすべて同一文章である。
- ・評価委員4名の氏名は両校とも同じ。事務局(専門学校側)は各2名。
- ・学校関係者評価報告書の文章が、社会貢献・地域貢献の項目で設置地域の違いで説明が異なる所はあるが、それ以外は同一文章となっている。

○社会医学技術学院

- ・理学療法学科(昼・夜)317名 作業療法学科(夜)58名
- ・「職業実践専門課程に係る情報公開」

職業実践専門課程の基本情報について
情報提供ガイドラインに基づく情報提供について
学校評価

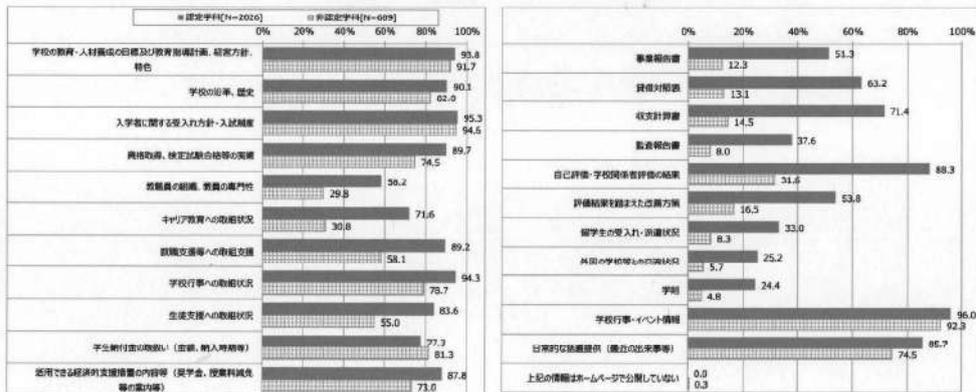
自己評価報告書、学校関係者評価委員会報告書、第三者評価報告書



3. 情報公開の現状

1. ホームページで提供している情報

図表 ホームページで提供している情報（認定有無別）



（『「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究報告書』三菱総合研究所、2018年）

2. 「専門学校概要」にみる情報公開の現状

『東専各専門学校オフィシャルガイド2026』 214校

- ・学生数（男女構成比） 実数で記載 29校（13.6%）
 %で記載 157校（73.4%）
 記載なし 28校（9.8%）
- ・進路状況 実数で就職・進学・未定等を記載 139校（65.0%）
 就職希望者・就職者数のみ記載 17校（7.9%）
 卒業生と就職者数のみ記載 9校（4.2%）
 %で記載 21校（9.8%）
 記載なし 28校（13.1%）



4. 第三者評価の努力義務化

1. 学校教育法の一部改正（2024年6月14日公布、2026年4月1日施行）

専門学校における教育の充実

- ・大学との制度的整合性を高める ー大学の入学資格と同様に厳格化、
単位制への移行
- ・専門学校卒業生の学修継続の機会確保と社会的評価の向上
ー特定専門課程 専攻科の設置、専門士の称号
- ・教育の質の保証を図る ー自己点検評価の義務化、
外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の努力義務化

2. 文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」（2025年6月）

○第三者評価の目的

学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。

○第三者評価の実施者に求められる要件

原則として3名以上

- ・専門的な評価が可能な者 当該学校・学科の分野に精通している者、専修学校に識見を有する者、
大学等の評価経験など
- ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定を含む）していない、又は過去3年以内に在籍していない者
- ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む）として在籍していない、又
は過去3年以内に在籍していない者
- ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定を含む）していない又は過去3年以
内に参画していない者

評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だつて評価すること

第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい

3. 「評価者評価」を認める理由

○専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」(2024年1月24日)

- ・約7割が学生数200人以下の小規模な学校である専門学校は、事務処理能力や財源に限界があり、また、そうしたことと相まって学外関係者等による評価の意義の浸透が充分でない面があると考えられるなどの理由から、このような専門の評価機関による厳格な評価を一律に義務化することについては、実態に照らすと、直ちに実現するものではない。

このため、大学と同様の厳格な認証評価は義務付けないものの、専門学校に対し、外部の識見を有する者による評価を努力義務として求めることが考えられる。

- ・専門の評価機関

職業教育評価機構、専門職高等教育質保証機構、柔道整復教育評価機構、リハビリテーション教育評価機構

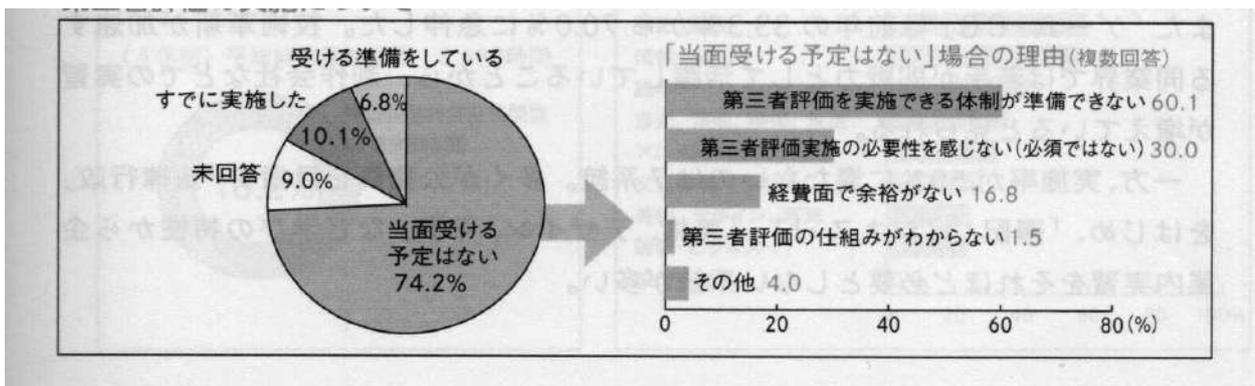
2018度～2022年度 評価を行った学校数179校(2721校の6.6%)

4. 「評価者評価」の問題点

- ・評価者について、当該専門学校の利害関係者を排除しているのは当然であるが、組織的な評価、かつ一定の評価水準、客観性、公平性が担保されるのか。
- ・大学は認証機関による評価で専門学校は「評価者評価」でもよいでは、高校現場では専門学校は評価機関による第三者評価が受審できない学校群だと、大学より下だとみられることになる。

5. 第三者評価受審への消極的姿勢

○第三者評価の取り組みについて



(東京都専修学校各種学校協会『令和6年度専修学校教育白書』2025年)

自己点検評価は79.1%が実施しており、「第三評価を実施できる体制が準備できない」は疑問がある

○小規模校でも受審する意識があればできる

F 専門学校の場合

学生数 116名

介護福祉科63名、作業療法学科53名

- ・第三評価 2012年度
- ・職業実践専門課程第三評価試行 2016年度

○評価機関による第三者評価の実施を

- ・独立性、公平性、評価水準の担保が期待できる
- ・国、自治体による学校評価への助成
東京都一自己点検評価20万円
第三者評価60万円



○評価機関の拡充、整備を早急に進める必要

- ・専門学校を対象とする評価機関が少ないので、評価機関の立ち上げを早急に行うこと。
- ・評価実施者を多数確保する必要があり、文部科学省・評価機関で研修を行い、評価機関に登録する体制を構築すること。

5. 第三者評価への期待

◎社会から信頼される専門学校へ

- ・評価機関による第三者評価の実施により専門学校教育の質保証・向上が期待できる
- ・実践的な職業人材育成を行い、大学とは異なる職業教育の高等教育機関としての社会的評価を高めることが期待できる
- ・高校現場、とりわけ普通科高校における大学一辺倒の進路指導から、専門学校を見直すことが期待できる

専門学校の第三者評価マニュアルの構成と概要【案抜粋】

第4章 学校が主催して実施する第三者評価

1 学校が行う業務

(1) 学内実施体制の整備

- 第三者評価の学則への規定、学内組織（職業教育のマネジメント体制）の位置づけ
- 第三者評価実施に関する規程（規則）の制定
- 学校内の担当組織と業務内容、費用負担、全教職員への研修
- 設置者（学校法人等）との協議

(2) 第三者評価実施組織の構築

- ・客観性、公平性、透明性の確保・評価組織の独立性・中立性の観点からの体制整備
- 第三者評価の実施者（評価者）の要件と選任
- 第三者評価実施に関する実施者（評価者）組織との協定（契約）の締結（報酬含む）
- 評価全体のスケジュール策定
- 評価日程の調整と協議

(3) 評価結果の公表と所轄庁との連携

- 公表（自己点検評価、評価組織の選任、評価の経過、評価結果）及び公表方法の決定
- 所轄庁等との連携（報告、助言・指導）

2 第三者評価実施組織が行う業務

(1) 第三者評価組織の具体的な業務の確認等

- 具体的な業務内容 組織性の確保が重要
- 評価者の守秘義務、文書等の取扱い等（評価報告書、参照資料等、評価の記録）

(2) 第三者評価に関する基本事項の決定

- 評価基準の策定（評価の視点、必要な参照資料の整理）
- 評価様式（自己評価報告書、指定資料・データ、の決定）
- 評価方法の決定（書面調査・訪問調査・インタビュー等）
- 評価スケジュールの決定

(3) 評価の実施

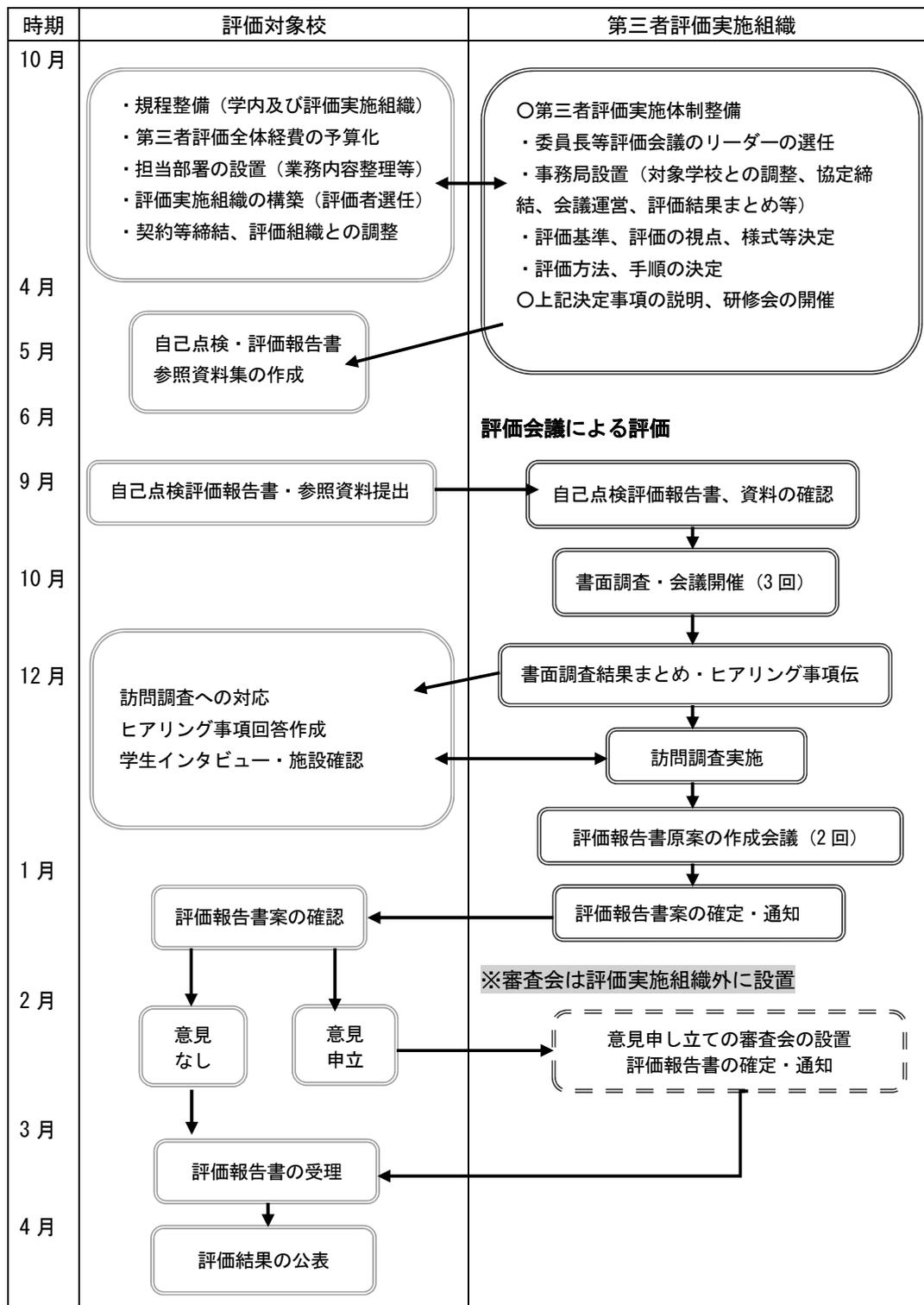
- 評価実施説明会の開催（学校側への説明会）
- 書面調査及び調査のとりまとめ
- 訪問調査、ヒアリング、学生等インタビューの実施

(4) 第三者評価報告書の作成

- 評価結果コメント、段階評定○評価原案の作成と調整
- 評価書原案の審議・確定・学校へ通知
- 意見申し立て等と対応
- 評価結果に対するフォローアップ

※学校が主催して行う第三者評価は、評価機関が行う業務を含めて学校が担うというイメージです。実施以前の準備期間として前年度から取組むことが必要となります。また、意見申し立てに関する事、評価結果のフォローアップに関する事など客観性、改善への取組の確認などルール作りが重要になります。また、確実に実施するための第三者評価に係るコスト計算も重要となります。学校と評価実施組織との流れを次に示します。

【学校が主催して実施する第三者評価】第三者評価の標準的スケジュールの例示



※評価者等はガイドラインの要件準拠

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2026

【配付資料集】

目 次

1	プログラム	1
2	基調報告 改正学校教育法に基づく学校評価の推進について	2
	文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課	
	専修学校教育振興室長 米原 泰裕	
3	事業報告 専門学校第三者評価受審に向けて	12
	～専門学校第三者評価マニュアル（案）による～	
	特定非営利活動法人 職業教育評価機構副理事長	
	全国専修学校各種学校総連合会 常任理事/総務委員長 関口 正雄	
4	第三者評価機関等の紹介	
	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	19
	一般社団法人 全国専門学校教育研究会	20
	一般社団法人 柔道整復教育評価機構	21
	全国自動車大学校・整備専門学校協会	22
	特定非営利活動法人 職業教育評価機構	23
5	質疑応答	
	事前質問事項	24

主 催

特定非営利活動法人職業教育評価機構

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2026

日時：令和8年2月6日(金曜日) 13時30分～16時30分
会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 5階「5Cホール」

プログラム

- 1 基調報告 (13:30～14:10)
「改正学校教育法に基づく学校評価の推進について」
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課
専修学校教育振興室長 米原泰裕
- 2 事業報告 (14:10～15:00)
「専門学校第三者評価受審に向けて～専門学校第三者評価マニュアル案による～」
事業実施委員長
特定非営利活動法人 職業教育評価機構 副理事長
全国専修学校各種学校総連合会 常任理事・総務委員会 委員長 関口正雄
- 【 休憩 10分 】 (15:00～15:10)
- 3 第三者評価機関等の紹介 (15:10～16:00)
進行：事業実施委員会委員長 関口正雄
(評価団体)
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
一般社団法人 全国専門学校教育研究会
一般社団法人 柔道整復教育評価機構
全国自動車大学校・整備専門学校協会
特定非営利活動法人 職業教育評価機構
- 4 質疑応答 (16:00～16:30)
(登壇者)
文部科学省 専修学校教育振興室長 米原泰裕
事業実施委員会委員長 関口正雄

【都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構

改正学校教育法に基づく学校評価の推進について

文部科学省生涯学習推進課
専修学校教育振興室長 米原 泰裕

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「**準ずる学力があると認められた者**」から、高等学校等を卒業した者と「**同等以上の学力があると認められた者**」に改める。
※専修学校専門課程の**在籍者の呼称**を「生徒」から「**学生**」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

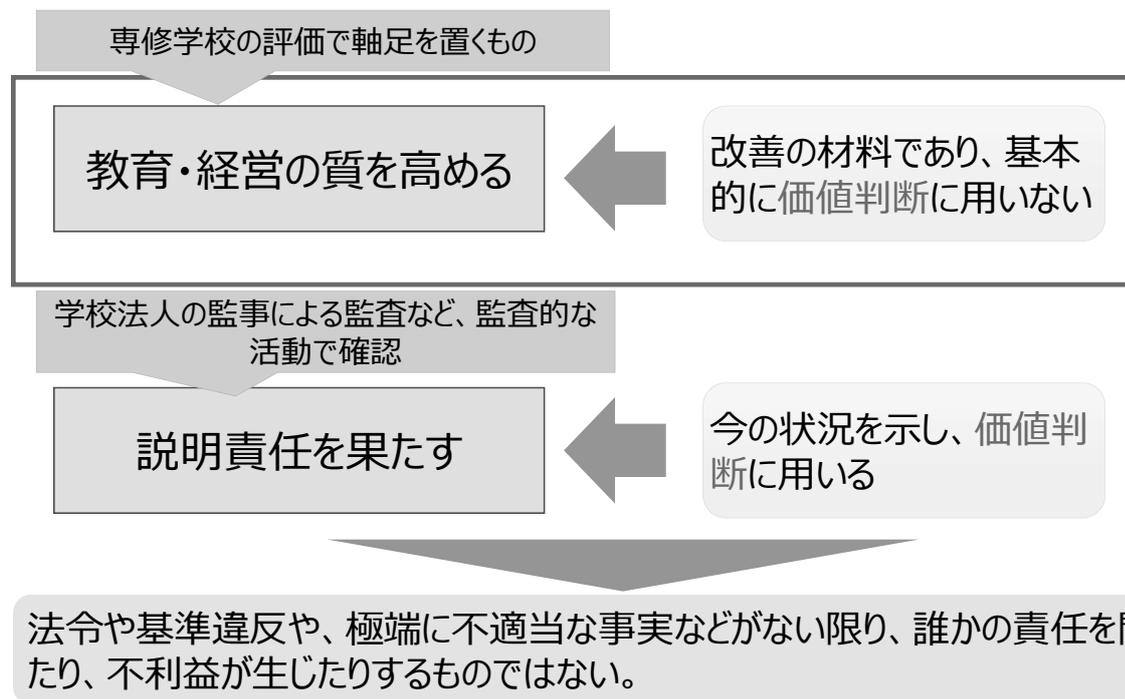
- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、**特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程**。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、**大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める**。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付け**るとともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日



専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和8年4月1日施行）

委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）	
目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、第三者評価：5年以内に1回（学校関係者評価：毎年度1回（任意）
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、**メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す**。
※高等専修学校については、自己評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うことになっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

専修学校の外部の識見を有する者による評価（第三者評価）のポイント

1. 評価項目等

第三者評価で確認する項目は、自己点検評価の項目のうち教育内容に関することを中心に評価しつつ、既に養成施設指定規則等で外部による点検等がある場合などは、学校の判断で必要な項目や指標を追加、削除等をするなどメリハリを付けて評価

2. 第三者評価の実施

評価の信頼性や質の確保の観点から、評価を実施する者の専門性・中立性に関する要件を満たした者が実施するようガイドラインで示すとともに、学校が評価の実施者を責任を持って選択

※安定的で、質の高い第三者評価を実施するためにも、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。
 ※第三者評価の実施を推進していくため、文部科学省として、評価組織の立ち上げや評価者育成のための支援、評価ガイドラインの普及・啓発の支援、学校の教職員向け研修等の支援を行う予定。

3. 第三者評価を求める対象

第三者評価は法的には努力義務だが、大学等と同水準の質の保証が求められる場合や特別な教育課程や取組に対する認定要件に関するフォローアップが求められている場合等もあることを踏まえ、①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校については、令和8年4月1日からの第1期間において第三者評価の実施を求める

※ 評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、期間内に実施できない場合も想定されるため、その場合は認定の取り消しは行わず、速やかに実施を求めることとする。
 ※ 職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和8年度から令和12年度の実施状況を見て判断

4. 第三者評価の評価期間、結果の取り扱い

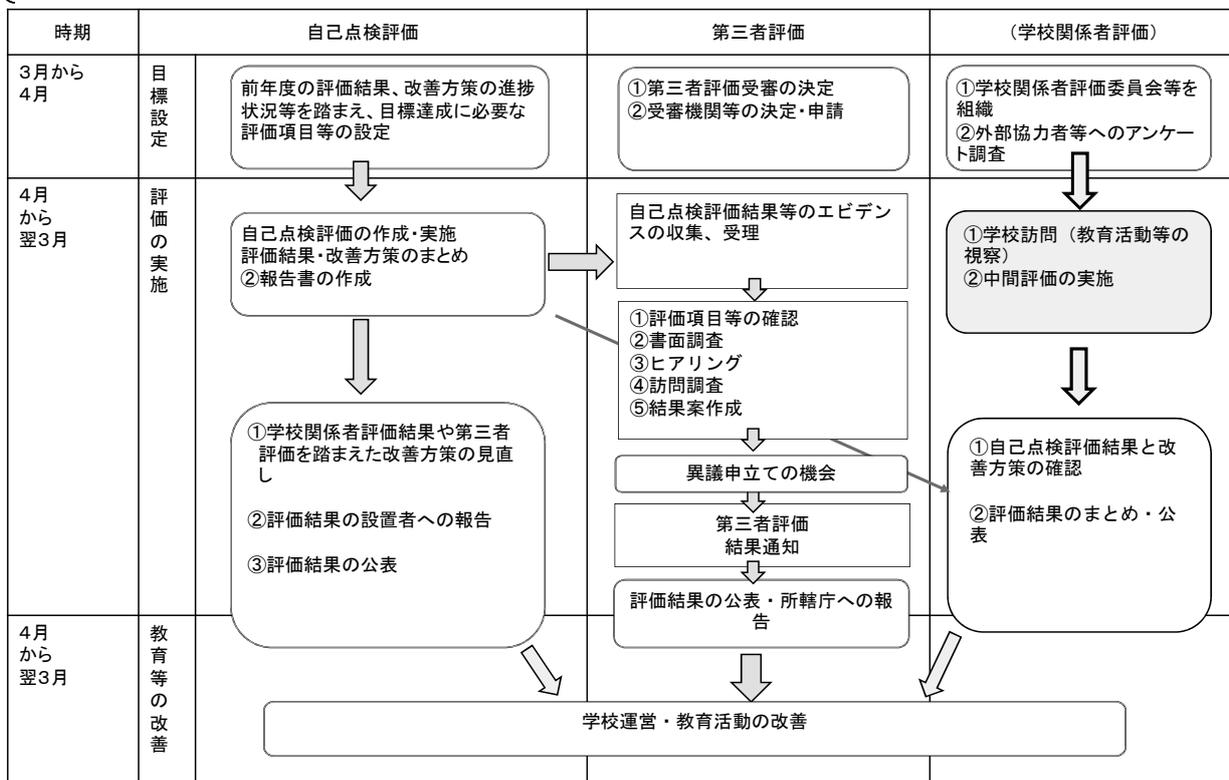
第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要であり、期間は短めに設定した方がいいこと、また、専門学校はほとんどが4年以内の教育課程であることから、5年以内に1回実施
 評価の結果は、学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告

5. 評価の実施体制の構築

評価の実施者や教職員の研修等を充実するとともに、すべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みを各地域、各分野において早急に構築

（参考）学校評価進め方イメージ ※年度末に向けて評価を実施する場合

各学校は、前年度の評価結果等を踏まえ、自己点検評価を実施し、その結果を公表するとともに、自己点検評価結果や第三者評価結果を踏まえた改善策を見直す
 第三者は、自己点検評価結果等を踏まえ、書面調査や訪問調査等を行い、第三者評価を実施



【第三者評価の実施者に求められる要件】

○評価の実施者選定は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素であり、当該実施者が当該学校の第三者評価を実施するにふさわしい者であることの説明責任は学校が負うこととなる。また、評価結果が当該学校の活動等や経営に影響を及ぼす可能性もあることから、当該実施者は、評価結果に対する説明責任を負うことに留意して評価を行うこととなる。

なお、第三者評価の実施にあたっては、実際の評価作業だけでなく、評価の段取りや評価実施者と学校との調整、評価結果に対して不服がある場合の対応など、評価の実施に付随して、学校と評価実施者が連携し、分担して行わなければならない様々な業務が生じることとなる。こうした業務を円滑に行い、安定的でかつ質の高い第三者評価を実施するためにも、評価の企画・実施に関しては、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。

要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者 等 ※この3属性の全員が必要というわけではない。 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
留意事項	・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること※ ※「組織だって評価する」とは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。

6

評価実施に当たっての留意点

事項	内容
評価の項目等	自己点検評価の項目等を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を設定する（附属資料1参照）。
項目等の策定・公表	評価の項目、基準は公表されていること。 評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
評価方法	評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とすること（附属資料5にイメージ例を例示）。 また、所見欄を設け、特筆すべき成果や留意すべき点、改善を要する点など、評価を実施する中で明らかになった成果や学校の教育活動や運営に反映すべき事項を積極的に指摘すること。 専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング、訪問調査の実施や根拠となる資料やデータの確認など各項目等について、評価者間で議論や検討を経るなど、適切に評価できる方法により実施されていること。 評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。
実施体制	前述の「第三者評価の実施者に求められる要件」(P.13)を満たし、かつ、公正で的確な実施を確保するために複数の者による組織的な評価実施体制が整備されていること。
評価業務の負担軽減への配慮	教育活動など専門的な見地から評価すべき項目等を重点的に評価し、基準に照らして形式的に確認すればよい項目等は自己点検評価の結果を確認するだけに留めるなど、評価の質と評価の実施者及び学校側の負担軽減に配慮すること。 資格等の指定養成施設となっている場合など、他の制度で外部の者による評価や監査が行われている場合には、そこで確認されている項目等については評価しない（別途行われた評価・監査結果を確認する）など、学校に対する評価・監査的作用の重複をできるだけ排除して行うことに留意すること。

7

各評価における評価項目例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	認	認
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	
	学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

8

各評価における評価項目例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
		②特に海外からの留学生について適正在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
4 学生生活に関する支援	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

9

各評価における評価項目例③

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程】 ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程】	認	認
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

10

各評価における評価項目例④

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目5 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎
		①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
	3 学校評価の実施と改善活動	①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】職業実践専門課程】	認	認
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得よう取組んでいること。		△	△	

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

11

評価に当たって必要な資料等

〔自己点検評価・第三者評価における評価項目、基準、参考資料一覧の例〕 ※詳細はガイドライン付属資料3を参照

大項目	小項目	評価の基準	評価の基準となる資料、データ等
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	・学則、細則、内規等 ・学生便覧等 ・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。 ②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	・学則 ・学生便覧 ・シラバス、履修ガイド、履修案内等 ・カリキュラムマップ
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。 ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	・シラバス ・カリキュラムマップ等 ・学則、成績評価基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	・シラバス ・学則、卒業認定基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 ・学生のポートフォリオ ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等

12

自己点検評価の評価イメージ例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	1. 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか。 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか。（外）	2
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。（職）	2 ★
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2
	4 学修成果目標の達成状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2

【評価結果の分析】

小項目1について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。
小項目2について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれている。また、企業等と連携した実習もしっかりと組まれている。
小項目3について、学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。
小項目4について、資質能力の修得についての目標や学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

【今後の改善方策】

授業科目に応じて、より実習を増やした方がいいと思われる科目もあるため、実習の形態を用いることとする。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、
基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

13

自己点検評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
学生の受入れ、学生の支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	2
	3 多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2
4 学生生活に関する支援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。	3	★

【評価結果の分析】

小項目1について、入学者の受入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している、入学者選考も公正に実施し可否を決定している。

小項目2について、学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。

小項目3について、留学生等の支援や留学生の在籍管理、進路指導は適切に行われている。

小項目4について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。また、学校保健安全法に基づく対応や学生の経済的支援、キャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。

【今後の改善方策】

自主的な学習への支援を充実するため、図書館や自習室の活用時間を増やすとともに、自習室を増加させる。また、学習継続困難者への対応をより充実するため、相談室の設置や相談員の充実を図り、周知を図る。

★は一部指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

14

第三者評価の評価イメージ例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果	第三者評価結果	
教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	1. 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか。 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか。(外)	2	2 ※1	
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。(職)	2	- ※2	★
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2	2 ※3	
	4 学修成果目標の達成状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得を含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2	2 ※4	

【評価結果への所見】

※1 基準1について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。

基準2について、外国人留学生に対する授業科目が300時間以上開設されている。

※2 基準1について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれているが、より実習を増やした方がよいと思われる科目もわずかであった。より実習の形態を用いる方が望ましい。

基準2について、企業等と連携した実習が組まれている。総授業時数に占める割合も概ね目標達成できる設定となっている。

※3 学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。

※4 基準1について、では、卒業方針に基づき、資質能力の修得についての目標を定め、概ねその目標が達成されている。

基準2について、学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

※第三者評価は、当該学校から独立した専門家が評価するため、評価者は、関連企業、関連団体、大学教員等で構成

15

第三者評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点 検評価 結果	第三者評 価結果
学生の受入れ、学生の支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2	2 ※1
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	2	2 ※2
	3 多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2	2 ※3
4 学生生活に関する支援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。	3	2 ※4	★

【評価結果への所見】

- ※1 基準1について、入学者の受け入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している、入学者選考も公正に実施し合否を決定している。
基準2について、入学定員に基づき学生を受け入れているが、留学生の関係から年度にバラつきがある。
- ※2 学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。また、シラバスの活用を行っているが、自主的な学習への支援はやや少ない。
- ※3 基準1について、留学生への支援はあるが、障害のある学生への支援がなされていない。
基準2について、留学生の在籍管理や進路指導は行われているが、日本人学生との交流は少ない。
- ※4 基準1について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。
基準2について、留年者への対応はなされているが、学習継続困難者への対応は不十分である。
基準3について、学校保健安全法に基づき適切な対応がとられている。
基準4について、学生の経済的支援や体制を整備・運用している。
基準5について、学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。運用実績もあり、更なる活動を期待したい。

★は一部指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

16

専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進

令和8年度予算額(案) 158百万円(新規)
令和7年度補正予算額 24百万円



背景・課題

- 専修学校では、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療・福祉、工業等をはじめとして、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要な人材を輩出してきた。
- 専修学校の質の向上に向けた取組を推進するため、教職員の資質向上や職業実践専門課程の充実、職業教育マネジメントの強化等の様々な施策を行ってきたが、急速な少子化が進行し、労働力人口が減少していくことが見込まれる中、専修学校は変化に対応し、社会・産業ニーズを踏まえた職業教育の在り方や人材の養成などを実現することが求められている。
- また、昨年の学校教育法の一部を改正する法律等により、専門学校における大学と同等の項目での自己点検評価の義務化や外部の識見を有するものによる評価(第三者評価)の努力義務化が規定され、大学院入学資格の指定課程等では第三者評価が義務付けられた。令和8年度より法令及び「専修学校における学校評価ガイドライン(令和7年6月)」に基づき、新たな自己点検評価や第三者評価が実施されることとなるが、これまで第三者評価はほとんど実施されていない中、質の高い学校評価を実施できるよう支援を行うことが求められている。また、質の保証・向上のため、教職員に対する学校運営や教育に関する研修・研究についても義務化されたところ。

事業内容

学校教育法の一部を改正する法律等を踏まえ、専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。

① 学校評価等の推進

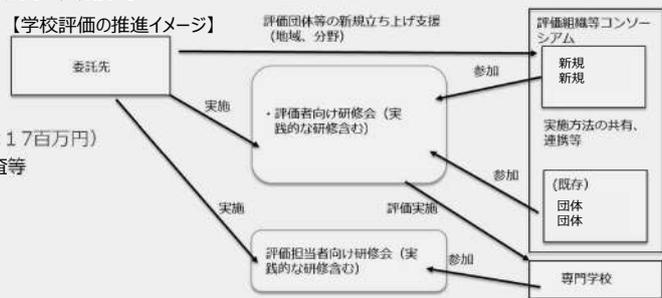
- 学校評価の推進 (委託：1箇所×11.2百万円)
 - ・評価組織等の拡充支援、評価者育成に向けた研修等を実施
 - ・学校評価担当者向け研修の実施

- 専修学校の質の向上に関する実態把握等の推進 (委託：2箇所×1.7百万円)
 - 取組1：職業教育のマネジメント強化及び質保証・向上のための実態調査等
 - 取組2：教職員の資質能力向上の推進

② 調査研究協力者会議等の実施

- 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
- 都道府県等との研究協議

【学校評価の推進イメージ】



アウトプット(活動目標)

- ・学校評価モデル数
- ・教職員向け研修プログラム数

アウトカム(成果目標)

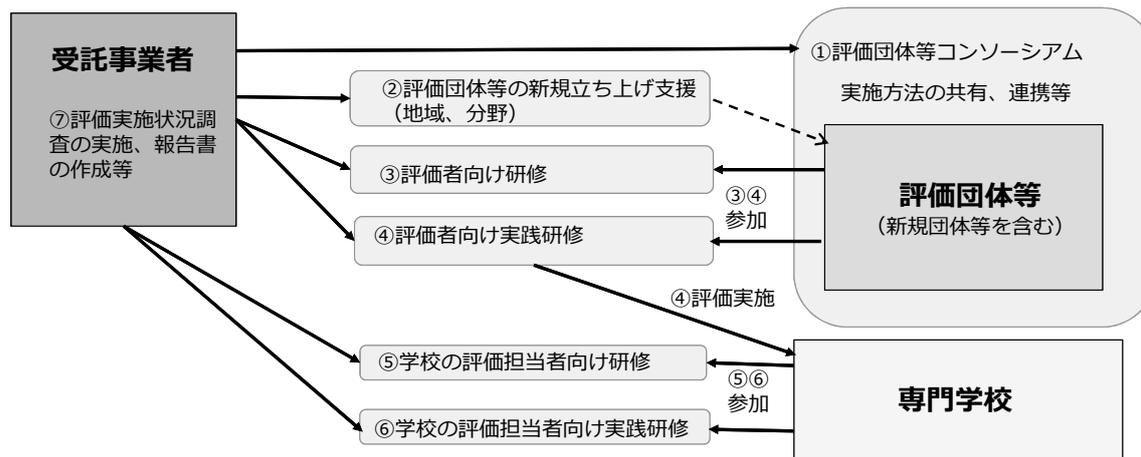
- ・第三者評価の実施学校数
- ・開発された研修プログラム等の活用状況(教職員向け研修の改善等)

インパクト(国民・社会への影響)

PDCAサイクルの改善等による専修学校における教育・運営の質の向上

担当：総合教育政策局生涯学習推進課

「学校評価の推進」事業の実施イメージ



【取組内容】

- ① 評価団体等のコンソーシアムを形成し、評価の実施方法の共有や連携を図る（フォーラム開催含む）
- ② 評価団体の新規立ち上げの支援（分野、地域）
- ③ 評価団体等向けの評価者研修の実施
- ④ 評価団体等向けの評価実践研修の実施（評価者の割り振りや対象学校を募集し、研修を実施）
※評価実践研修とは、新任評価者向けの研修として、各学校へ実際の評価を行う研修。各学校側は、評価対象校として評価を受審する場合（予定含む）は、第三者評価の実施とみなすとともに、⑥の研修を優先的に受講できる
- ⑤ 学校の評価担当者向け研修の実施
- ⑥ ④の対象校として参加する学校（参加予定含む）に対して、優先的に評価実施準備に向けた実践研修を実施
- ⑦ 評価実施状況の調査、委託事業報告書等の作成

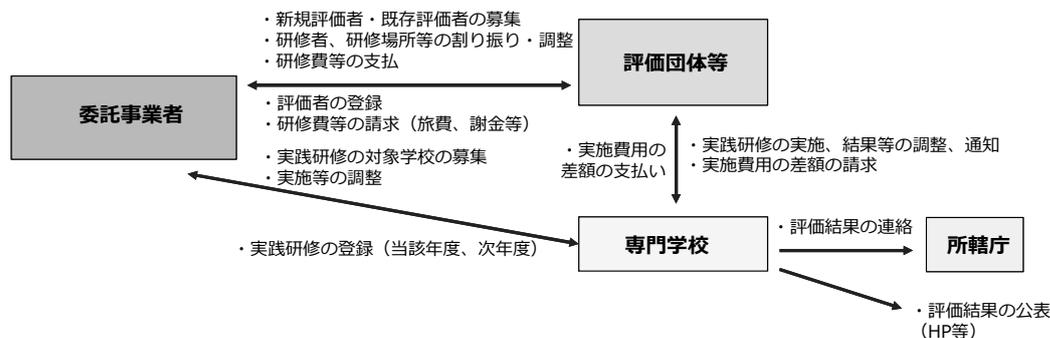
18

「学校評価の推進」委託イメージ

④実践的な研修

評価団体等向けの評価実践研修の実施（評価者の割り振りや対象学校を募集し、研修を実施）

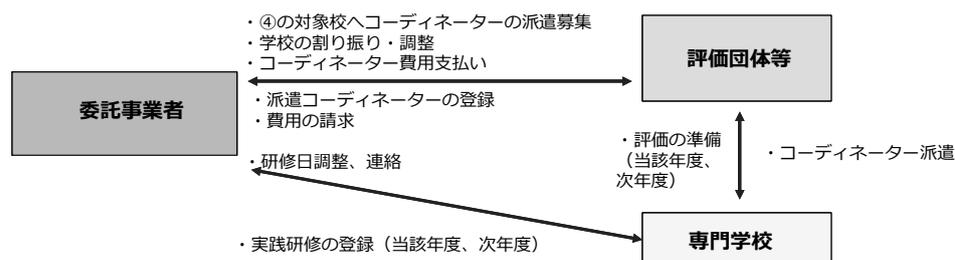
※評価実践研修とは、新任評価者向けの研修として、各学校へ実際の評価を行う研修。各学校側は、評価対象校として評価を受審する場合（予定含む）は、第三者評価の実施とみなすとともに、⑥の研修を優先的に受講できる。



⑥実践的な研修

④の対象校として参加する学校（参加予定含む）に対して、優先的に評価実施準備に向けた実践研修を実施

※当該年度又は翌年度に実践研修の対象として登録する学校に対して、事前準備を促進するための支援を行う



19

専門学校の 第三者評価受審に向けて

専門学校第三者評価マニュアル（案）による

特定非営利活動法人職業教育評価機構 副理事長
全国専修学校各種学校総連合会 常任理事総務委員長
関口正雄

第1章 学校評価の基礎知識

1 学校教育法の改正と専修学校の学校評価制度

○学校教育法第132条2には、専門課程を置く専修学校は、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外のもので専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）を受け、その結果を公表するよう努めることを規定しています。

* 自己点検評価の義務化

文部科学大臣告示→学校教育法に規定

○第三者評価は、規定上は努力義務となっていますが、法律に規定されたことにより、例えば、高等教育の修学支援新制度の確認要件として、これまで、学校関係者評価の実施と結果公表が課されていましたが、今回の改正の規定を踏まえ、新たに第三者評価の結果の公表を課することとされています。経過措置があるものの規定として本則にあることは重要なことといえます。

○また、文部科学省は、大学院入学資格（高度専門士）認定学科及び外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定学科を有する専門学校は、改正学校教育法が施行される令和8年4月から5年間に第三者評価を受審することを求めています。さらに、実施状況も見ながら職業実践専門課程認定校に対する拡大も視野に入っています。

○高等課程、一般課程についての規定は変わりありません。（学校教育法42条の小学校の学校評価規程を準用）

1

2 専修学校における学校評価ガイドラインの主な改正

(1) 専修学校教育の質の保証・向上における学校評価の位置づけの明確化

○改正ガイドラインでは、「専修学校が自ら掲げる理念・目的を実現するために具体的に**育成する人材像**を定め、必要な知識・技術、技能等の**教育の目標を明らかにし**、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを**組織として管理し**、教育を**運営する仕組みである職業教育のマネジメントが重要**であり、**学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段**であるといえる。」としています。

○**学校評価が目的ではなく、手段、手法の一つ**であることを明確にしています。このことから、**職業教育のマネジメント体制の構築と、機能の有効性の確認が評価の重要な視点**となります。

(2) 改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等を明確化

○改正学校教育法において専門課程には、外部の意見を有するものによる評価が努力義務となっています。略語では、外部評価という用語が使用されています。**外部評価と第三者評価は、評価用語では、実施主体が異なるなど厳密な意味では同じではありませんが、改正ガイドラインでは一般的な用語として第三者評価という表現を用いています。**

2

第2章 専門学校の第三者評価

1 改正ガイドラインにおける第三者評価

専門学校の第三者評価（自己点検・評価も同）の項目例

大項目	小項目
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目 2 教育の実施 3 単位・卒業認定 4 学修成果目標の達成状況
項目3 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理 2 自主的な学習の促進に対する支援 3 多様な学生に対する支援 4 学生生活に関する支援
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用 2 教員の組織編制等 3 教員の資質の向上
項目5 教育環境	1 教育環境の整備 2 安全対策、防災組織 3 施設・設備等の点検、改善等
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤 2 学校運営 3 学校評価の実施と改善活動 4 社会からの理解と情報の公表

出典：改正ガイドライン

3

評価結果の評定（自己点検評価も同）

○従前のガイドラインにおいても5段階の評価表現の様式を例示していました。この様式を用いて自己点検評価を実施する学校もありました。改正ガイドラインでは、**項目例に示した点検・評価項目毎に自己点検評価結果として3段階の評定**を行うものとしています。

○自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる（附属資料4にイメージ例を例示）。評価は、各項目について3段階で評価する。「**基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合**」は**3**、「**基準をおおむね満たす場合**」は**2**、「**基準を満たしておらず改善が必要な場合**」は**1**とする。
その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

出典：改正ガイドライン

4

第3章 評価機関が行う第三者評価

1 これまでの取組

(1) 評価機関の設立、第三者評価事業の展開

○東京都及び社団法人**東京都専修学校各種学校協会**（以下「東専各協会」という。）を中心に設置した「**専修学校構想懇談会**」の報告書において、専修学校の社会的信頼性の向上を図る仕組みとして**学校評価システムの導入と情報公開の推進**が提言されました。

○平成16年9月、東京都の支援NPO法「**特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構**」**現、職業教育評価機構**（以下「**評価機構**」という。）を設立。自己点検・評価研究委員会設置。自己点検・評価のための基準となる「東京フォーマット」の検討に入りました。

○平成18年、第三者評価システム原案を作成、会員4校においてモデル事業を実施し、「**専門学校等評価基準書**」を発表。評価機構内に「**評価者バンク**」を設置し、評価員登録と養成研修を開始しました。**平成19年度から第三者評価を本格的に事業化**し、東京都において、受審校及び自己評価に対する補助制度が開始されました。現在では、評価機構のほか、一般社団法人「**専門職高等教育質保証機構**」においても専門学校に対する第三者評価を実施しています。

※評価機構における第三者評価実績

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
8	3	5	2	4	5	4	6	7
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	5	1	4	2	3	4	2	4

5

○一方職業教育機関においては、専門職業人材育成プログラム評価として**分野別第三者評価**が必要となります。

○このことについて、評価機構と柔道整復師養成に係る関係4団体は、2012（令和24年）年から継続的に行っている第三者評価の実施・検証の成果を踏まえ、令和元年から評価組織（機関）の組織化に向け、検討・協議を重ね、令和3年6月、一般社団法人**柔道整復教育評価機構**を設立しました。同機構では、**機関別分野別統合型の第三者評価事業**を展開しています*。

*** 機関別評価と分野別評価**

機関別評価は、学校全体を包括的に行う評価

分野別評価は、特定の専門分野における教育課程、教員組織、教育活動に特化して行う評価→専門職大学院と専門職大学は、機関別認証評価の他にこの分野別認証評価の受審が義務付けられている

6

(2) 文部科学省委託事業と実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営

○**文部科学省**は専門学校の質保証・向上に向けた取組について、**職業実践専門課程における第三者評価の調査研究を、平成26年度からスタートし、平成27年度には、11分野のコンソーシアムにおいてそれぞれ第三者評価基準の策定等**が進められました。

○**評価機構**では**コンソーシアム間の連絡調整会議を開催**するとともに合同の研修会、成果報告会を行うとともに、第三者評価事業の実用化に向け、**分野横断的な第三者評価基準策定、モデル評価、評価者育成研修等の事業を展開**してきました。

○令和2年度から文部科学省委託事業の中において、「**実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会**」を設置し、諸課題の認識共有、情報交換、共通課題解決に向けた研修会の開催に取組んでいます。

7

2 評価機関が行う第三者評価の受審

○第三者評価を行う評価機関では、それぞれ、第三者評価基準を策定しています。専門学校の評価基準としては、**文部科学省がガイドラインに定める評価基準に準拠した基準**になっています。また、評価基準とともに、**各機関では、評価に関する基本事項、評価方法、受審の手順等を示す、実施要綱等を定めています**。受審を希望する機関の基準等をよく理解するところから始まります。

○受審校は、**定められた基準に従い*、自己点検・評価を実施し、評価報告書を作成し、記述した内容（学校の取組、課題、課題解決に向けた方策など）を確認する参照資料集を作成し、提出期日までに評価機関に提出**します。

*** 自己点検評価結果をまとめた文書と評価機関が指定した基準と様式により作成し評価機関に提出する自己評価報告書は別のもの**です。

○評価機関では、提出された**自己点検・評価報告書及び参照資料を確認し受理し、評価を実施する評価部会（評価者の会議体、部会長以下4名程度）における評価を開始**します。評価は、**書面調査、訪問調査、評価結果報告書作成**の各業務を履行します。

○評価機関では、評価部会における審議を経た評価結果報告書について、**別に委員会を設置し、二重にチェックし評価結果を決定**します。学校に通知し、意見申出があれば、法人が審査会を開催し、裁定し、最終決定します。評価結果のフォローアップも含め**評価機関が責任**を持ちます。

8

*** 専門学校の第三者評価を行う評価機関・組織の種類**

・独立した評価専門機関

→職業教育評価機構、専門職高等教育質保証機構、柔道整復教育評価機構、全国専門学校教育研究会が設立予定の評価機関等

→評価基準、評価者、評価方法等は評価機関が定める。

・組織内部に第三者評価機能を有する学校協会等の団体（評価専門の団体ではない）

→全国自動車大学校・整備専門学校協会

→評価基準、評価者、評価方法等は評価機関が定める。

・専門学校が選出した評価者等が形成する組織

→事例はなし、令和8年度以降に現出か？

→評価の主催者は学校だが、評価の客観性、信頼性、継続性の観点から、学校に対して一定の独立性が求められる。

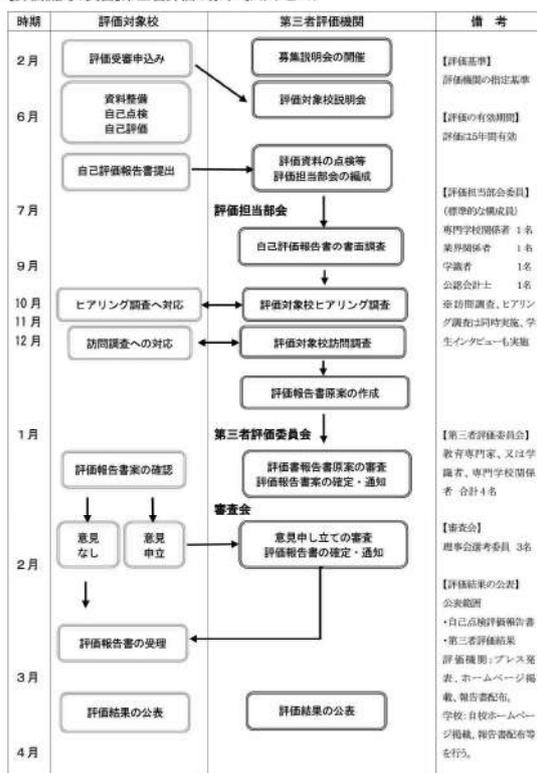
→評価者は学校が文部科学省の示す基準により選出する。

→評価基準、評価方法等はこの評価者組織が定める。

→評価結果の責任は学校にあるが、評価者にも一定の責任が生じる。

9

【評価機関の受審】第三者評価の標準的スケジュール



10

第4章 学校が主催して実施する第三者評価

1 学校が行う業務

(1) 学内実施体制の整備

- 第三者評価の学則への規定、学内組織（職業教育のマネジメント体制）の位置づけ 第三者評価実施に関する規程（規則）の制定
- 学校内の担当組織と業務内容、費用負担、全教職員への研修
- 設置者（学校法人等）との協議

(2) 第三者評価実施組織の構築

- ・客観性、公平性、透明性の確保・評価組織の独立性・中立性の観点からの体制整備
- 第三者評価の実施者（評価者）の要件と選任
- 第三者評価実施に関する実施者（評価者）組織との協定（契約）の締結（報酬含む）
- 評価全体のスケジュール策定 ○評価日程の調整と協議

(3) 評価結果の公表と所轄庁との連携

- 公表（自己点検評価、評価組織の選任、評価の経過、評価結果）及び公表方法の決定 ○所轄庁等との連携（報告、助言・指導）

11

2 第三者評価実施組織が行う業務

(1) 第三者評価組織の具体的な業務の確認等

- 具体的な業務内容 組織性の確保が重要
- 評価者の守秘義務、文書等の取扱い等（評価報告書、参照資料等、評価の記録）

(2) 第三者評価に関する基本事項の決定

- 評価基準の策定（評価の視点、必要な参照資料の整理）
- 評価様式（自己点検・評価報告書、指定資料・データ、の決定）
- 評価方法の決定（書面調査・訪問調査・インタビュー等）
- 評価スケジュールの決定

(3) 評価の実施

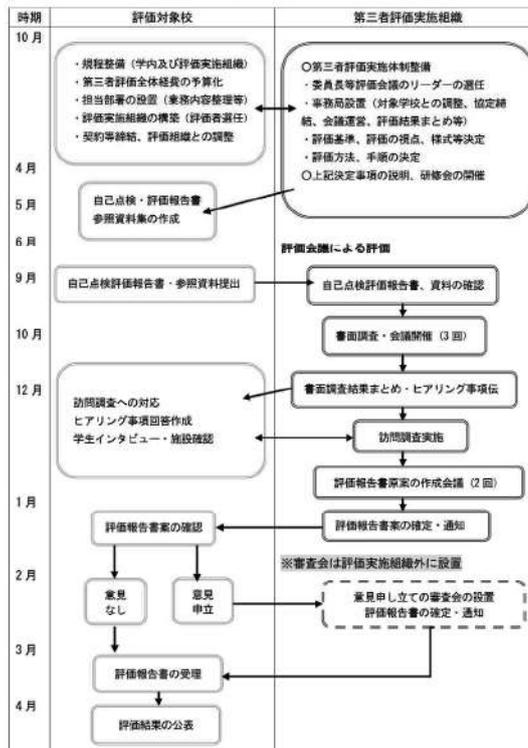
- 評価実施説明会の開催（学校側への説明会）
- 書面調査及び調査のとりまとめ
- 訪問調査、ヒアリング、学生等インタビューの実施

(4) 第三者評価報告書の作成

- 評価結果コメント、段階評定 ○評価原案の作成と調整
- 評価書原案の審議・確定・学校へ通知
- 意見申し立て等と対応
- 評価結果に対するフォローアップ

12

【学校が主催して実施する第三者評価】第三者評価の標準的スケジュール



※評価者等はガイドラインの要件準拠

13

団 体 名		一般社団法人専門職高等教育質保証機構	
1	設立年月日	平成23年（2011年）2月	
2	所在地 連絡先（電話・メールアドレス）	東京都港区六本木6-5-17 TEL：03-3403-3432 Mail：info@qaphe.or.jp	
3	第三者評価対象校	当機構の正会員入会（学校単位）	
4	第三者評価実績	3 専門職大学院 分野別認証評価 7 専門職大学 分野別認証評価 10 専修学校専門課程 第三者評価 ※令和7年度実績を含む	
5	第三者評価基準の構成	領域Ⅰ 専修学校専門課程の目的および学修成果 領域Ⅱ 教育課程および教育方法 領域Ⅲ 教育上の基本となる組織 領域Ⅳ 学修環境 領域Ⅴ 学生定員管理および経営管理 領域Ⅵ 内部質保証	
6	第三者評価結果の記述	Ⅰ 第三者評価結果（結果の概要） Ⅱ 領域ごとの評価 Ⅲ 意見申立ておよびその対応 Ⅳ 参考資料（自己評価書の概要の転記）	
7	第三者評価の実施体制	(1) 理事会・社員総会 (2) 検討委員会 (3) 第三者評価委員会 (4) 意見申立て審査会 (5) 評価者研修	
8	第三者評価結果の公表方法	第三者評価報告書は、当機構ウェブサイトに掲載。 学校が作成した自己評価書は、学校の情報公開サイトのURLを掲載	
9	第三者評価受審費用※		
	(1)	入会金	1万円
	(2)	年会費	5万円
	(3)	評価料	105万円
10	備考	※9については現在見直しを検討中	

団体名		一般社団法人 全国専門学校評価機構（仮称 準備中）
1	設立年月日	令和8年4月（予定） 【設立趣旨】一般社団法人全国専門学校教育研究会は、これまでの文部科学省委託事業の成果を踏まえ、第三者評価受審を希望するすべての地方の専門学校が、安心して第三者評価を受審できるよう、地域拠点を設け、地方における内部質保証人材の育成と評価者養成を促進するとともに、第三者評価を実施する評価機関を設立する。
2	所在地 連絡先（電話・メールアドレス）	現在準備中 （メール：zensenken@jamotec.co.jp）
3	第三者評価対象校	すべての専門学校を対象としています
4	第三者評価実績	3校（令和7年度文部科学省委託事業にてモデル検証）
5	第三者評価基準の構成	1. 教育理念・目的 2. 教育課程、教育の実施、学修成果 3. 学生の受入れ学生支援 4. 教育実施組織・教員 5. 教育環境 6. 教育活動の基盤と改善・向上の取組
6	第三者評価結果の記述	① 第三者評価結果（3段階評価） ② 項目ごとの評価結果への所見
7	第三者評価の実施体制	1. 評価チーム 2. 総合評価会議 3. 評価組織委員会 4. 運営事務局 5. 研修部会（内部質保証人材育成講座／評価者養成講座等を実施）・登録評価者継続講習 等
8	第三者評価結果の公表方法	Webサイトにて公開
第三者評価受審費用		
9	(1) 入会金	なし
	(2) 年会費	なし
	(3) 評価料	902千円（消費税別）（予定） ※現地調査時の評価者2名分の旅費交通費を含む。
10	備考	母体となる全専研（一般社団法人全国専門学校教育研究会； https://www.zsenken.or.jp/ ）は、地方の専門学校の質向上のため、文部科学省の委託事業を受託し、主に教職員研修の開発に取り組んできた団体である。北海道から沖縄まで、全国に会員校があり、専門学校8分野のすべてをカバーしている。 【評価方法の特徴】エビデンスのみで説明できる項目について、不要な説明文の作成を求めないなど、専門学校側の負担（自己点検評価表の資料作成等）を軽減できる評価手法を採用している。 第三者評価受審の準備につながる内部質保証人材育成講座を実施するなど、専門学校側の評価に関する支援を積極的に行っている。

団 体 名	一般社団法人 柔道整復教育評価機構
-------	-------------------

1	設立年月日	令和3年(2021年) 6月1日
2	所在地 連絡先(電話・メールアドレス)	〒105-0013 東京都港区浜松町1-6-2 丸神ビル1F 電話：03-6435-6995 メール：info@jabjte.or.jp
3	第三者評価対象校	<ul style="list-style-type: none"> ・会員校(40校) ⇒柔道整復師養成専門学校 ⇒受審年度の4月時点で、完成年度後1年以上経過している学校
4	第三者評価実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：柔道整復師養成分野 機関別版(4校)を実施 ・令和6年度：柔道整復師養成分野 分野別版(1校)を実施 ・令和7年度：柔道整復師養成分野 分野別版(1校)進行中
5	第三者評価基準の構成 ※令和7年度 分野別評価版	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目1：教育理念・目的・目標 ・大項目2：教育活動 ・大項目3：学生支援 ・大項目4：学修成果・評価・教育改善 ・大項目5：入学選考・学生募集 <p>※大項目5、中項目12、小項目48の3層構成で、評価を行う上でのポイントとなる具体的な事項を小項目として設定</p>
6	第三者評価結果の記述	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の判定区分(三段階) ①「可」：基準を満たしている ②「要改善」：基準を満たしていないとはいえないが、改善を要する ③「不可」：基準を満たしていない
7	第三者評価の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施委員会 ・第三者評価委員会 ・評価部会 ・異議申立審査会
8	第三者評価結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・受審校：評価報告書(全文)をホームページ掲載 ・当機構：評価報告書(全文)をホームページ掲載及び出版物発行
第三者評価受審費用		
9	(1) 入会金	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員：100,000円 ・賛助会員：10,000円 ※全国柔道整復学校協会の正会員の入会については、入会金免除
	(2) 年会費	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員：600,000円 ・賛助会員：100,000円(1口以上) ※全国柔道整復学校協会の正会員については、年会費70,000円
	(3) 評価料※令和7年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・機関別評価受審料：220万円(税込) ・正会員の機関別評価受審料：165万円(税込) ・正会員の柔道整復分野別評価受審料：110万円(税込) ※新学校評価ガイドラインを踏まえ、大幅減額を検討中
10	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準および評価料については、令和8年度に向け改定予定

団 体 名		全国自動車大学校・整備専門学校協会（JAMCA）
1	設立年月日	昭和37年(1962年)11月
2	所在地 連絡先（電話・メールアドレス）	東京都新宿区大京町31番地 ヴィッパ新宿御苑1101号 電話：03-3356-7066
3	第三者評価対象校	会員数 47校 当協会加盟の会員校を対象とする
4	第三者評価実績	全47会員校のうち6専門学校 （平成26～29年度文科省委託事業の実証実験、平成30年度～JAMCA 委員会の第三者評価）
5	第三者評価基準の構成	1 教育理念・目的・目標 2 教育課程、教育の実施、学修成果 3 学生の受入れ、学生支援 4 教育実施組織・教員 5 教育環境 6 教育活動の基盤と改善・向上の取組
6	第三者評価結果の記述	総評 項目別評価 I 自己点検評価に対する評価 II 職業実践専門課程認定要件適合評価 III 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価 IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内 容の評価
7	第三者評価の実施体制	JAMCA質保証等検討委員会を中心に体制を構築 (1) 第三者評価委員会 (2) 実施委員会 (3) 評価者研修
8	第三者評価結果の公表方法	受審校が学校評価ガイドラインに基づき情報公開 （学校ホームページの掲載や関係者への周知・報告など）
9	第三者評価受審費用	
	(1) 入会金	協会加盟校向けであり新たな負担は想定しておりません
	(2) 年会費	協会加盟校向けであり新たな負担は想定しておりません
	(3) 評価料	未定
10	備考	第三者評価については、平成26～29年度は文科省委託事業として、 平成30年度以降は委員会を設置して実証実験、研修会、評価ガイド ブックの作成等に取り組んでおりました。 令和8年度は会員校1～2校の評価をピアレビュー方式で実施し、 体制面や費用負担の検討を進める予定です。

団 体 名		特定非営利活動法人職業教育評価機構
1	設立年月日	平成16年(2004年)9月30日
2	所在地 連絡先(電話・メールアドレス)	東京都中野区東中野4-19-8 フォーカルビル2 3階 電話 03-5497-8535・メール info@hyouka.or.jp
3	第三者評価対象校	会員数 114校 本機構の正会員校(学校単位) 本機構で第三者評価を受審を希望する学校は、正会員に入会、本機構主催の研修会・説明会に参加する
4	第三者評価実績	専門学校 平成19年度から延べ 70校 専門職大学 令和6年度 1大学
5	第三者評価基準の構成	1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント 2 教育課程、教育の実施、学修成果 3 学生の受入れ・学生支援 4 教員・教育実施組織 5 教育環境 6 教育活動の基盤と情報の公表
6	第三者評価結果の記述	1 中項目毎3段階評価 2 総評(総括的記述) 3 大項目ごとに概評・提言(改善課題等あれば)
7	第三者評価の実施体制	1 第三者評価委員会(第三者評価の運営全般) 2 学校評価部会(学校ごとの評価を担当) 3 意見申立審査会(法人理事会で設置) 4 改善報告書検討部会(学校評価部会と同) 5 評価者研修(評価部会等を対象に開催)
8	第三者評価結果の公表方法	学校評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載 自己点検・評価報告書も同様
9	第三者評価受審費用	
	(1) 入会金	10万円
	(2) 年会費	令和8年度 8万円 令和9年度以降 10万円
	(3) 評価料	830千円(消費税別)
10	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価に実施に際し、独立性、客観性、公平性、専門性を重視し、評価の過程、結果について透明性の高い評価を実施します。 ・受審校等へ、継続的な改善・向上を支援します。 ・実践的な職業教育を行う専門学校の評価の実施について恒常的に調査研究を行い、研修会を開催しています。 ・毎年度、全国の高等学校へ専門学校の第三者評価受審状況を発信しています。 ・会員校に対して、学校評価等に関する各種相談に随時対応しています。 ・本機構発行の「専修学校のための学校評価ハンドブック」など有料頒布物について1部を無償頒布するほか、割引価格で販売しています。

【質問事項】

第三者評価実施者の要件について、ガイドラインでは、以下の3点があげられている。

現在、本校で実施している、学校関係者評価委員会の委員が要件を満たしている場合、学校関係者評価委員と第三者評価実施者を兼ねてもよいか。

参考【出典：ガイドライン】

要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者等 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和8年3月発行（禁無断掲載）

令和7年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
専門学校における職業教育のマネジメント強化及び
第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施
事業成果報告書

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構
〒164-0003 東京都中野区東中野 4-19-8 フォーカルビル2 3階
電話 03-5497-8535 FAX 03-5497-8536
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>